

ふなばしー番星プラン

第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画

平成24年度～32年度
船橋市生涯学習推進本部

ふなばし一番星プラン改定を迎えて

今日、科学技術・情報化の高度な展開は、人々のライフスタイルや産業活動に大きな変革をもたらしてきています。一方で、少子高齢化が急速に進行し、高齢社会を迎えたなかでは、誰もが社会を支える一員として、生きがいをもって暮らせるような社会の実現が求められています。

本市では、こうした状況を踏まえ、昨年3月に平成24年度から32年度までを計画期間とする船橋市総合計画後期基本計画を策定したところであります。本計画では、市民の皆様が船橋に「住んでよかった、住み続けたい」と思っていたくため、まちづくりの重要なテーマを6つの「めざすまちの姿」として掲げて、関連する施策を総合的かつ重点的に推進することとしております。そして「文化を育み豊かな心と生きがいが実感できるまち」の実現に向けては、取り組みの柱のひとつとして「生涯学習の推進」を掲げているところであります。

これに関して、本市では、これまでも第一次生涯学習基本構想・推進計画を策定し、生涯学習の推進に取り組んでまいりましたが、第一次計画の期間が平成23年度に終了したことから、今般、第二次生涯学習基本構想・推進計画を策定したところであります。

本計画においては、船橋市総合計画後期基本計画に加えて、平成22年度からの「船橋の教育～教育振興ビジョン及び教育振興基本計画～」など、市の各計画との内容の整合を図りました。

生涯学習は一人ひとりの生きがいづくりや自己実現の方策であると同時に豊かな地域づくりに資するものとして、その重要性はますます高まっています。今後は、本計画の内容を具体的な施策として生かし、生涯学習社会の充実に向けて推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました多くの皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成25年3月

生涯学習推進本部長

船橋市長 藤代孝七

目次

第1編	ふなばし一番星プランの改定の背景	1
1章	本計画の概要	2
1.	改定の背景	2
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の構成	4
4.	計画の進行管理	5
5.	計画の期間	5
6.	第一次計画との比較	6
2章	知の循環型社会の構築に向けて	8
第2編	船橋市生涯学習基本構想	15
1.	船橋市生涯学習基本構想・知の循環型社会の構築	16
2.	2つの重点目標	17
3.	4つの方策	18
方策1	社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します	18
方策2	地域のみんで学校を応援します	18
方策3	充実した生涯学習の環境づくりを目指します	19
方策4	地域の教育力の向上を目指します	19
第3編	各施策	21
施策1-1.	健康を保持するための学習機会の提供	22
施策1-2.	自然との共生を育むための学習機会の提供	22
施策1-3.	国際人を養成するための学習機会の提供	22
施策1-4.	情報化社会への対応力を高めるための学習機会の提供	23
施策1-5.	家庭の教育力を高めるための学習機会の提供	23
施策1-6.	現代的課題に対応した消費者の学習機会の提供	23
施策1-7.	人材育成と仲間づくりを目指す総合的な学習機会の充実	23
施策1-8.	ライフステージに応じた学習機会の提供	24
施策1-9.	世代間交流の推進	24
施策1-10.	スポーツ・レクリエーションの充実	24
施策1-11.	芸術文化活動の推進	24
施策1-12.	ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実	24
施策1-13.	人権意識を高めるための学習機会の充実	25
施策1-14.	男女共同参画社会に向けての学習機会の提供	25
施策2-1.	家庭や地域における学校外活動の充実	28
施策2-2.	地域との連携による家庭教育の充実	28
施策2-3.	学校を地域全体で支援していく体制の推進	28
施策2-4.	地域や異年齢集団とかわる機会の充実	29
施策2-5.	地域における学校施設のあり方	29
施策2-6.	学校をめぐる現代的課題に向けての取り組み	29
施策2-7.	大学や高等学校等との連携協力	29
施策3-1.	学習情報の一元化と情報のネットワーク化	32
施策3-2.	多様な情報メディアの活用	32
施策3-3.	ライフステージに応じた情報提供	32

施策3-4.	学習相談体制の整備・充実	33
施策3-5.	公民館の整備・充実	33
施策3-6.	図書館サービス網の整備・充実	33
施策3-7.	生涯学習関連施設間等の連携・充実	33
施策3-8.	生涯学習施設の防災機能強化	33
施策3-9.	総合的な生涯学習推進体制の充実	34
施策4-1.	地域の生涯学習の推進	37
施策4-2.	ふるさと船橋について学ぶ機会の充実	37
施策4-3.	まちづくりに向けた学習機会の充実	37
施策4-4.	人材の養成・活用とネットワーク化	37
施策4-5.	生涯学習人材バンクの充実	38
施策4-6.	生涯学習を支援するための市職員派遣制度の充実	38
施策4-7.	地域における防災学習の充実	38

資料編	41
1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価	42
2 市の生涯学習をめぐる状況	89
3 教育基本法の改正について	101
4 船橋市生涯学習推進本部設置要綱	106
5 船橋市生涯学習推進協議会設置要綱	109
6 船橋市生涯学習推進協議会委員名簿	110

第 1 編 ふなばしー番星プランの改定の背景

1 章. 本計画の概要

1. 改定の背景

市の生涯学習全体について定める「船橋市生涯学習基本構想・推進計画」（ふなばし一番星プラン：第一次計画）は、平成 12 年度に策定されました。本計画は「生涯学習時代の到来」を見据え、教育委員会だけではなく、市をあげて市民の学習ニーズに応える体制づくりを目指すべく、10 年間の市全体の生涯学習について定めたものです。市においても、本計画策定後、生涯学習に係る様々な施策を展開してまいりました。

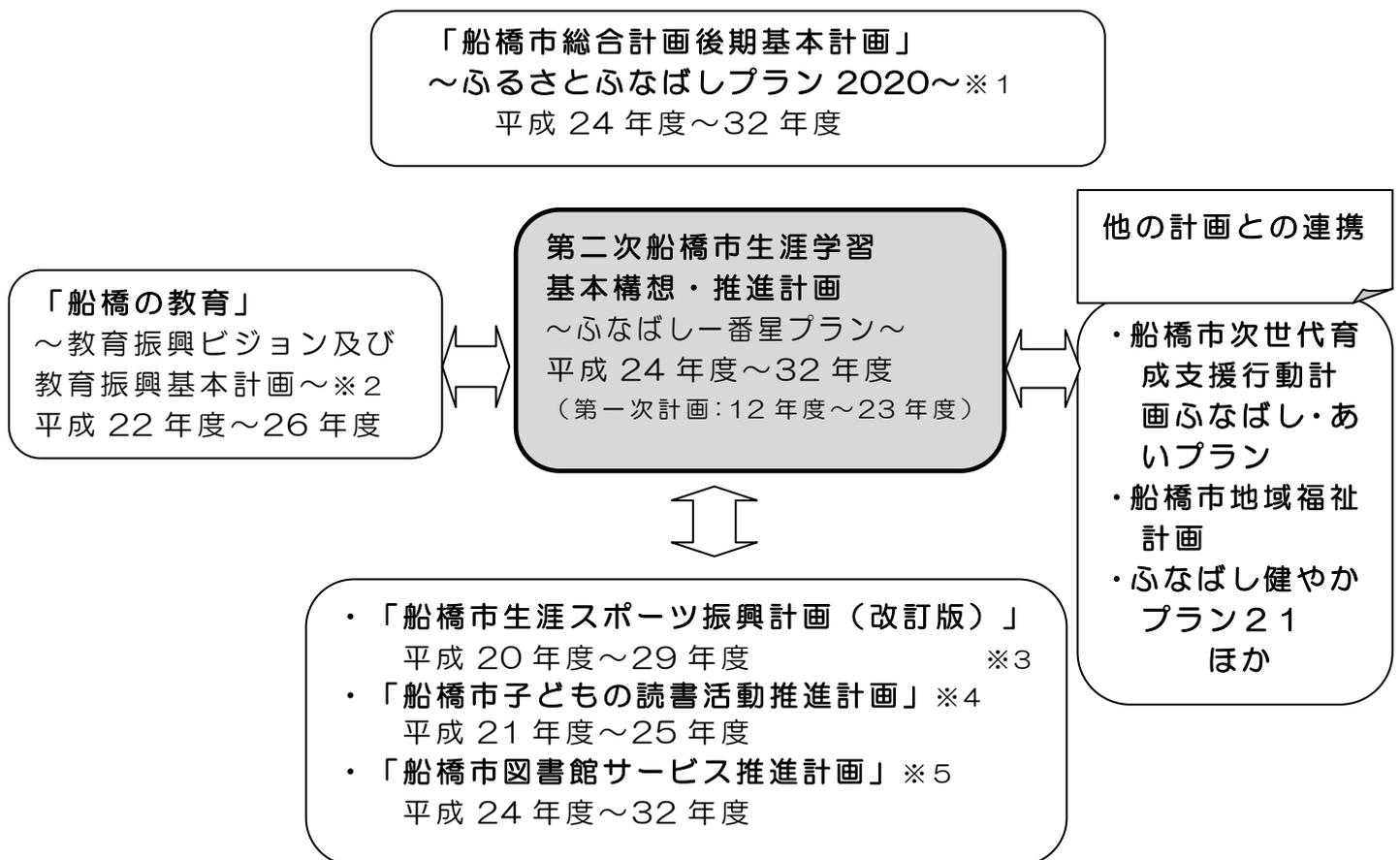
平成 18 年 12 月、教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「学校・家庭・地域の連携協力」に係る内容が新たに規定されるとともに、国や地方が総合的かつ計画的に教育施策を推進するため、「教育振興基本計画」が定められるなど、国においても大きな動きがありました。また、市の生涯学習を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

改定にあたっては、市民の委員からなる「船橋市生涯学習推進協議会」において、活発な討議がなされるとともに、多くの意見をいただきました。

第二次計画では、平成 12 年度に策定された第一次計画に引き続き、『輝け！「船橋のみんながもっている一番星」』を、市の生涯学習施策における市の目指す方向として掲げ、第一次計画の進捗状況の検証・評価とあわせ、3つの重点目標と、7つの方策の内容について再構成を行い、2つの重点目標と4つの方策としました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市の基本的な施策を体系的に定めた「船橋市総合計画後期基本計画」のもとに、市の教育が目指すべき方向性及び目標を明らかにした「船橋の教育」と整合性を図りながら、その他教育に関する個別計画や他部局の個別計画を総合的に勘案し策定しました。



※1 船橋市総合計画

「総合計画」は、将来の本市のあるべき姿を示した「基本構想」、基本構想を実現するための基本施策を定めた「基本計画」、3年間に取り組む事業計画を具体的に示した「実施計画」の3つから構成されています。

「船橋市総合計画後期基本計画」は、平成24年度から32年度の取り組みを体系的に定めたものです。この計画に沿って市政運営を総合的かつ計画的に進めることにより、本市のまちづくりの目標である『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』を実現していきます。

※2 船橋の教育

「船橋の教育」は、教育振興のための各施策に関する基本的計画として、「ふなばしの教育」（平成16年4月）を改定したものです。

平成22年度からの10年間を見据えた教育の姿「教育振興ビジョン」を示すとともに、平成22年度から平成26年度までの5年間に実施すべき教育施策ごとの事業計画「教育振興基本計画」を具体的に示しています。

※3 船橋市生涯スポーツ振興計画（改訂版）

本計画は、「船橋市生涯スポーツ振興計画」（平成14年4月）の改訂版として、平成20年8月に、総合計画に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを感じて健康な生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供するため策定したものです。

活動の場となる施設整備や指導者養成など、スポーツ環境の整備に努め、市民の生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図るために、国のスポーツ基本計画、県体育スポーツ推進計画、船橋市総合計画後期基本計画を基に、平成26年4月「船橋市スポーツ推進計画」を策定する予定です。

※4 船橋市子どもの読書活動推進計画

「船橋市子どもの読書活動推進計画」は、平成21年度から平成25年度までを計画期間として、子どもが読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことができる環境づくりを社会全体で計画的に推進することを目的に策定しました。

※5 船橋市図書館サービス推進計画

「船橋市図書館サービス推進計画」は、計画期間を平成24年度から平成32年度までとし、市民に読書機会を提供する施設として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える図書館を目指して策定しています。

3. 計画の構成

本計画は、次のように構成されています。

第1編 「ふなばし一番星プランの改定の背景」

計画改定の背景、位置づけ、概要など、本計画の改定についてまとめました。

第2編 「生涯学習基本構想」

2つの重点目標、4つの方策のもとに、市の目指す方向と、各施策を体系化し、基本構想としました。

第3編 「各施策」

方策ごとに、各施策の詳細を掲載しました。

資料編

- ・「第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価」
（各施策の進捗状況について、前回計画の策定時である平成12年度から23年度までの内容、その評価）
- ・「市の生涯学習をめぐる状況」
- ・「教育基本法の改正について」
- ・「船橋市生涯学習推進本部設置要綱」
- ・「船橋市生涯学習推進協議会設置要綱」
- ・「船橋市生涯学習推進協議会委員名簿」

4. 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、計画の進捗状況を取りまとめ、社会教育委員会議により、達成度を検証することとします。

5. 計画の期間

平成 24 年度～平成 32 年度

ただし、5 年を目途に計画の達成状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを図ります。

6. 第一次計画との比較

平成12年度に策定した第一次計画では、生涯学習を通して生活にうるおいや生きがいを見つけ、学校を応援し、学んだ成果を多様な形で地域に生かしてまちづくりにつなげることを目標として、「3つの重点目標」と「7つの方策」を設定しました。

それから約10年が経過し、その後も急増し続けている現代的な課題に対応するため、学校、家庭、地域、行政との連携・協力の必要性がより高まっています。

そこで、第二次計画では、第一次計画の方向性をそのままに引き継ぐこととし、人々のつながりを大切にしつつ、各自の持っている知識・技術や学んだ成果を地域社会に生かしていける体制づくりを目指して、「2つの重点目標」と、「4つの方策」を設定しました。

○ 第一次計画

3つの重点目標

I 自分らしい生きがいを見つけよう (私らしさ育む生涯学習の推進)
II 地域みんなで学校を応援しよう (学校の機能の拡充と生涯学習の推進)
III みんなでまちづくりにかかわろう (生涯学習によるまちづくりの推進)

7つの方策

方策1 自分探しの学習を応援します (社会の変化に対応した学習機会を充実する)
方策2 一人ひとりを大切に学習活動を応援します (ライフステージ・ライフサイクルに応じた学習機会・活動を充実する)
方策3 学校・家庭・地域が手を結びます (学校・家庭・地域の連携・融合を推進する)
方策4 学校を地域みんなの学習の場にします (学校の生涯学習機能を高める)
方策5 学習に必要な情報を提供します (学習情報の提供と相談体制を整備・充実する)
方策6 心地よく学べる環境を整備します (生涯学習環境の整備・充実とネットワーク化を図る)
方策7 市民と行政が一丸となって生涯学習を推進します (生涯学習推進体制を整備・充実する)

○ 第二次計画

2つの重点目標

I 生涯を通して自分らしく学び続けよう
II 学びで得た成果を地域に生かしてつなごう

改定のポイント

- 1) 第一次計画・重点目標Ⅰにおける、生涯学習を通して「生きがい」を探すだけでなく、第二次計画・重点目標Ⅰでは、「自分らしく学び続ける」ことで、急増している現代的な課題に向き合うこととしました。
- 2) 第一次計画・重点目標Ⅱの「地域のみんなで学校を応援しよう」は、第二次計画では方策の中で述べることとし、より具体的な課題としてとらえました。
- 3) 第一次計画・重点目標Ⅲは第二次計画・重点目標Ⅱとして、学びで得た成果を「まちづくり」から、より身近な「地域に生かしてつながる」とすることで、自己実現の積極的な応援を目指すこととしました。

4つの方策

方策1 社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します
方策2 地域のみんなで学校を応援します
方策3 充実した生涯学習の環境づくりを目指します
方策4 地域の教育力の向上を目指します

改定のポイント

- 1) 学習機会の提供にかかわる第一次計画の方策1～2を、第二次計画では方策1としてまとめ、「社会状況に対応した自分探しの学び」を応援することとしました。
- 2) 学校にかかわる第一次計画の方策3～4を、第二次計画では方策2としてまとめ、学校を学習の場とするだけでなく、学校・家庭・地域が一体となって連携・交流する場としてとらえ、地域の子どもたちを地域で守り育てることとしました。
- 3) 第一次計画の方策5～6を、第二次計画では生涯学習の環境づくりとしてまとめました。
- 4) 生涯学習推進体制の整備・充実についてまとめた第一次計画の方策7については、第二次計画では現代的な課題に向き合うため、生涯学習を通して人々のつながりを大切にした「地域の教育力」を向上することで、「地域づくり」「人づくり」を目指すこととしました。

2章. 知の循環型社会の構築に向けて

平成12年度に第一次計画を策定して10年以上が経過し、この間、市においては、人口の増加、高齢化、子どもを取り巻く教育環境等の変化など、その状況は大きく変化してきました。

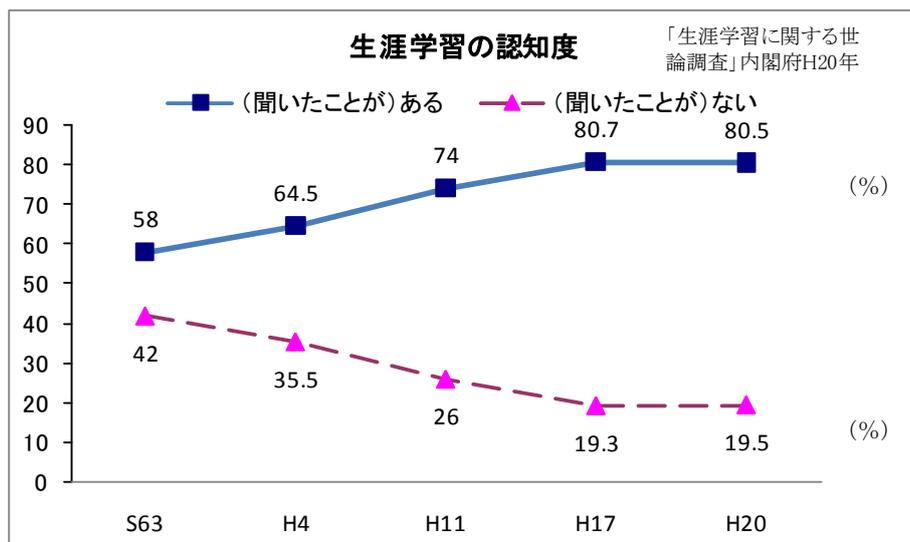
一方、「市の生涯学習をめぐる状況」（資料編参照）からも明らかなように、人々の学習要求や生涯学習政策に求められている課題は、一層高まりつつあることがわかります。

このような教育環境等の変化に柔軟に対応する必要性から、国では平成18年に教育基本法を全面改正するとともに、それを受けて平成20年には中央教育審議会から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」の答申が出され、この答申においては、「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する」といった『知の循環型社会』を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる」と述べています。

市では、このような背景を踏まえて、「生涯を通して自分らしく学び続けよう」、「学びで得た成果を地域に生かしてつながろう」の2つを重点目標とし、“学んだことを地域に生かした、生き生きとしたふれあいのまち”を、市の目指す「生涯学習社会」とします。

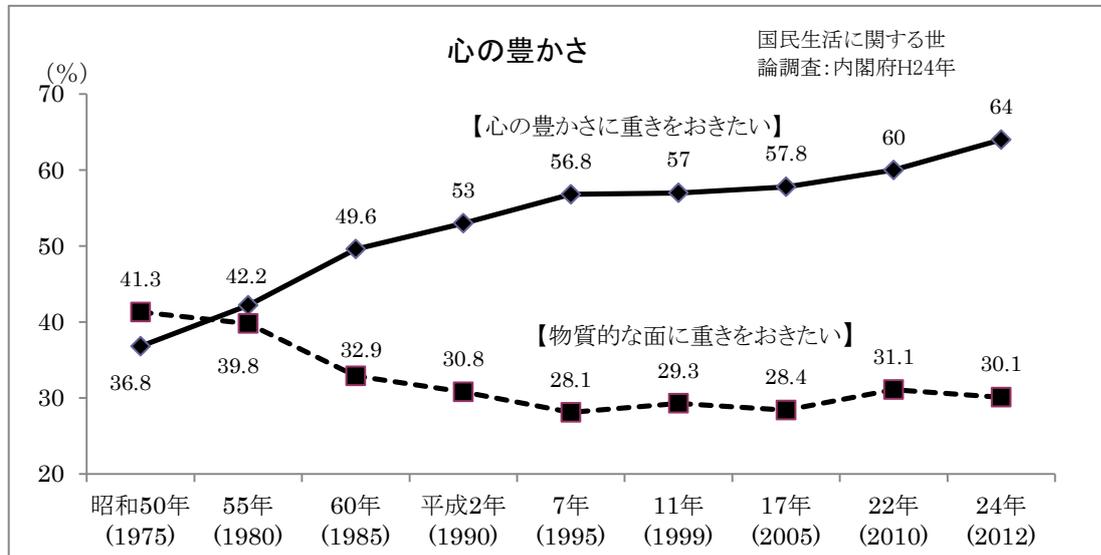
参考 1 ～「生涯学習」の広がり～

「生涯学習」に関する認知度は、昭和63年の58%から平成17年以降は80%を超えており、「生涯学習」に対する人々の関心やその大切さが、広く理解されてきているものと思われます。



参考 2 ～「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ～

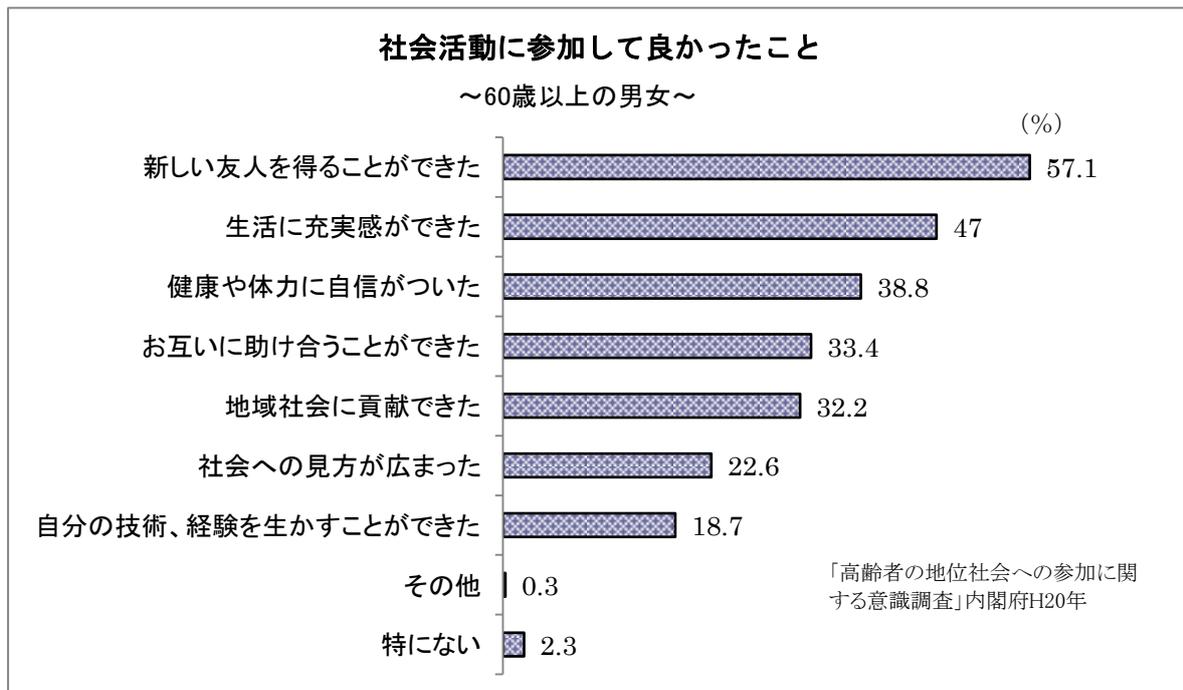
私たちがこれから生きていく上で大切なものは何か。調査結果を見ると、昭和55年以降、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと、人々の求めるものが大きく変化していることがわかります。また、現代社会において、高齢者の孤独死、核家族化など、地域社会における人間関係の希薄化などが問われる一方、地域の社会参加活動への参加意欲も高まってきています。



参考 3 ～社会活動の中に生きがいや充実感を見つけること～

地域社会において自らの能力を生かし、他者から受け入れられ、認められることに大きな喜びを見出すことができます。地域活動に参加している人たちの多くから、「新しい友人を得ることができた」「生活に充実感ができた」「健康や体力に自信がついた」といった回答があります。

社会参加活動は、自主的な活動であり、学歴や経歴に関係なく一人の人間として受け入れてくれる仲間がいるからこそ楽しいものとなります。



新しい時代に向けて生涯学習を積極的に推進していくためには、その基盤を整備していくことが必要になってきていることから、国では教育基本法を全面改正しました。そこでは、「生涯学習の理念」「家庭教育」「学校、家庭、地域住民等の相互連携協力」などを条文化し、「知の循環型社会の構築」を目指しています。

参考 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～ 平成 20 年中央教育審議会答申

社会の変化に対応した
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」（第 3 条）、「家庭教育」（第 10 条）
「社会教育」（第 12 条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第 13 条）

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた
学習への支援 ※1

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力（『生きる力』等※2）の育成
- －学校外活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な環境の整備、相談体制の充実
- －生涯学習プラットフォームの形成※3
- 学習成果の評価の通用性向上
- －検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「知の循環型社会」の構築

社会全体の教育力の向上※4

学校 + 家庭 + 地域

～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援
- －きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
- －学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
- －公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>

- 社会教育関係三法の改正 ※5
- ・教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>

- 地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進
- 学習成果の評価の仕組みづくり
- ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

※1 「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」

(中央教育審議会答申 平成20年「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」より)

1. 「生きる力」の育成について、学校教育外の活動においても支援する観点から、子どもの学校教育外の学習の在り方の検討、2. 地域社会における課題解決の機能を総合的に確保するための、社会教育施設などを活用した多様な学習の場や学習成果を生かす機会の充実、3. 大学などが社会人を対象とした課程を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度や、就職活動などの職業キャリア形成に活用するジョブ・カード制度の活用、第三者評価機関が検定試験について評価を行う際のガイドラインの作成による学習成果の評価の社会的通用性の向上などを、方策として挙げています。

※2 「生きる力」

(中央教育審議会 平成7年「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」より)

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力、これらの力を「生きる力」ととらえます。

※3 「生涯学習プラットフォーム」

(中央教育審議会答申 平成20年「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」より)

学習活動を行う上で、産業界・大学・専修学校・NPO等の民間団体等が連携し、キャリアアップ等に資する学習コンテンツの提供や学習相談によって、学習活動を推進する地域の基盤となるもの。

※4 「社会全体の教育力の向上」

(中央教育審議会答申 平成20年「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」より)

1. 子育てに無関心な保護者や関心は高いが学ぶ余裕のない保護者を含めた、様々な保護者に対するきめ細やかな家庭教育支援を積極的に進めていくための、身近な地域における家庭教育支援基盤の形成、2. 地域住民による積極的な学校支援の取組や「放課後子どもプラン」など、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進、3. 地域の学習拠点である公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の活用を提言しています。

加えて、施策を推進する際の留意点として、1. 「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点、2. 「継承」と「創造」を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点、3. 連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点の三点を方策として挙げています。

※5 「社会教育関係三法」

1. 社会教育法 2. 図書館法 3. 博物館法 を指します。

家庭教育・学校教育・社会教育の位置づけについて

川村学園女子大学教授 齋藤哲瑯

1 教育の垂直的な領域

(1) 家庭教育の位置づけ

家庭教育は、家庭という場で、親が子どもに対して行う私的な教育であり、親には情緒的な発達、コミュニケーション能力、善悪の区別などの基本的な生活能力を習得させて、社会に送り出す責任があります。

図1の家庭教育Ⅰは、人生の基礎をつくる上で重要な時期です。親は子どもの自立心や社会性を育てる必要があります、18歳で区切ってあります。

家庭教育Ⅱは、自分が親となって子育てをする時期です。親が50歳くらいになると子どもは家から独立していなくなり、その後は夫婦2人だけの生活となります。

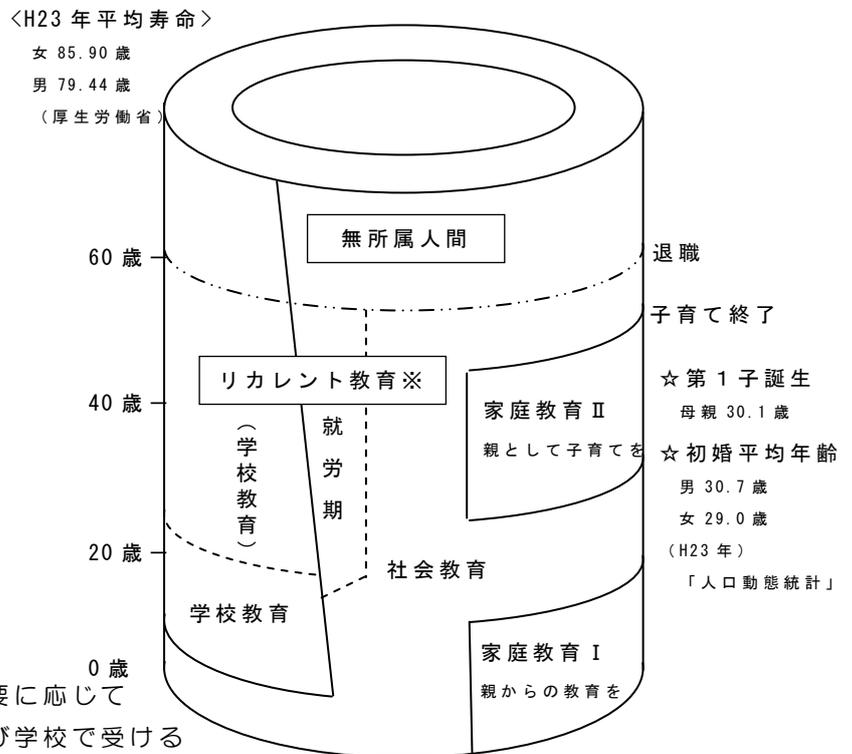
生活力を持たずに企業内に人間関係や自分の居場所を築いてきた会社人間のご主人が家に戻ってくると、家族から疎んじられることがあるようです。

そのようにならないためにも、生活のあり方を真剣に考え、地域社会の中に自らの居場所を求めていくことを検討してみてはいかがでしょうか。

図1※「リカレント教育」

学校を修了して社会に出た人が、必要に応じて働きながら、または仕事を離れ、再び学校で受ける教育をいう。

図1 教育の垂直的領域



(2) 学校教育の位置づけ

学校教育は、教師が児童・生徒の年齢や発達段階に即した内容や方法を考慮して、教材やテキストを活用しながら、健全な社会生活を送ることのできる基礎能力を授けることを目的としています。ただ、学校教育が20歳過ぎに終わることを考えると、今日の急変する時代にあっては、学校で教わった知識や技術だけで卒業後の人生60年を生きていくことは困難といえましょう。

最近の子どもには、自立心や社会性の欠如、学力低下などの問題が指摘されていますが、本来家庭で習得させなければならない生活力や自立心の育成までも学校に依存しがちな現実を見直し、家庭と学校の役割を明確にしつつ、地域との具体的な協力体制が求められています。

(3) 社会教育の位置づけ

社会教育は、学校以外の家庭や地域社会において行われる様々な学習活動を支援するという立場であることから、社会教育行政は、これまで社会教育施設の設置、講座・講習会等の開催、学習相談などに取り組んできました。最近では、子どもの自立性や社会性の育成などを目的とした体験活動、子育て中の親を対象とした講習会や子育て相談、ボランティア活動の推進などにも力を入れてきています。図1のように、家庭教育や学校教育が人生の途中で終わるのに対して、社会教育は人生の全てのライフステージにつながっていることから、その重要性がわかります。

2 教育の水平的領域

「教育の水平的領域」(図2)です。これは、教育を平板的にとらえて「地域の中に家庭や学校が存在する」という考え方です。今日、指摘されているような教育的な問題は「家庭教育」「学校教育」「社会教育」の三者のバランスが崩れたことが大きな原因であることが、この図をコマに例えればよくわかります。

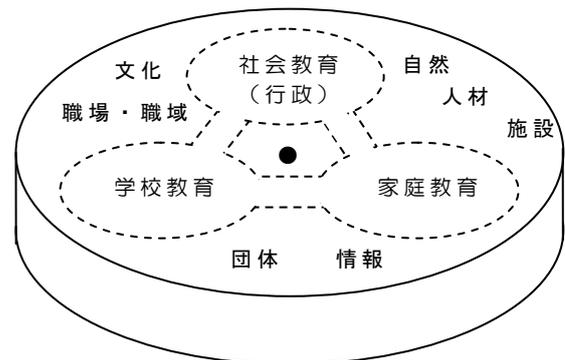
教育の中心軸を地域に置いて、この三教育のバランスがうまくとれていると回転はスムーズになりますが、教育の多くを学校に依存することで、教育のアンバランスを招き、その結果としてコマの回転力(全体の教育力)が弱まることになります。

もう一度、それぞれの教育の責任と役割を見つめ直すことが必要なのです。

今の子どもたちは遊び仲間と同じクラス子どもたちにかたより、屋外遊びは少なく、社会とほとんど触れることのない生活のため、社会で生きるための知恵や技術の習得は極めて困難といわざるを得ません。まずは、教育の基本に立ち返り、家庭教育、学校教育、社会教育それぞれの責任と役割を明確にするとともに、地域に存在する「自然」「文化」「人材」「職場・職域」「施設」などとの積極的なふれあいを図る必要があります。

地域活動に参加している多くの人たちが「活動や学ぶことは楽しい」と答え、その理由を、①活動を通してたくさんの仲間ができること、②他人から言われてやるのではなく自分の意思でやりたいことに挑戦できること、③肩書や学歴などに関係なく、一人の人間として参加できること、④利害関係を追及しないことを挙げています。

図2 教育の水平的領域



第 2 編 船橋市生涯学習基本構想

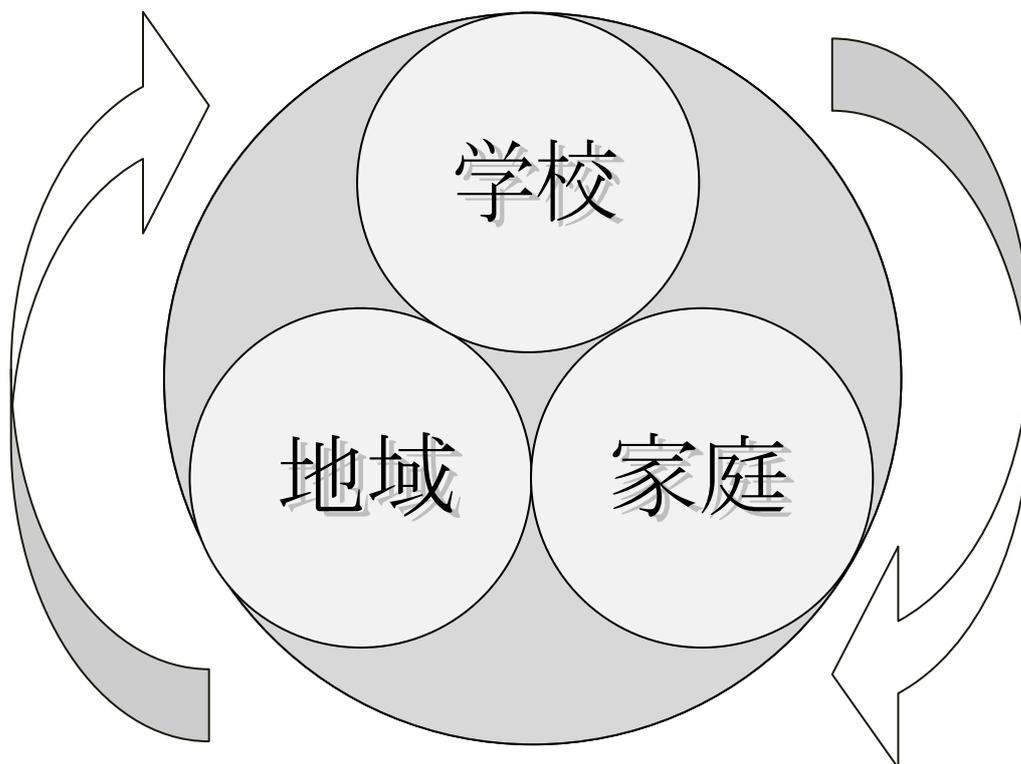
船橋市生涯学習基本構想・知の循環型社会の構築

輝け！「船橋の みんながもっている 一番星」



重点目標Ⅰ 生涯を通して自分らしく
学び続けよう

重点目標Ⅱ 学びで得た成果を地域に
活かしてつながろう



- 方策1 社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します
- 方策2 地域のみんなで学校を応援します
- 方策3 充実した生涯学習の環境づくりを目指します
- 方策4 地域の教育力の向上を目指します

2つの重点目標

重点目標Ⅰ 生涯を通して自分らしく学び続けよう

生涯を通して学ぶことで、私たちは生活のうるおいや生きがいでだけでなく、生きる上で必要なことを、自らの意思によって身につけることができます。

多くの人との出会いや交流を深め、新たな発見、生きがいや多くの仲間を得ることができます。生涯を通して、自分らしく学び続ける喜びを大切にしましょう。

重点目標Ⅱ 学びで得た成果を地域に生かしてつながろう

今まで培ってきた個人の技術や知識はもちろん、学びで得た成果は自らの生活だけでなく、サークルや自治会、ボランティアなどの活動を通して、多くの機会に地域で生かすことが重要です。

地域社会を見つめなおし、自らの居場所づくり、仲間づくりを通して、より多くの人々とふれあい、つながり、自らの学びの成果を生かすことができる生涯学習社会を目指しましょう。



ふなばし市民大学校
入学式後の全体講座

4つの方策

方策1 社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します

急速かつ複雑に変化している現代社会において、その時々課題に柔軟に向き合い、うるおいと生きがいのある自分探しの学びができるよう、学習機会の提供・充実に努めます。

また、ライフステージ全体を対象にした多様な学習メニュー・機会を提供することで、市民の学びを応援します。

方策2 地域みんなで学校を応援します

子どもをめぐる状況は、いじめ、不登校、インターネットをめぐる問題や、保護者の過保護、子どもに対する無関心、地域と子どもの関わりが少なくなってきたことなど、多様な課題が発生し、複雑かつ深刻化しています。

このようなときこそ、心身ともに健全で心豊かな子どもの育成を図るために、学校・家庭・地域が一体となって子どもを守り育てることが重要です。

地域の人々が各々の持てる技術や能力を生かし、地域全体で学校を応援します。

方策3 充実した生涯学習の環境づくりを目指します

市では、市民の学びの機会がより身近になるよう、生涯学習にかかわる環境を整備し、施設開館日の増加や電子予約システムの導入、学校開放の促進などに努めてきました。

今後とも、多様なライフスタイルや情報化に corres する質の高いサービスを提供するため、公民館、図書館、文化ホール、博物館、青少年施設や体育施設、学校等を、より充実した市の生涯学習施設とする環境づくりを目指します。

方策4 地域の教育力の向上を目指します

平成23年3月に発生した東日本大震災を通して、船橋市に住む私たちもあらためて自然の力の大きさや、家族・地域の絆の大切さを再認識することとなりました。

生涯を通して学ぶことは、自らの生きがいを見つけるだけでなく、このような自然災害に対応し、現代社会ならではの多様化した課題に向き合う姿勢にもつながるものです。

このような時代に、学校・家庭・地域、そして行政が一体となつてつながり、連携することが求められています。

生涯学習を通して、人々のつながりを大切にしたい、地域の教育力の向上を目指します。

第 3 編 各施策

方策 1 社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します

急速かつ複雑に変化している現代社会において、その時々課題に柔軟に向き合い、うるおいと生きがいのある自分探しの学びができるよう、学習機会の提供・充実に努めます。

また、ライフステージ全体を対象にした多様な学習メニュー・機会を提供することで、市民の学びを応援します。

施策 1-1 健康を保持するための学習機会の提供

生きがいのある充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが特に重要となります。食生活のバランスや日常の運動、定期的な健康チェック、病気の予防対策などについて、成長・発達段階に応じて学習することが必要です。

家庭における正しい食習慣・食生活のほか、学校での給食指導、地域社会においても、健康の保持・増進を図る学習機会を提供し、その充実に努めます。

施策 1-2 自然との共生を育むための学習機会の提供

かつてのライフスタイルでは、経済活動、生活の利便性追求などが重視される傾向がありましたが、近年になって、自然との共生について考え、生活を見直すことが求められています。そのため、人生の各ライフステージにおいて、野外体験や自然観察などを通して、動植物に直接接触するなど、自然との共生が育まれるように、多様な学習機会や学習情報の提供に努めます。

施策 1-3 国際人を養成するための学習機会の提供

様々な問題が一国では解決できなくなってきたグローバル化した現代社会においては、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」や「内なる国際化」を、一人ひとりが意識し、地域で推進していくことが重要です。

そこで、国際社会で生きる人材の養成のための学習機会の提供に努めます。

施策 1-4. 情報化社会への対応力を高めるための学習機会の提供

インターネットをはじめとする情報化社会は、日々進化し続けています。コンピュータや携帯電話のみならず、家庭や街なかでの様々な情報機器は、多様なネットワークと結ばれ、世界中から情報を受け取るだけでなく、個人単位で自由に発信することのできる状況にあります。

このような中、生活の利便性が飛躍的に向上していることで、その活用に対する知識が必要となる一方、今までに予想できなかった新たな危険が、世代を問わず発生しています。

そのため、ライフステージに応じた情報活用能力を高めるための学習機会の提供に努めます。

施策 1-5. 家庭の教育力を高めるための学習機会の提供

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせることやしつけなどは、一義的にはその保護者が負うべきものですが、少子高齢化や核家族化が進む現代社会においては、地縁・血縁の希薄化などにより、保護者の地域や家庭内の孤立化などの問題が発生してきています。

そこで、地域社会全体で子育てを支援して、家庭の教育力の向上に努めます。

施策 1-6. 現代的課題に対応した消費者の学習機会の提供

物質的な豊かさは人々の消費活動を活発にし、多様なライフスタイルを形成してきました。

そのような時代においては、消費活動の選択肢が多岐にわたり、この機を利用した悪質商法など、様々な消費者問題が発生しています。

そのため、消費者一人ひとりが、自己責任に基づいて適切な対応が図れるように、消費に関する情報や学習機会を提供します。

施策 1-7. 人材育成と仲間づくりを目指す総合的な学習機会の充実

ふなばし市民大学校は、平成 16 年にそれまでの老人大学・スポーツ健康大学・ボランティア大学・生涯学習コーディネーター養成講座を一元化してスタートしました。

老人大学を前身とするいきいき学部には、一般教養学科や園芸学科等を設置し、学びを通じた仲間づくりを行っています。

また、その他の大学・養成講座を前身とするまちづくり学部には、まちづくりのために地域で積極的に活動することを目指した 3 学科に加え、平成 22 年度には新たにふなばしマイスター学科を設けました。

それぞれの目的にあった学習機会の提供を行い、ふなばし市民大学校のカリキュラムの充実に努め、人材育成や仲間づくりを推進します。

施策 1-8. ライフステージに応じた学習機会の提供

人の一生には、乳幼児期から、児童・生徒期、青年期、成人期、高齢期といったライフステージがあります。個人がそれぞれの時期に抱える様々な課題に応じて、多様で的確な学習機会を提供します。

施策 1-9. 世代間交流の推進

少子高齢化や核家族化が進む中で、家族や地域において、異世代とのふれあいや交流する機会が少なくなってきました。このため、相互の理解が十分でなく、地域の伝統文化の継承も難しくなるなど、様々な影響が出ています。

このような状況の中、世代間の交流活動を通して、異世代間の心のふれあいや相互理解を深めるだけでなく、地域社会でともに暮らしているという認識を育む必要があります。そこで、学校教育や学校外活動の中で、積極的に世代間交流の機会の提供に努めます。

施策 1-10. スポーツ・レクリエーションの充実

市民参加のマラソン大会や各種競技大会、健康づくりを目的とした様々なエクササイズなど、身近で手軽なスポーツへの興味は、社会的な高まりを迎えています。

また、スポーツやレクリエーションは、一人ひとりの心身の健康を促進するだけでなく、コミュニケーションや仲間づくりを促し、地域の連携の強まりにつながることを期待されます。そこで、スポーツ・レクリエーションの機会の充実に努めます。

施策 1-11. 芸術文化活動の推進

芸術文化活動は、個人にとどまらず、やがては市全体への広がりが期待されます。また、歴史的な文化遺産を生かし、まちを活性化していくためには、芸術文化活動の支援を進めていくことが必要です。

近年においては、新たにデジタル化技術などによって、文化の次世代への継承も高い質で維持することが可能となっています。芸術文化にかかわる団体との連携なども視野に入れ、芸術文化活動の振興を図るための学習機会や活動の場の提供に努めます。

施策 1-12. ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実

障害者と健常者が互いの壁を取り払って暮らすという従前からの「ノーマライゼーション」という考え方については、近年、高齢者や外国人などを含めた「社会的不利な状況に置かれた人々全般への支援」という考えへと、その対象を広げつつあります。

地域社会の中で多様な人々が、より多くの学習活動に参加するためには、ボランティアなどのサポート体制に加えて、保健・医療・福祉と生涯学習分野との連携も必要です。

暮らしやすいまちづくりを進めるため、啓発活動やボランティアなどの支援を促進し、学習機会の提供や交流活動を進めます。

施策 1-13. 人権意識を高めるための学習機会の充実

全ての差別をなくし明るい社会を築くために、一人ひとりが人権意識を高めていくことが重要です。

そのために、社会を構成する人々全員への正しい理解が必要であり、関係機関との連携を深めながら、啓発活動や多様な場での学習機会を通して人権意識の高揚を図ります。

施策 1-14. 男女共同参画社会に向けての学習機会の提供

男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる社会が求められています。そこで女性の自立を支援する学習や、男性が女性の立場を理解する学習など、男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の充実に努めます。

★輝け！一番星事業

楽しく学ぼうふなばし

船橋市は 26 の公民館や多くの体育施設などを会場にした、地域での学習活動が盛んなまちです。これらの活動情報をトータルでお知らせするガイドブックとして「楽しく学ぼうふなばし」(Gaku Gaku Funabashi)を、平成 11 年度から発行しています。



講演会、学習会、パソコン教室、コンサート、住宅や家庭教育にかかわる各種相談など、幅広く市の事業を紹介するほか、大学での教養講座など、自主的に「何かを学びたい」「体験したい」という市民の皆さんの要求に応える情報を 1 冊に取りまとめ、市民の生涯学習に役立つことを目的とします。

また、市ホームページにも掲載しています。

★輝け！一番星事業

ふなばし市民大学校

ふなばし市民大学校は、平成 16 年度にスタートしました。

まちづくり学部では 18 歳以上を対象にスポーツプランナー、ボランティア、学びのコーディネーターなどの養成のほか、いきいき学部では 60 歳以上を対象に、健康やパソコン、陶芸、園芸といった幅広い内容を年間のカリキュラムで学ぶことができます。

卒業後の活動も非常に活発で、すでに 2,300 人を超える「いきいき学部修了生」が集う「船橋市いきいき同窓会」は、秋の運動公園で開催される運動会を始め、各種年間行事を開催。まちづくり学部の学びのコーディネーター学科修了生が組織する「生涯学習コーディネーター連絡協議会」は、各公民館事業の企画運営に参加するなど、その熱心で生き生きとした姿は、市が目指す生涯学習のあらわれの一つです。

学部	まちづくり学部	いきいき学部
学科	スポーツプランナー ※スポーツコミュニケーション	一般教養
	ボランティア ※ボランティア入門	健康
	学びのコーディネーター ※生涯学習サポート	パソコン
	ふなばしマイスター	陶芸 園芸

※は平成 25 年度から改称



園芸学科の皆さんによる
花壇づくり



市内・寺町の史跡をめぐる
ふなばしマイスター学科

★輝け！一番星事業

ふなばし音楽フェスティバル

「ふなばし音楽フェスティバル」は、毎年2月を音楽月間と位置づけて、市内各地でのさまざまな音楽イベントによって、街中が色とりどりの音色に包まれます。

船橋アリーナを会場に、小・中・高校や一般の音楽団体が一堂に会し、音楽を通して市民と交流する「千人の音楽祭」、市民文化ホール・市民文化創造館（きららホール）・勤労市民センターを会場に開催されるコンサートや、地域の各公民館等で気軽に音楽を楽しむ地域ふれあいコンサートなど、市民の皆さんに身近な場所で音楽に触れる機会を提供しています。

年 度	実 施 数
平成12年度	11（7）
平成13年度	8（5）
平成14年度	11（7）
平成15年度	11（8）
平成16年度	11（9）
平成17年度	13（9）
平成18年度	13（9）
平成19年度	16（11）
平成20年度	17（12）
平成21年度	16（12）
平成22年度	19（15）
平成23年度	23（19）

*（カッコ内は、地域ふれあいコンサート実施
公民館等数）



地域ふれあいコンサート



「千人の音楽祭」グランドフィナーレ

方策 2 地域の人みなで学校を応援します

子どもをめぐる状況は、いじめ、不登校、インターネットをめぐる問題や、保護者の過保護、子どもに対する無関心、地域と子どもの関わりが少なくなってきたことなど、多様な課題が発生し、複雑かつ深刻化しています。

このようなときこそ、心身ともに健全で心豊かな子どもの育成を図るために、学校・家庭・地域が一体となって子どもを守り育てることが重要です。

地域の人々が各々の持てる技術や能力を生かし、地域全体で学校を応援します。

施策 2-1 家庭や地域における学校外活動の充実

児童・生徒期は、野外活動や職業体験などを通して個性を伸ばし、社会性を身につける時期です。そのためには、家庭や地域社会での多様な学校外活動の充実が求められています。また、異世代との交流を図ることで、子どもの生きる力を育むことが期待されます。

そこで学校・家庭・地域の連携により、さらに学校外活動の充実を図ります。

施策 2-2 地域との連携による家庭教育の充実

現代の子どもは、生活体験や地域社会での集団活動が少ないため、他人との関係を上手に保つことが難しいといわれています。

一方、家庭においては、コミュニケーションを図ることや、しつけが適切に行われることがより一層求められています。

そこで、家庭が子どもを育てる教育的機能を果たすことができるよう、子育てなどにかかわる学習機会を提供するとともに、PTA・青少年団体などの関係団体の協力を得ながら、学校、家庭、地域の連携をさらに進め、家庭教育の充実を図ります。

施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進

子どもをとりまく環境が複雑に変化する中で、学校と地域の連携や、地域全体で学校を支援していくことが求められています。

そのような中、知識や技能を持った地域住民がボランティアとして、さまざまな支援に参加することは、新たな世代間交流が生まれ、さらには児童や生徒の規範意識を育むことになると考えられます。

市では、地域全体で学校を支える学校支援地域本部事業を実施しています。市全域にこの取り組みを広げることを目指します。

施策 2 - 4 . 地域や異年齢集団とかかわる機会の充実

社会環境の変化によって、子どもにとって大切な、異年齢集団で遊ぶ機会や地域の人たちとかかわる機会が減少し、地域社会の結びつきが薄れつつあります。

そのような中で、自治会や PTA、地域住民の協力を得た学校行事や地域の行事など、様々な交流を通して子どもが地域や異年齢集団とコミュニケーションを図れる機会を提供しています。

このような交流を通して、次世代へ伝えるべき知恵や生き方や思いやりの心を育むなど、多様な人々がかかわって子育てが支援できるように努め、学校・家庭・地域が互いに連携し、一体となった学習環境づくりを目指します。

施策 2 - 5 . 地域における学校施設のあり方

学校施設については、市の生涯学習施策推進の重要な拠点として、地域に開放されてきました。市民の最も身近な教育施設として、グラウンドやその他体育施設の有効利用などを積極的に進めてきました。

今後も、学校施設について、地域の要望に応じた活用とともに、地域の人々の学習の場としても、その活用を促進していきます。

施策 2 - 6 . 学校をめぐる現代的課題に向けての取り組み

いじめや不登校などが、社会的に問題となっています。学校をめぐる現代的な課題に対して、相談体制の充実を図るとともに、柔軟な対応ができるよう関係機関との連携の強化に努めます。

また、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを見守ることで、これらの問題に積極的にかかわる風土づくりを目指します。

施策 2 - 7 . 大学や高等学校等との連携協力

大学や高等学校等との連携を図ることは、生涯学習を推進する上で、大きな役割を担っています。生涯学習への多様な要望にこたえるために、大学や高等学校等の高等教育機関と連携協力することで、より専門的な学習カリキュラムの提供や人材活用に努めます。

★輝け！一番星事業

学校支援地域本部事業

学校・家庭・地域が一体となって、地域全体で子どもを育てるため、中学校区をエリアとした体制づくりを目指すのが学校支援地域本部事業です。

具体的には、地域の人々がボランティアで、小・中学校の要望に応じて、そろばんや読み聞かせなどを行う授業補助や、植栽の手入れ、学校施設のちょっとした補修など、学校を支援する組織づくりを行います。

平成 21・22 年度、三山中学校区をスタートに、平成 24 年度からは海神中学校区を加え、やがては全市的な取り組みとなることを目標にしています。

＜三山中学校区での取組状況＞

学校支援ボランティア活動状況（平成 22 年度）

三山中、三山小、三山東小の参加延べ人数

学習支援活動 272人、図書 612人、
部活動指導 229人、環境整備 2,247人、
登下校安全指導 1,530人



そろばんによる授業補助の風景
（三山東小学校）



三山中学校区学校支援地域本部
で活動中の北野さん



三山中学校区の活動をお知らせする「三山のちから」

学校を支援する地域活動の紹介紙「三山のちから」を作り始めて、今年で3年になります。

スクールガードの皆さんから通学中の子どもへの温かいお声かけや心遣いに、「学校を支える地域の方々のお力」を実感しています。感謝の気持ちをお伝えしたいとの思いから、発行を始めました。

これからも三山の子どもを見守ってくださる地域の方々の活動を広く紹介していきたいと思います。

★ 輝け！一番星事業

ふなばしハッピーサタデー

平成17年5月よりスタートした「ハッピーサタデー」は、地域の大人たちの協力を得ながら、子どもたちがスポーツや文化に親しんでもらう事業として、原則毎月第3土曜日（県の「少年の日」）に開催しています。

全公民館を会場に、町会・自治会、学校、地域の青少年関係団体、児童ホーム等と協力して、スポーツ・文化・自然体験などの内容で実施しています。



みんなで楽しむ不思議なマジック
（中央公民館）

平成23年度主な事業

1. 映画会
2. ドッジビー
3. スポーツ雪合戦
4. ケーキ作り
5. 子どもまつり
6. フラワーアレンジメント
7. クリスマス会
8. 軽スポーツ
9. そうめん流し
10. 工作教室

平成23年度参加延人数

子ども	42,263人
大人	9,937人
合計	52,200人

スタッフ数（公民館職員含む）

4,282人

方策 3 充実した生涯学習の環境づくりを目指します

市では、市民の学びの機会がより身近になるよう、生涯学習にかかわる環境を整備し、施設開館日の増加や電子予約システムの導入、学校開放の促進などに努めてきました。

今後とも、多様なライフスタイルや情報化に応える質の高いサービスを提供するため、公民館、図書館、文化ホール、博物館、青少年施設や体育施設、学校等を、より充実した市の生涯学習施設とする環境づくりを目指します。

施策 3-1 学習情報の一元化と情報のネットワーク化

市民の学習要望に応え、支援していくためには、学習・文化・スポーツ活動などに関する学習を行う団体等についての様々な学習情報を一元化し、提供することが求められます。

平成18年度から運用を開始した生涯学習施設予約管理システムでは、生涯学習施設等の利用について、インターネットを活用した予約サービスを提供しているところです。

さらなる生涯学習の推進のため、情報の収集と提供に努め、情報ネットワークの整備を進めます。

施策 3-2 多様な情報メディアの活用

学習情報としては、市広報紙や公民館だよりなどの館報・各種パンフレット・チラシなどの充実が求められます。

また、いつでも情報提供が可能なインターネット・携帯端末などのメディアの活用も期待されているところです。

そこで多様な情報メディアの特性を生かした方法による学習情報の提供に努めます。

施策 3-3 ライフステージに応じた情報提供

情報提供を効果的に行うために、学習情報を必要とする人に合わせた手段・方法に配慮することが必要です。現在は急速な情報化の進展により、情報の弱者が生まれている状況があります。

ライフステージに応じた積極的な学習情報の提供は従前になく重要となっています。

そこで、自ら学ぶ人々に対して、それぞれの時期に合ったより適切な学習情報の提供に努めます。

施策 3-4. 学習相談体制の整備・充実

市民の学習要望等に応えるために、その要望にあった学習情報を生かした相談体制が整備されていることが必要です。

市民の求めに応じた学習内容や学習方法について適切な助言・指導ができるように、相談体制の整備・充実に努めます。

施策 3-5. 公民館の整備・充実

公民館は身近な生涯学習施設として、積極的に利用されており、現在 26 館が整備されています。

今後も公民館は、生涯学習の学びの拠点として、また、地域コミュニティの中核的施設として、その果たす役割はますます重要となっています。

今後は、既存施設の改築・改修を行うことにより、良好な学習環境の整備・充実に努めます。

施策 3-6. 図書館サービス網の整備・充実

「図書館サービス推進計画」に基づき、市民に読書機会を提供する施設として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える図書館を目指します。

そのために効果的・効率的な図書館運営を図りながら、図書の実、開館時間の延長、貸出し返却拠点の拡充などを進めます。

施策 3-7. 生涯学習関連施設間等の連携・充実

市内には、公民館や図書館のほか、市民文化ホールや市民文化創造館、博物館等の文化施設、児童ホームやキャンプ場等の青少年を対象とした施設、運動公園等の体育施設、老人福祉センター等の高齢者福祉施設、下水処理場等の環境関連施設、保健センター、男女共同参画センターといった、多くの施設があります。

また、市内には生涯学習にかかわる民間事業者や NPO 等もあり、これらの施設との連携・充実により、一人ひとりの生涯学習への期待に応えることを目指します。

施策 3-8. 生涯学習施設の防災機能強化

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、発生直後から JR や私鉄各線が運行を休止したため、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺の公民館や小中学校等では、避難者受入れのためトイレや水、食料、毛布等を提供するなどの対応にあたりました。

これからの生涯学習施設のあり方として、地震や台風などの災害時に対応を図るため、避難所となる施設については、備蓄品・通信設備の整備を推進するとともに、非常時に向けての職員訓練など、防災機能の強化を進めます。

施策 3-9. 総合的な生涯学習推進体制の充実

学習情報・学習機会の提供、指導者・ボランティアの養成など、市民の多様な学習要求に応えていくためには、学校との連携や学習ネットワークの構築等、多岐にわたる生涯学習諸施策を推進する中心的な役割が必要です。

第一次計画では、これらの機能を持つ（仮称）生涯学習センターを設置する構想がありましたが、その後経済の低迷や社会状況の変化などにより施設の設置は困難となりました。

そこで、生涯学習推進本部の事務局である社会教育課において、生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」や、市職員が直接出向いて講師となる「まちづくり出前講座」、市の生涯学習施設等をインターネットで予約できる「生涯学習施設予約管理サービス」などを実施することで、生涯学習推進の中心的な役割を担ってきました。

今後も現体制を充実することとし、生涯学習諸施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

★ 輝け！ 一番星事業

生涯学習施設予約管理サービス

自宅のパソコンや携帯電話で、生涯学習施設の予約・空き状況の照会等を行うことができるサービスとして、平成 18 年度にスタートしました。

それまでの、施設ごとの管理から、市内の生涯学習施設を、一元的に取り扱うことができるシステムとして、利用者に親しまれています。

今後のリニューアルでさらに利用しやすく、多くの情報を身近に提供することが期待されています。



★輝け！一番星事業

市民文化創造館（きらら）

船橋の新しい文化発信基地の一つと成るべく平成 15 年に開館。近隣ホールにはない特色ある自主公演や、青少年を対象としたワークショップなど、若い才能の発掘や支援、文字どおり市民の文化を創造しながら船橋市の文化芸術を育てていくことを目指しています。

開館以来、毎月第3木曜日に実施している「ちょっと よりみちライブ」はジャンルにとらわれないコラボレーション、珍しい楽器演奏やメディアには出ない実力あるアーティストとの出会いや発信を目的にしています。

また、新進気鋭のアーティストの起用など、他のホールには例を見ない事業を展開しています。

今後は、開館 10 年を機に地元出身者、若手芸術家の発掘、人材育成、さらには船橋の誇りである伝統芸能にも注目し、創造館の空間にあった特色ある文化芸術の情報発信を行います。

■市民文化創造館（きらら）事業実績概要

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	49,410人	45,105人	46,713人
団体数	342	336	361
稼働率	89.30%	87.80%	90.90%
ちょっと よりみちライブ	12回 4,186人	11回 4,240人 特別公演1回 233人	11回 3,479人 特別公演1回 84人
有料公演	7回 1,378人	6回 1,253人	6回 1,285人
ワークショップ	①ケチャで遊ぼう 55人 ②口笛コンサート 383人	①手作り楽器ライブ&ステージ クリエイター 80人 ②ボイスパーカッション 105人	①手作り楽器ライブ&ステージ クリエイター 58人 ②言葉と音楽朗読コンサート 190人（朗読体験12人）



★輝け！一番星事業

21世紀のデジタルプロジェクト

平成12年度からスタートした「21世紀のデジタルプロジェクト」は、20世紀中に撮影された市内に残る古い映像や写真を、歴史や文化を次世代に伝える貴重な資料と位置づけ、次世代に引き継ぐためのアーカイブ事業です。

市内に現存している、明治以降の貴重な写真などを市民から市に提供していただき、市や学校の所有する写真・映像と合わせ、劣化や消失から守るためデジタル化を行っています。（平成23年度現在 写真・映像の保存点数：映像テープを含め約10,000点）

保存した資料は、学校教育・社会教育での教材制作や市の行事等に活用するとともに、市内公共施設等で展示公開を行っています。

船橋市の歩みを映像によってふりかえるとともに、市民生活に必要な「心の豊かさ」を見いだす事業となっています。

<公開事業の状況>

平成12年度から平成23年度までの公開展示事業数	38事業
総鑑賞者数	241,520人

○主な公開事業

平成12年度	「磯崎孝雄 昭和初期ふなばしのスケッチ展」
平成15年度	「ふなばし郷土史探訪展」
平成17年度	「思い出回顧 船橋ヘルスセンター展」
平成19年度	船橋市制70周年記念「ふなばし写真伝承展」
平成21年度	「ふなばし鉄道ヒストリー」

○協力・資料提供事業

平成22年度	11事業	平成23年度	10事業
--------	------	--------	------



海老川河口
（昭和初期 撮影：磯崎孝雄氏）



本町通り
（昭和33年 撮影：手塚博禮氏）

方策 4 地域の教育力の向上を目指します

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を通して、船橋市に住む私たちがあらためて自然の力の大きさや、家族・地域の絆の大切さを再認識することとなりました。

生涯を通して学ぶことは、自らの生きがいを見つけるだけでなく、このような自然災害に対応し、現代社会ならではの多様化した課題に向き合う姿勢にもつながるものです。

このような時代に、学校・家庭・地域、そして行政が一体となつてつながり、連携することが求められています。

生涯学習を通して、人々のつながりを大切にした、地域の教育力の向上を目指します。

施策 4 - 1. 地域の生涯学習の推進

市民の地域での学習活動を活発にするためには、町会・自治会等が行う地域での学習活動を支援し、促進することが必要です。

また、地域における各団体やボランティアの連携など、地域全体の生涯学習の推進に取り組みやすい方策を進めます。

施策 4 - 2. ふるさと船橋について学ぶ機会の充実

地域社会に暮らす住民が、自らの地域に関心を持ち、学習等を通して郷土を理解し、船橋に愛着を持つことは、まちづくりの参加意識につながります。

そこで、地域における自然体験や郷土の歴史学習など様々な角度から、「ふるさと船橋」について学ぶ機会をより充実するよう努めます。

施策 4 - 3. まちづくりに向けた学習機会の充実

すでに多くの市民が公益的な市民活動を通して、まちづくりに参画しています。市では、市民活動に関する情報の提供や市民活動に参加する機会づくりを行ってきました。

ここで得た成果に加えて、公民館など生涯学習で学んだ知識・技術をもとに、自らまちづくりに参画できるよう、さらなる学習機会の充実と活動の場の提供に努めます。

施策 4 - 4. 人材の養成・活用とネットワーク化

生涯学習を推進していくには、地域での学習活動のつなぎ役・相談役となって活躍するボランティア等の役割が重要となってきます。

各種事業等を通して、ボランティアとして活動する人材を養成し、その活用を図っていきます。

施策４－５． 生涯学習人材バンクの充実

市民が生涯学習に取り組み、その成果をまちづくりに参加・参画して生かすためには、一人ひとりが持っている能力を活用できる体制の構築が求められます。

そのため、個人で学習した成果や職業人として培ってきた知識・技術を地域社会に還元しようとする人材を登録し、学びを支える体制の充実を図ります。

施策４－６． 生涯学習を支援するための市職員派遣制度の充実

市の取り組みや働きに関する入門的な学習について、市職員を講師として派遣する「まちづくり出前講座」を平成 12 年 9 月から実施することで、市民の生涯学習の活動を支援しています。

すでに 10 年を経て定着している本制度について、学習メニューの拡充や周知に努め、有効に活用されるよう制度の充実を図ります。

施策４－７． 地域における防災学習の充実

東日本大震災の教訓からは、自らの身を自ら守ることの重要性をあらためて学ぶことができました。

そこで、関係各機関の協力のもと、学校・家庭・地域の連携により、地域における防災学習の充実を積極的に図ります。

★ 輝け！一番星事業

まちづくり出前講座

市民の皆さんの学習活動に役立てていただくため、市民が主催する学習会や集会に市の職員が講師として出向き、市の事業や施策などについてお話をする事業として、まちづくり出前講座があります。

平成12年度からスタートしたこの事業では、平成24年度現在、84講座のメニューを用意し、その内容も、まちづくり・福祉・健康・公衆衛生・環境・暮らし・産業・教育・文化・スポーツ・税金・年金・防災など多岐にわたっています。また、毎年度メニューの改定を行っており、市民の皆さんのニーズにあった学習機会の提供に努めています。

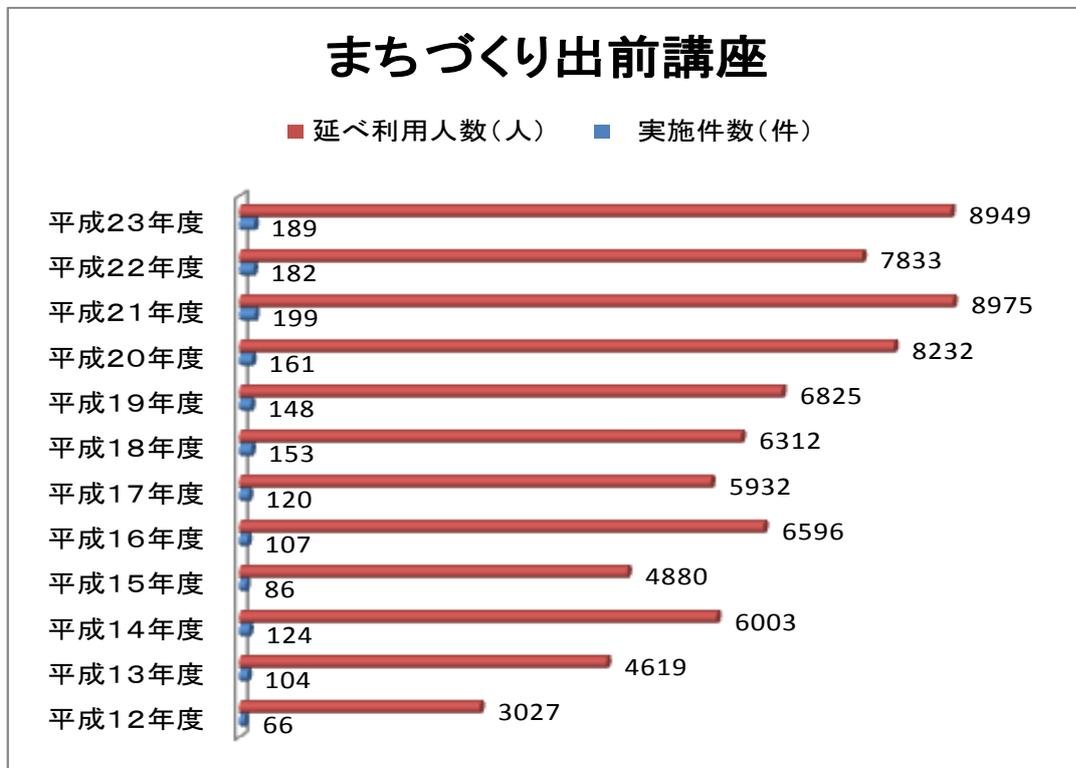
出前講座人気ランキング

平成12年度

1. 介護保険制度のあらまし
2. 高齢者福祉のあらまし
3. みんなで考えよう「ごみ減らし」
4. 消費者講座Ⅰ～悪質商法編～
5. 児童本の読み聞かせの仕方と実演

平成23年度

1. 「防災計画」のあらまし
2. 消費者講座Ⅰ～悪質商法編～
3. わかりやすい介護保険の使い方
4. 地域包括支援センターについて
5. 災害時の公衆衛生



★輝け！一番星事業

総合型地域スポーツクラブ

平成 10 年からスタートした総合型地域スポーツクラブは、地域の小・中学校の校庭や体育館などの体育施設や公民館などを拠点に、バスケットボールや剣道からダーツやグラウンドゴルフなどの軽スポーツまで、多様な内容で活動しています。

対象は、子どもから、大人、高齢者まで、特に入会条件の設定はなく、自らの手による自主的な運営がなされています。また、指導者は地域の住民、学生、教員など、総合型地域スポーツクラブを地域で支える取り組みにより、平成 24 年現在には 5 つのクラブが市内で活動しています。

設 立	団 体
平成 10 年 4 月	大穴スポーツクラブ
平成 16 年 4 月	塚田 JSC
平成 18 年 6 月	八木が谷スポーツクラブ
平成 23 年 1 1 月	ならだいスポーツクラブあまなつ
平成 24 年 3 月	薬円台みんなのクラブ



「薬円台みんなのクラブ」による「リハ・フィット」。道具を使わず関節痛などの予防体操を行います。



「ならだいスポーツクラブあまなつ」による「スポーツ雪合戦」。

資料編

1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

本章は、第一次計画（平成12年度）策定後の施策の進捗状況及び評価について記載したものです。

施策1-1. 健康を保持するための学習機会の充実

（→ 第二次計画：施策1-1 健康を保持するための学習機会の提供）

No.	事業名（担当）	取組概要（平成12～23年度）	評価
1	ふなばし健康まつり （健康政策課）	<p>・市の健康増進計画である「ふなばし健やかプラン21」では、健康づくりを個人の問題としてとらえるのではなく、地域における支えあいや、助け合って取り組む環境作りが大切であるとの趣旨から構築されている。</p> <p>このプランの趣旨に賛同した市民等が実行委員会を組織し、毎年、「ふなばし健康まつり」を開催している。</p> <p>まつりでは、健康づくりのきっかけを提供することを目的として趣向をこらした様々なコーナーが催されている。</p> <p>平成17年度から開催。</p>	<p>・健康まつりは、平成17年のプラン策定時から、毎年、開催されており、来場者と企画・運営側の双方が楽しみながら健康づくりの大切さを体験している。</p>
2	ふなばし健やかプラン講演会 （健康政策課）	<p>・「ふなばし健やかプラン21」推進の一環として、食・禁煙など、健康づくりに関する講演会を市民が主体となる市民運動推進会と市が開催している。</p> <p>平成17年度から開催。</p>	<p>・講演会は毎年テーマ、形態を変え、庁内各課や団体との連携を図りながら開催している。</p>
3	食育イベント （健康政策課）	<p>・「ふなばし健やかプラン21」推進の一環として、来庁された市民や職員に対して、市の食に対する取り組みを紹介するとともに、日頃の健康づくりの重要性を訴えるため、行っている。</p> <p>平成22年度から開催。</p>	<p>・食育に関する認識が高まっていることがアンケートからもわかる。「健康は食から」の大切さに理解が広まった。</p>

4	ふなばし健康ダイヤル24 (健康政策課)	<p>・市民の生命を守るとともに、健康保持・増進のため、各種電話相談に対して、医師・保健師・看護師・心理カウンセラーなどの専門家が24時間年中無休体制で対応する。</p> <p>①健康相談・・・日常生活で感じる「身体の不調」や、「健康の保持・増進」に関すること。</p> <p>②医療相談・・・病気に関する説明や、治療・検査などに関すること。</p> <p>③介護相談・・・介護者や被介護者が抱く不安等に関すること。</p> <p>④育児相談・・・乳幼児を育児中の両親や、これから母親になる女性からの子育てに関すること。</p> <p>⑤メンタルヘルス相談・・・市民が抱えるストレスや心の悩みなどの対処法等に関すること。</p> <p>⑥医療機関案内(夜間休日急病診療所や休日当番医の案内を含む)・・・最寄りの医療機関や夜間・休日に受診可能な医療機関の案内に関すること。</p> <p>平成23年度から開始。</p>	<p>・各種相談に24時間年中無休で専門家が電話により対応することで、市民の健康医療に関する不安の解消を図っている。</p>
5	健康教育事業 (成人) (健康増進課)	<p>・健康の保持増進や、生活習慣病予防・改善を図るため、国の方針をもとに、地域住民と協働するなどして実施している。</p> <p>昭和54年から開始。</p>	<p>・地域住民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、広く周知するほか、地域住民と協働して取り組んだ。</p>
6	公開講座 (保健所総務課)	<p>・健康づくりに関するテーマで講演会を実施</p> <p>・対象：船橋市在住、在勤の方</p> <p>平成18年度より年1回開催。</p> <p>テーマ：</p> <p>平成18年 「全国のアレルギー調査の結果と対応状況について」</p> <p>平成19年 「健康食品とのつきあい方」</p> <p>平成20年 「生活習慣を見直し健康アップ！」</p> <p>平成21年 「ガッテン流！体の改造計画」</p> <p>平成22年 「ゴールドを目指せ～強い選手を作る「食」のすべて～」</p> <p>平成23年 「テレビの健康情報のウソホント」</p>	<p>・参加者に多少の増減はあるものの平成19年度からは毎年100人を超える参加者を得ている。市民が健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むという意識が高まっていると考える。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

7	<p>食の安全の確保 (保健体育課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市学校給食衛生管理及び作業基準により、衛生管理の充実及び食中毒の発生防止の徹底を図る。 ・平成 17 年の食育基本法施行により、学校での推進が位置付けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会を通して、教職員の資質向上と学校給食の意義や役割について、市民や保護者の皆さんに理解を得る機会となった。 ・研修の場を計画的、継続的、組織的に実施することで学校給食衛生管理及び作業基準の充実、食中毒の発生防止の徹底を図ることができた。 ・学校給食に関する栄養教諭・栄養職員が授業に T T で参画し、専門性を活かした児童生徒の食の安全について関心が高まった。
8	<p>学校保健教育の推進 (保健体育課)</p>	<p>・児童生徒が健康に関心を持ち、自らの健康を管理し、改善することができるように支援する。全校において、教育活動全体を通して健康教育を推進し、性に関する指導、喫煙防止教育、エイズに関する指導、薬物乱用防止教育、心肺蘇生法実習など、保健教育の実践している。</p>	<p>・保健、体育、給食、安全等を含めた総合的な健康教育の実践を進めると共に、喫煙防止や薬物乱用防止など、現代的な課題についても効果的な授業展開の実践を重ねることができた。また、ヘルスプロモーションの考え方に基づいた健康教育の推進にも取り組むことができた。</p>
9	<p>総合型地域スポーツクラブ (生涯スポーツ課)</p>	<p>平成 10 年 4 月 大穴スポーツクラブを設立。 平成 16 年 4 月 塚田 JSC を設立。 平成 18 年 6 月 八木が谷スポーツクラブを設立。 平成 23 年 11 月 ならだいスポーツクラブあまなつを設立。 平成 24 年 3 月 薬円台みんなのクラブを設立。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各スポーツクラブは地域のニーズに合った特色ある活動を行っている。 ・平成 23 年度新しく 2 クラブが増え 5 クラブが活動している。

施策 1-2. 自然との共生感を育むための学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-2 自然との共生を育むための学習機会の提供)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	ふなばし環境フェア （環境保全課）	<p>・市民、事業者及び行政それぞれが、環境意識を高め、健全で恵み豊かな環境の実現を目指して、パネル展示、こどもイベント広場、地球温暖化防止ブースなどを出展する。今後は、生物多様性もテーマに加え、自然とのつながりについて理解を深める。</p> <p>平成 12 年度 参加団体 42 団体 来場者数 約 3,000 人 平成 23 年度 参加団体 44 団体 来場者数 約 3,500 人</p>	<p>・船橋市環境基本条例に規定された環境週間に基づく事業として、平成 10 年度から開催し、平成 23 年度で 14 回を迎えた。</p> <p>・平成 12 年度以降、参加団体、来場者数ともに増減はあるものの、環境週間の趣旨である「事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める。」ことを目指す事業として、成果をあげていると考える。</p>
2	三番瀬の生き物さがし （環境保全課）	<p>・貴重な干潟である三番瀬に住む生き物を探し、触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深める。</p> <p>・平成 19 年度から実施したが、荒天により中止となった。</p> <p>・平成 20 年度は、参加者数 36 人</p> <p>・平成 23 年度は東日本大震災の影響により中止となった。</p>	<p>・参加者は、小学生とその保護者を主に親子 3 代での参加も見られ、当市にまだ干潟が残っていること、また干潟に生きる生き物の多いことに驚き、遊びながら自然に触れ、学べることに好評を得ている。</p>
3	夏休みセミのぬけがら調査 （環境保全課）	<p>・夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める。</p> <p>夏休みの自由研究としても位置付けられ、セミのぬけがらを集め、その種類の調べ方を学び、ぬけがらの標準標本を作るほか、公園や緑地の自然度を調べることが可能である。</p> <p>・ぬけがらの調べ方について学ぶ入門コースと、実際に調査を行う実践コースがある。</p> <p>平成 16 年度から実施 参加者 50 人 平成 23 年度 参加者 88 人</p>	<p>・参加者は、小学生とその保護者が主であり、夏休みの自由研究を親子で完成させるところに好評を得ている。（入門コース）</p> <p>・同時に、セミのぬけがらを、自然度を調べる一つの指標として、県立行田公園の西側を平成 16 年度から調査し、現在、8 年間のデータを蓄積中である。（実践コース）</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

4	ふなばし三番瀬ク リーンアップ (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬についての関心と理解を深め、環境保全に向けた取り組みとして、浜辺の清掃(ふなばし三番瀬海浜公園)を行う。 ・清掃作業後、三番瀬見学会などの各種イベントを開催し、楽しみながら三番瀬についての関心と理解を深める。 <p>平成 13 年度から実施 参加団体数 28 団体及び船橋市 来場者数 約 1000 人 平成 22 年度 参加団体数 46 団体及び船橋市 来場者数 約 1100 人 平成 23 年度は東日本大震災の影響により中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度より実施し、毎回ほぼ 1000 名を超える参加協力を得る事由としては、三番瀬の保全に関心のある団体、及び企業等の協力によるものと考ええる。 ・また、清掃日前の天候により、浜辺に打ち上げられるゴミの量に変動はあるが、回収するゴミの量については、年々減少傾向にあり、より美しい三番瀬の保全という意識が浸透してきたと考える。
5	こどもエコクラブ (環境保全課: 財団法人日本環境 協会事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもが人と環境の関わりについて幅広い理解を深める。 ・自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることがを目的とする事業として、推進、支援する。 <p>平成 17 年度から支援 登録団体 2 団体 平成 23 年度 登録団体 7 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会を担う子どもに、自然や環境をめぐる意識を高めることができている。
6	森林ボランティア 等による里山の樹 林保全活動の促進 (農水産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保護、整備等適切な森林保護活動を行っている森林ボランティアに対し、整備に必要な機材等の支援を行い自然環境の維持保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識が高まる中、森林保護の大切さが理解され、広まっている。

施策 1-3. 国際人を養成するための学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-3 国際人を養成するための学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	国際理解セミナー (国際交流室)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民レベルでの国際交流の推進と国際感覚豊かな人材の育成を図るため、市国際交流協会が国際理解講座を開催する。 <p>平成 12 年度 約 100 人 平成 23 年度 約 250 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際関係分野から様々な方を講師に迎え、市民の国際感覚涵養に寄与している。

2	外国人ボランティア講師派遣事業 (国際交流室)	<p>・国際交流協会に登録している外国人を公民館や市内小中高等学校等へ講師として派遣する。</p> <p>平成 23 年度 3 件 派遣ボランティア数 6 人</p>	<p>・市内在住の外国人が公民館等で自国の文化を教えることにより、市民にとっては異文化理解を深めるとともに、改めて自国の文化、生活習慣等を知る契機とすることができる。</p>
3	帰国・外国人受入促進事業 (指導課)	<p>・受入体制の整備及び外国人児童生徒の就学相談及び日本語指導。</p> <p>日本語指導については、日本語指導員(指導課非常勤職員)及び日本語指導協力員(国際交流ボランティア)を小・中・高等学校に派遣し、日本語指導・適応指導を実施。</p> <p>・対象児童生徒数(平成 23 年 9 月 1 日現在)</p> <p>小学校 29 校(63 名) 中学校 20 校(64 名) 高校生 1 校(5 名)</p>	<p>・市内小・中学校における、日本語指導(生活適応・学習適応)に概ね対応し支援している。</p>

施策 1 - 4 . 情報活用能力を高めるための学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-4 情報化社会への対応力を高めるための学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	パソコン講習会 (視聴覚センター)	<p>・平成 14 年度から実施。ワープロソフトや電子メールについて学習機会を提供してきた。応募者多数のため、平成 17 年度からは年間の開催回数をそれまでの 3 回から 4 回に増やし、開催している。</p> <p>平成 23 年度修了者数 83 名</p>	<p>・参加者から、「基礎から学べる」といった好評を得ている。今後は、より市民のニーズを把握することで講習内容を検討していきたい。</p>
2	初心者向けパソコン講習 (社会教育課)	<p>・平成 13 年度より、初心者を対象としたパソコン講習を行い、基本操作や文字入力、インターネットや電子メールの使い方について学ぶ機会を提供してきた。平成 18 年度までは公民館を会場としていたが、平成 19 年度以降は民間事業者に委託し、年間で 30 コースを開催している。</p> <p>平成 23 年度の参加者数 386 人</p>	<p>・毎回定員を上回る申し込み状況である。「パソコンに触ったことがない」「これから購入を考えている」といった参加者を対象に好評を得ている。</p>

3	家庭教育セミナー （社会教育課・公民館）	・家庭教育セミナーは全公民館で実施している。PTA等を主体として、幼児から中学生までの子を持つ保護者を対象に、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子どもの生活体験・活動体験学習に関することを学んだ。 平成 12 年 開設団体数 30 団体 実施回数 112 回 参加延人数 7,971 人 平成 23 年 開設団体数 32 団体 実施回数 105 回 参加延人数 3,909 人	・「家庭教育セミナー」は年々学校での開設希望が減少しており、公民館での開設が多い。家庭教育への関心が薄れている傾向もあり、家庭教育の重要性を、学校も含めて捉えなおしていく必要がある。
---	-------------------------	--	---

施策 1 - 5 . 家庭の教育機能を高めるための学習機会の充実

（→ 第二次計画：施策 1 -5 家庭の教育力を高めるための学習機会の提供）

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	健康教育事業 （母子） （健康増進課）	・乳幼児の健康や保護者の育児不安を解決するとともに、正しい知識の普及を図るため、各保健センターや地区で健康講座を開催している。 昭和 56 年度から開始	・変化が激しい現代社会において、健康や子育てにかかわる情報を提供できている。
2	ブックスタート事業 （健康増進課・図書館）	・親子が絵本を通して、触れ合い、語り合い、親子の絆を深めるため、4 か月児健康相談時に大型絵本で読み聞かせを行い、絵本を配布している。 ・絵本の配布に併せて図書館の案内地図等を配布している。 平成 15 年度より開始	・絵本を通じた子育ての重要性をあらためて認識できる事業となっている。
3	母性教室 （健康増進課）	・各保健センターで、教室を実施。 妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及。 昭和 50 年より開始	・変化が激しい現代社会において、正しい育児に関わる情報を提供できている。

4	家庭教育セミナー (社会教育課・ 公民館) (再掲)	<p>・家庭教育セミナーは全公民館で実施している。PTA等を主体として、幼児から中学生までの子を持つ保護者を対象に、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子どもの生活体験・活動体験学習に関することを学んだ。</p> <p>平成 12 年 開設団体数 30 団体 実施回数 112 回 参加延人数 7,971 人</p> <p>平成 23 年 開設団体数 32 団体 実施回数 105 回 参加延人数 3,909 人</p>	<p>・「家庭教育セミナー」は年々学校での開設希望が減少しており、公民館での開設が多い。家庭教育への関心が薄れている傾向もあり、家庭教育の重要性を、学校も含めて捉えなおしていく必要がある。</p>
5	就学時健診等における子育て学習 (社会教育課・ 公民館)	<p>就学時健診等における子育て学習会は、小学校入学時前の保護者を対象に、子育ての基本について学習する場として実施している、</p> <p>平成 16 年度開始 平成 23 年度 実施小学校 54 校 参加者数 5,257 人</p>	<p>・就学時健診における子育て学習は、子育て経験者の講演などにより行われている。アンケート結果からは、家庭教育を見つめ直すきっかけとして効果があるものと考えている。</p>

施策 1 - 6 . 賢い消費者としての資質を身につけるための学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1 -6 現代的課題に対応した消費者の学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	船橋市生き生き展 (消費生活課)	<p>・消費者に商品知識や生活の知恵を情報として提供することにより、消費者問題を理解し、自ら考え、主体的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的に開催している。</p> <p>平成 12 年度 21 団体 来場者数 11,601 人 平成 23 年度 16 団体 来場者数 4,900 人</p>	<p>・変化が著しい消費生活をめぐり、市民に課題を理解されている。</p> <p>・多くの参加団体を得て、発表者と参加者相互の理解を深めることができている。</p>

2	<p>消費者講座 (消費生活課)</p>	<p>・賢い消費者の育成を目指し、消費生活に関するいろいろな問題を取り上げ、専門講師による各種の講座を開催している。</p> <p>平成12年度 6回 受講者数 173人 平成23年度 8回 受講者数 526人</p>	<p>・より専門性の高い内容で市民のニーズをとらえた講座を開催できている。</p>
3	<p>消費者月間記念事業 (消費生活課)</p>	<p>・消費者啓発の推進を図るため、記念講演及びパネル展等を開催している。</p> <p>平成12年度 受講者数 312人 平成23年度 受講者数 135人</p>	<p>・各年度のテーマ、会場ごとにより多彩な内容を展示することができている。</p>
4	<p>消費者団体育成事業 (消費生活課)</p>	<p>・消費者団体のより一層の育成を図るため、団体の実施する各種講座に研究者・専門家及び消費生活相談員を派遣している。</p> <p>平成12年度 派遣回数 11回 受講者数 605人 平成23年度 派遣回数 11回 受講者数 555人</p>	<p>・その時々々のニーズにあわせた講座を開催することで、生活に役立つ知識を習得することができている。</p>

施策 1 - 7. 船橋市民総合大学の構想の推進

(→ 第二次計画：施策 1-7 人材育成と仲間づくりを目指す総合的な学習機会の充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	ふなばし市民大学 校運営 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい教養を身につけ、広く仲間づくりを図り社会参加活動を進める。 ・老人大学では、一般教養学科、健康スポーツ学科、園芸学科、陶芸学科、介護学科を設置していた。 ・各担当課が個別に運営していたスポーツ健康大学、老人大学、ボランティア大学、生涯学習コーディネーター養成講座を統合して、市民大学校は平成 16 年度にスタートした。 ・いきいき学部修了生からなる「船橋市いきいき同窓会」は 2,300 人を超え、各種年間行事を開催している。 ・まちづくり学部修了生からなる「生涯学習コーディネーター連絡協議会」は、公民館事業等の企画運営に参加している。 <p>平成 16 年度</p> <p>まちづくり学部 定員 180 人 修了者 150 人 いきいき学部 定員 335 人 修了者 324 人</p> <p>平成 23 年度</p> <p>まちづくり学部 定員 120 人 修了者 80 人 いきいき学部 定員 375 人 修了者 331 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の生涯学習にかかわる各種講座のワンストップ的な組織として、定着している。 ・応募者数の減少経過があり、その原因には分析が迫られている。 ・学部・学科で、通年のカリキュラムを通じて学ぶことができている。

施策 2 - 1. 乳幼児期の学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-8 ライフステージに応じた学習機会の提供)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	子育て情報誌発行 (児童家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する市の各種サービスや相談窓口、幼稚園・保育園情報、医療機関情報等をまとめた情報誌「子育てナビゲーション」を発行し、母子手帳交付時に配布するほか、希望する市民に配布し、子育てに関する幅広い情報提供を行う事業。 <p>平成 15 年度より作成開始。16 年度以降配布。 平成 23 年度 24,000 部発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している市民アンケートでは、役立った・活用したという意見が多く、好評を得ている。

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

2	<p>保育園での地域交流事業 (保育課)</p>	<p>・保育園では地域の子育て支援として、育児相談、育児講座、園庭開放、子育て情報誌「すくすくだより」の発行を実施している。また、保育園職員が近隣の公園等で出前保育を行うほか、小、中、高生のボランティア、体験学習を受け入れている。さらに、23年度より児童ホーム、子育て支援センター等と連携し事業の充実を図っている。</p> <p>・世代間交流としては、地域の高齢者との交流を図っている。また、平成23年度より「ふなっこメール」で地域交流の日程を配信している。</p> <p>平成22年度 5,479人(3,717世帯) 平成23年度 8,821人(4,262世帯)</p>	<p>・他の事業回数は変わらないが、園庭開放の見直しにより実施回数が平成22年度615回から平成23年度は796回に増えた。また、児童ホーム、子育て支援センター等との連携により事業全体の参加者数の増加につながった。</p>
3	<p>保育園での食生活改善・食育の推進 (保育課)</p>	<p>・保育園児や保護者、地域の子育て家庭に対し「食を楽しむ」ための環境づくりや食体験の場を提供。個々の発達に応じた食形態での食事の提供や介助から、食べる意欲につなげる。</p> <p>・食の自立に伴い栽培や調理体験から食への興味を広げ、個別に食に関する相談に応じる。</p>	<p>・個々の興味・関心を考慮した支援を進めている。又、食事相談では保育園で実践を交えながら支援するようになってきている。</p>
4	<p>子育て支援センターの運営 (児童家庭課)</p>	<p>・子育て支援センターでは、子育て談話室、離乳食講座、子育て健康相談などの各種講座、及び講演会、また、年齢別、テーマ別の集いなどの継続的な取り組みを実施している。</p> <p>・子育て支援センター設置数 平成12年度 1か所 平成14年度 2か所</p>	<p>・専門職を多く配置する特性を生かし、多様な事業を展開している。</p>
5	<p>乳幼児対象の児童ホーム事業 (児童育成課)</p>	<p>・児童ホームでは、地域の根ざした子育て支援をおこなっているほか、親子が気軽に集える場所を提供している。</p> <p>平成23年度 利用者 765,481人 事業数 6,313事業</p>	<p>・年々、乳幼児対象の親子事業を行い来館者が増加している。</p>

6	乳幼児対象の図書館事業 (図書館)	<p>・乳幼児向け絵本の積極的な収集、及び専用書架の設置と拡充、乳幼児と保護者対象の絵本の読み聞かせ会(えほんの会)の開催。</p> <p>・北図書館のみで開催していたえほんの会を全館で実施するとともに対象年齢を拡大。</p> <p>・えほんの会 平成12年度 開催回数 10回 参加者数 408人 平成23年度 開催回数 60回 参加者数 1,511人</p>	<p>・平成12年から北図書館で開催されていたえほんの会を全館で実施、対象年齢を拡大するなどサービスの拡充に努めた。参加者数は当初に比べ3.7倍に増えている。</p>
7	プラネタリウムの投映 (総合教育センター)	<p>①学習投映：平日、保育園・幼稚園の団体を対象に実施</p> <p>②一般投映：土・日曜日、市民を対象に実施。午前は幼児向け投映、午後は一般向け投映</p> <p>平成23年度 幼稚園学習投映 参加者数 3,733人 保育園学習投映 参加者数 866人</p>	<p>・保育園・幼稚園・児童・生徒・市民など年間約2万3千人(最近3年間の平均)が入館しており、天文等の関心を高めるために大きく寄与している。</p>
8	乳幼児対象の公民館事業 (公民館)	<p>・乳幼児とその保護者を対象に「子育て支援事業」を実施している。</p> <p>・平成15年の次世代育成支援対策推進法の制定により、平成17年に行動計画「ふなばし・あいプラン」が策定され、公民館では従来行っていた乳幼児を対象とした各事業を「子育て支援事業」と位置づけて実施し、拡充してきた。</p> <p>平成12年度 学級講座 11事業 集会活動 3事業 平成23年度 学級講座 19事業 集会活動 66事業</p>	<p>・平成15年に次世代育成支援対策推進法の制定により船橋市でも平成17年に行動計画「ふなばし・あいプラン」を策定した。公民館では従来より行っていた乳幼児を対象とした各種事業も、「子育て支援事業」として事業を拡充した。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

9	家庭教育セミナー （社会教育課・ 公民館） （再掲）	・家庭教育セミナーは全公民館で実施している。PTA等を主体として、幼児から中学生までの子を持つ保護者を対象に、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子どもの生活体験・活動体験学習に関することを学んだ。 平成 12 年 開設団体数 30 団体 実施回数 112 回 参加延人数 7,971 人 平成 23 年 開設団体数 32 団体 実施回数 105 回 参加延人数 3,909 人	・「家庭教育セミナー」は年々学校での開設希望が減少しており、公民館での開設が多い。家庭教育への関心が薄れている傾向もあり、家庭教育の重要性を、学校も含めて捉えなおしていく必要がある。
10	子育てサロン （公民館）	・市の保健師・保育士を招いて、地域での子育て情報の提供の場、ひいては、子育て世代同士の情報交換の場として開催している。 平成 23 年度 13 館で開催	・講座や健康診断、親子体操など、地区ごとに年々多彩な広がりを見せている。

施策 2 - 2 . 児童・生徒期の学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-8 ライフステージに応じた学習機会の提供)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	ふなばしハッピー サタデー事業 （青少年課・ 公民館）	・毎月第 3 土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり、町会・自治会や学校及び地域の青少年団体、児童ホーム等と連携を図りながら、各公民館において、スポーツ活動、文化活動、自然体験、子どもまつり等子どもが楽しく参加できる事業を行う。 平成 17 年度から実施 平成 23 年度 参加延人数 52,200 人 スタッフ 4,282 人	・地域の実情や各公民館の実情に合わせて、実施日や実施回数を調整している。各公民館とも子どもたちが楽しく参加できる事業を実施していることから、参加者については増加傾向である。

2	児童・生徒を対象とした図書館事業 (図書館)	<p>・資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実、物流システムによる学校への資料の貸出、施設見学や職場体験学習の積極的な受け入れ、各種おはなし会の開催している。</p> <p>平成 12 年度 おはなし会 35 回 880 人 臨時おはなし会 15 回 308 人 平成 23 年度 本とおはなしの会 180 回 3,503 人 臨時おはなし会 71 回 2,084 人</p>	<p>・平成 13 年度に中学校職場体験受け入れている。</p> <p>・平成 18 年度学校図書館活用推進事業におけるインターネット予約が開始され、学校への団体貸出サービスが拡充した。おはなし会実施は 12 年度と比較して 5.1 倍、参加者数は 3.9 倍に増加している。</p>
3	青少年を対象とした公民館事業 (公民館)	<p>・小学生・中学生を対象に各種事業を開催し、学校教育では成し得ない生活体験や自然体験を通して青少年の健全育成を図っている。事業例として、「工作教室」「料理教室」「野外キャンプ」「ボランティア講座」「子どもまつり」等を行った。</p>	<p>・学校教育では取り上げない、また、社会教育の特色を生かした事業として、体験活動、奉仕活動、仲間づくりなどを様々な事業で実施した。「子どもまつり」は、ほぼ全館で実施しており、子どもの楽しみとなっている。</p>
4	ふなばし生涯学習フェア (社会教育課)	<p>・平成 23 年度は、第 26 回生涯学習フェアとして「愛とさすなのまち・ふなばし」をテーマに、ふなばし市民大学校学びのコーディネーター学科の学生とその修了者で構成する「船橋市生涯学習コーディネーター連絡協議会」が企画・運営を行った。</p> <p>・公民館等を会場に、講演会や見学会、人形劇、ワークショップ等全 6 事業開催した。</p>	<p>・回数を重ねるごとに、より市民が主体となった企画を行えるようになってきている。</p>

施策 2 - 3. 青年期の学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-8 ライフステージに応じた学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	津別町青少年交流事業 (青少年課)	<p>・北海道津別町の青少年との交流を通じ、お互いの友情と相互理解を深めるなど、次代を担う青少年の健全育成を図っている。</p> <p>・参加者数 平成 12 年度 76 人(受入年度) 平成 23 年度 40 人(派遣年度)</p>	<p>・都市間交流、大自然での生活体験、生活環境の異なる地域の子どもたちとの交流を通して、子どもたちの成長に多くの成果が期待できる。一方、参加人数が限定されるなどの課題等があるため、今後より効果的な方法を検討する。</p>

2	青年を対象とした 図書館事業 (図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実を図っている。 ・平成 18 年度に中央図書館にてヤングアダルトコーナーを設置し、読書相談に司書が応じている。 ・ヤングアダルトコーナーの新刊リストの作成をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度に中央図書館にヤングアダルトコーナーを設置し、青少年を対象としたサービスが拡充している。
3	青年を対象とした 公民館事業 (公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度から平成 17 年度まで、高校生以上の青年を対象とした事業として中央公民館では「ひっぴほっぴダンス講座」「ストリートダンス講座」を実施した。また、知的障害者を対象に自立と社会参加を目的とする、青年教室「若草の会」を実施した。 ・ひっぴほっぴダンス 延べ参加者数 平成 14 年度 104 人 平成 17 年度 86 人 ・若草の会 延べ参加者数 平成 12 年度 896 人 平成 23 年度 649 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生以上の青年を対象とした事業はほとんどなく、単発講座のみである。 ・「若草の会」は、唯一の知的障害者対象事業で、目的が十分に達成されている。

施策 2 - 4 . 成人期の学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-8 ライフステージに応じた学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	日本語教室 (国際交流室)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人と外国人が共生できる地域社会の形成を図るために、外国人住民の地域参加に役立つ日本語の習得支援を目的に市内 7 か所の会場で開催している。 平成 12 年度 117 人 平成 23 年度 107 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人が日本語の習得を通じて、日本人と共生できる地域社会の形成に寄与している。

2	成人を対象とした 公民館事業 (公民館)	<p>・学級・講座、集会活動を実施した。学習内容として、学級・講座では、趣味・教養、体育・レクリエーション、家庭生活、社会連帯、集会活動では、体育・レクリエーション、演劇・芸能・音楽・演芸、展示や映画会、文化祭等を行った。</p> <p>・生活課題や現代的課題を中心に取り上げ、課題解決に向けてとともに、参加者同士の連帯意識を高めるまでに至っている。</p> <p>・全館で実施している文化祭は、公民館利用団体の発表の場として、地域と公民館をつなぐ事業となっている。</p> <p>平成 12 年度 学級講座 177 事業 延べ参加者数 27,152 人 集会活動 50 事業</p> <p>平成 23 年度 学級講座 165 事業 延べ参加者数 23,284 人 集会活動 149 事業</p>	<p>・成人を対象とした事業で、趣味・教養、体育・レクリエーションなど、個人の学習要求を満たすものから、家庭生活、社会連帯など地域社会に貢献する内容まで多彩な事業を展開した</p> <p>・生活課題や現代的課題を中心に取り上げ、課題解決に向けてとともに、参加者同士の連帯意識を高めるまでに至っている。</p> <p>・全館で実施している「文化祭」は公民館利用団体の発表の場として地域と公民館をつなぐ事業となっている。</p>
3	成人を対象とした 図書館事業 (図書館)	<p>・資料の積極的な収集、レファレンスサービスの充実、資料展示コーナーの設置と拡充を図っている。また、大人のためのおはなし会の開催をしている。</p>	<p>・レファレンスサービスの充実により、市民の読書を支援するだけでなく、課題解決支援につなげるなど、成人期の学習が機会の充実を図っている。</p>

施策 2 - 5 . 高齢期の学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-8 ライフステージに応じた学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	いきいき同窓会交流事業補助金 (高齢者福祉課)	<p>・旧老人大学、ふなばし市民大学校いきいき学部の卒業生が、いきいき同窓会としてふなばし市民大学校のルームアドバイザーや、相互の交流、親睦、研修、ボランティア活動等、高齢者の生きがいのある生活の向上や地域社会への寄与を目指した活動を行っており、これらの活動が円滑に行えるよう、平成 16 年度より運営費を補助している。</p> <p>平成 23 年度 補助金 810,000 円 会員数 2,303 人</p>	<p>・自主的な高齢者の生きがいのある生活の向上、地域社会への寄与を目指し活動をしている。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

2	<p>高齢者学級 (社会教育課・公民館)</p>	<p>・高齢者の生きがいづくりや学習効果の活用という目的で、全公民館を会場に通年での学習講座を実施している。</p> <p>平成 12 年度 実施公民館数 24 館 延べ参加者数 18,290 人</p> <p>平成 23 年度 実施公民館数 26 館 延べ参加者数 20,470 人</p>	<p>・実行委員会形式で、学習者自らが学習内容を決定していく試みを実施している学級が増えてきている。</p>
3	<p>高齢者を対象とした公民館事業 (公民館)</p>	<p>・健康や体操を中心とした体育・レクリエーションの講座、集会活動を行っている。高齢者の知識と技能を生かして世代間交流事業なども行っている。</p> <p>平成 12 年度 学習講座 30 事業 延べ参加者数 18,064 人 集会活動 11 事業</p> <p>平成 23 年度 学習講座 19 事業 延べ参加者数 10,182 人 集会活動 35 事業</p>	<p>・全人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 12 年の 12.6% に対し、平成 23 年には 19.8% に達した。今後さらに進展する高齢社会の中で高齢者の学習需要は高まっていく。</p> <p>・高齢者学級についても、幅広い年代層に応じた学習プログラムが求められる。また、世代間交流を様々な事業の中で取り入れていく必要がある。</p>
4	<p>高齢者を対象とした図書館事業 (図書館)</p>	<p>・資料の積極的な収集とレファレンスサービスの充実、大活字本コーナーの設置と拡充に努めている。</p> <p>・大活字本の蔵書数</p> <p>平成 12 年度 1,543 冊 平成 23 年度 2,108 冊</p>	<p>・大活字本の蔵書数が平成 12 年度と比較して 36% 増加するなど、高齢者に対するサービスの拡充に努めた。</p>

施策 2-6. 世代間交流の推進

(→ 第二次計画：施策 1-9 世代間交流の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	音楽フェスティバル・千人の音楽祭（文化課）	<p>・市内の小・中・高校と一般の音楽団体が船橋アリーナで一堂に会する「千人の音楽祭」をはじめ、公民館等を中心に地域で音楽を楽しめる「地域ふれあいコンサート」を開催することで、2月を音楽月間として位置付け、市内各地で音楽行事による世代間の交流を推進している。</p> <p>平成 23 年度実績 全 23 事業入場者数 10,595 人 （うち、千人の音楽祭 4,841 人）</p> <p>・「千人の音楽祭」は、平成 24 年度の第 20 回を節目に、新しい形での音楽祭の開催を検討し、その実現を目指す。</p>	<p>・小中学生・高校生から高齢者まで、音楽を通して、さまざまな世代間の交流を図ることができている。</p>
2	天文教室、星を見る会、特別投映（総合教育センター）	<p>・初歩的な天文に関する講座や天体観測、天文教室（平成 4 年から）や星を見る会（昭和 62 年から）、プラネタリウム投映（平成 4 年から）、音楽やお話の集い、特別投映などを行う。</p> <p>平成 23 年度 天文教室 1 回 星を見る会 6 回 特別投映 2 回</p>	<p>・事前申し込みで受付を行っているが、ほとんどの回が満員の状況である。参加者の科学的興味関心の高揚に大きく寄与している。</p>
3	親子科学教室（総合教育センター）	<p>・身近な科学に関する楽しい実験や工作を行っている。</p> <p>平成 5 年から実施 平成 23 年度 実施回数 2 回</p>	<p>・事前申し込みで受付を行っているが、ほとんどの回が満員の状況である。参加者の科学的興味関心の高揚に大きく寄与している。</p>
4	少年少女交歓大会（青少年課）	<p>・市内の青少年団体と一般参加の子どもが運動公園で一堂に会し、様々な催し物を通して、団体相互の連携強化と青少年の交流を深めている。</p> <p>・参加延人数 平成 12 年度 4,500 人 平成 23 年度 15,650 人</p>	<p>・参加人数については、年々増加傾向にあり、市民の評価を得ている。今後は、組織を維持しつつ、さらに連携を深め発展させる。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

5	<p>青少年キャンプ事業 (青少年課)</p>	<p>・ 集団野外活動を通じて、自らの創意工夫・仲間作りを推進する一方で、規律・習慣等を体得させ、青少年の健全育成に寄与すると共に、青少年の交流とジュニアリーダーの育成を図っている。</p> <p>・ 参加者数 平成 12 年度 121 人 平成 23 年度 109 人</p>	<p>・ 毎年キャンプ場所が異なることから、リピーターとなる子どもがいるが、市所有の青少年キャンプ場や一宮少年自然の家の有効活用も考える必要がある。</p>
6	<p>津別町青少年交流事業 (青少年課) (再掲)</p>	<p>・ 北海道津別町の青少年との交流を通じ、お互いの友情と相互理解を深めるなど、次代を担う青少年の健全育成を図っている。</p> <p>・ 参加者数 平成 12 年度 76 人(受入年度) 平成 23 年度 40 人(派遣年度)</p>	<p>・ 都市間交流、大自然での生活体験、生活環境の異なる地域の子もたちとの交流を通して、子どもたちの成長に多くの成果が期待できる。一方、参加人数が限定されるなどの課題等があるため、今後より効果的な方法を検討する。</p>
7	<p>世代間交流を目的とした公民館事業 (公民館)</p>	<p>・ 高齢者と子どもとの交流を目的に「グランドゴルフ大会」などを実施している。</p> <p>・ 親子対象の工作教室や料理教室などを行っている。</p> <p>・ 平成 12 年度実施事業 「グランドゴルフ大会」「夏子連昔あそび」「三世代交流ゲートボール&グランドゴルフ大会」等</p> <p>・ 平成 23 年度実施事業 「地域交流グランドゴルフ」「秋のふれあいウォーキング」等</p>	<p>・ 高齢者と子どもの交流事業は少なく、高齢者の知恵と技能を生かし、子どもが伝承文化を継承できるような事業が求められる。</p>
8	<p>船橋市三山老人デイサービスセンター (高齢者福祉課)</p>	<p>・ 指定管理者の(社福)創明会が運営。三山小学校と一年生を迎える会、運動会、交流会などを実施している。</p> <p>・ 合唱、合奏、交流会のほか、三山保育園とも交流会を実施している。</p>	<p>・ 地域に根ざした介護サービス事業所として親しまれている。</p> <p>・ 高齢者と小学生が交流することで、高齢者にとっては生きがいとなり、今後も活発に行っていく。</p>

施策 2-7. 健康を保持するためのスポーツ活動の充実

(→ 第二次計画：施策 1-10 スポーツ・レクリエーションの充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	船橋市民マラソン大会 （生涯スポーツ課）	・運動公園を会場に、子どもから高齢者までの各部門を設定することで、幅広い年代層の参加がある。 平成 12 年度 参加者 636 人 平成 23 年度 参加者 851 人	・市民を対象とした大会であり、有意義なものと評価する。
2	成人の日記念船橋市民駅伝競走大会 （生涯スポーツ課）	・運動公園から、市北部を通り、船橋アリーナまで 6 区間を駆け抜ける、中学生以上の男子を対象とした駅伝大会を実施している。 平成 12 年度 参加者 74 チーム 602 人 平成 23 年度 参加者 83 チーム 639 人	・市民を対象とした大会であり、有意義なものと評価する。
3	船橋市小学生・女子駅伝競走大会 （生涯スポーツ課）	・運動公園を会場に、小学生男女及び女子（中学生以上）を対象とした駅伝大会を実施している。 平成 12 年度 参加者 152 チーム 1,204 人 平成 23 年度 参加者 140 チーム 1,003 人	・市民を対象とした大会であり、有意義なものと評価する。
4	総合型地域スポーツクラブ （生涯スポーツ課） （再掲）	平成 10 年 4 月 大穴スポーツクラブ設立 平成 16 年 4 月 塚田 JSC 設立 平成 18 年 6 月 八木が谷スポーツクラブ設立 平成 23 年 11 月 ならだいスポーツクラブあまなつ設立 平成 24 年 3 月 薬田台みんなのクラブ設立	・各スポーツクラブは地域のニーズに合った特色ある活動を行っている。 ・平成 23 年度新しく 2 クラブが増え 5 クラブが活動している。
5	ゲートボール場管理運営費 （高齢者福祉課）	・高齢者の仲間づくりと健康の維持・増進を図るために活動の場と機会を提供。 平成 12 年度 22 か所 利用人数 43,976 人 平成 23 年度 8 か所 利用人数 18,846 人	・体を動かす場を提供することにより健康の維持につながるとともに、人々が集まる場として仲間づくりにも役立っている。

施策 2-8. 芸術文化活動の機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-11 芸術文化活動の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	各種芸術文化事業の主催および、共催・後援（文化課）	<p>・各種芸術文化事業を主催および、共催・後援をすることにより、市民への芸術文化の振興、文芸創造活動の推進、各種芸術文化団体の育成指導を図る。</p> <p>・後援事業については高い申請数があり、市民自らが参画する文化活動の場の充実を図っている。</p> <p>平成 12 年度 主催 8 事業 共催 12 事業 後援 47 事業 協賛 2 事業</p> <p>平成 23 年度 主催 9 事業（うち中止事業 1） 共催 10 事業 後援 72 事業（うち中止事業 1）</p>	<p>・主催・共催事業とも好評価を得ている。</p> <p>・後援事業については高い申請数があり、市民自らが参画する文化活動の場の充実を図っている。</p>
2	21 世紀のデジタルプロジェクトの充実（視聴覚センター）	<p>・平成 12 年度から実施。市民からの提供写真や市の保有する写真・映像をデジタル化して保存するとともに、市内公共施設等において公開展示を行う。</p> <p>平成 23 年度末現在まで 累計事業数 38 事業 累計鑑賞者数 241,520 名</p> <p>平成 23 年度 実施事業数 1 事業 鑑賞者数 3,300 名</p>	<p>・平成 12 年度から 21 回の企画展を開催し、これまでに市民から寄せられたプロジェクトへの感動の声は 635 件になる。企画展及びその他の主催・共催事業での展示では、船橋の貴重な歴史的資料として市民から好評価を得ている。</p>

施策 2-9. ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-12 ノーマライゼーションの実現に向けての学習機会の充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	日本語教室（国際交流室）（再掲）	<p>・日本人と外国人が共生できる地域社会の形成を図るために、外国人住民の地域参加に役立つ日本語の習得支援を目的に市内 7 か所の会場で開催。</p> <p>平成 12 年度 205 人 平成 23 年度 245 人</p>	<p>・在住外国人が日本語の習得を通じて、日本人と共生できる地域社会の形成に寄与している。</p>

2	地域福祉活動助成 交付金事業 (地域福祉課)	<p>・船橋市福祉基金の運用益等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉活動に要する事業費の一部を助成することにより、市民活動の振興を図り、地域福祉の推進に資することを目的とした事業。</p> <p>平成 12 年度 交付団体数 19 団体 平成 23 年度 交付団体数 24 団体</p>	<p>・平成 23 年度は新規団体に 4 件交付決定されたことを踏まえ、着実に市民に対して周知され、地域福祉の推進に寄与している。</p>
3	障害を理解することを目的とした公民館事業 (公民館)	<p>・障害者や高齢者を理解する事業は、体験学習やボランティア講座で実施した。また、近年は高齢者福祉課や包括支援課との連携により認知症に対する理解、サポート事業を展開している。</p> <p>平成 12 年度 「介護体験セミナー」「ボランティア入門セミナー」 「子どもボランティアクラブ」「手話クラブ」他 平成 23 年度 「障害者とスポーツを楽しもう！」ほか</p>	<p>・ノーマライゼーションに対する生涯学習分野での取り組みが体系化しておらず、すべて個別に実施している事業である。今後は関係各課、団体との連携により実施していくことが望まれる。</p>

施策 2-10. 人権意識を高めるための学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-13 人権意識を高めるための学習機会の充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	研修会・講座開催 (男女共同参画センター)	<p>・人権啓発のため平成 20 年度に「DV を考える。支配のないパートナーのために」、平成 21 年度に「若者のためのデート DV 予防講座」、平成 23 年度「DV 防止講座」を開催。</p>	<p>・DV についての理解を深め、DV 予防と被害者への支援につながる。</p>
2	人権啓発標語コンクール・人権啓発ポスター掲出事業 (地域福祉課)	<p>・「人権啓発活動地方委託事業」の「地域人権啓発活動活性化事業」として船橋地域人権啓発ネットワーク協議会と協力し、平成 17 年度より 1 年おきに実施。</p> <p>・人権啓発をテーマに市内の公立小中学校から標語を募集し、表彰する。最優秀作品の標語を入れたポスターを作成し、人権週間に合わせて掲出。</p> <p>平成 17 年度 応募総数 315 作品 平成 23 年度 応募総数 420 作品</p>	<p>・標語を考えることで人権問題を身近に感じてもらうことができた。また、ポスターの掲出により幅広い世代に人権啓発を呼びかけることができた。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

3	人権の花運動 (地域福祉課)	<p>・「人権啓発活動地方委託事業」の「地域人権啓発活動活性化事業」として船橋地域人権啓発ネットワーク協議会と協力し、平成 20 年度より船橋市と八千代市が毎年交替で実施。</p> <p>・人権擁護委員が小学校に出向き、「人権講座」とチューリップの球根を植え、花を育てるを通じ、生命の尊さを実感する。</p> <p>平成 21 年度 船橋市 10 校 八千代市 4 校 平成 23 年度 船橋市 10 校 八千代市 4 校</p>	<p>・球根を植えた花壇に「思いやりの心を育てましょう」の看板をたてたり、花の咲いた後に感謝状を贈ることで、さらなる人権啓発になっていると考える。</p>
4	人権意識を高めることを目的とした公民館事業 (公民館)	<p>・子どもの虐待やいじめなど、家庭教育の分野で人権の事業を実施してきた。</p> <p>平成 12 年度 「CAP子どもワークショップ」 平成 23 年度 「家庭教育セミナー 大切な命」「家庭教育セミナー 子どもを守るためには？」 ほか</p>	<p>・家庭教育の衰退化が指摘される中で、改めて子どもや家族をめぐる人権問題がクローズアップされている。家庭教育に限らずあらゆる社会での人権問題を意識した事業に取り組む必要がある。</p>

施策 2 - 1 1. 男女共同参画社会の実現に向けての学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 1-14 男女共同参画社会に向けての学習機会の提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	男女共同参画フォーラム (男女共同参画センター)	<p>・公民館等を会場とし、なるべく家族が集いやすい土日に講演等の啓発イベントを実施。広い世代に向け、家族で参加できる形での啓発を目指す。</p> <p>平成 21 年度 増田明美(スポーツジャーナリスト)による講演。 参加者 243 人 平成 23 年度 田部井淳子(登山家)による講演。 参加者 233 人</p>	<p>・多くの参加者が集まり、効果があると考えられる。</p>
2	情報誌 f の発行 (男女共同参画センター)	<p>・啓発情報誌を作成。家族で興味をもらうような紙面づくりを心掛けている。平成 7 年から実施。</p> <p>平成 23 年度 第 30 号 202,000 部</p>	<p>・年 2 回町会・自治会を通じての回覧から、平成 21 年度より年 1 回全戸配布とし、より情報の発信に力を入れた。</p>
3	講座開催 (男女共同参画センター)	<p>・男女共同参画をテーマとした講座を開催する。</p> <p>平成 12 年度 14 講座 963 名 平成 23 年度 13 講座 545 名</p>	<p>・様々な分野の講座を開催し、幅広い角度から学習の機会を提供した。</p>

4	男女共同参画フォト・標語コンクール (男女共同参画センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民を対象とした、応募型の啓発事業を実施。男女共同参画について考えてもらうきっかけとする。 ・平成13年度から中学生を対象に標語、平成21年度から16歳以上を対象にフォトのコンクールを開催している。平成23年度から標語コンクールは一般にも対象を広げ、フォトコンクールは年齢制限をなくし、「川柳や俳句」と「写真」を組み合わせた形式で実施。 <p>平成22年度 応募数(フォト)12点(標語)429点 平成23年度 応募数(フォト)34点(標語)403点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画について考えてもらうきっかけとするのに、重要と考えられる。
5	男女共同参画センターフェスティバル (男女共同参画センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・各利用団体によるワークショップや運営委員による講座などの開催。 <p>平成10年度から開催 平成23年度17団体 入場者768人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽にセンターに来て楽しく学び合い、交流できる場となっている。
6	男女共同参画社会の実現を目的とした公民館事業 (公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会形成に向けた政策が打ち出された。公民館においても従来の女性対象事業をさらに深化させ、男女共同参画の趣旨を踏まえた事業を行ってきた。 <p>平成12年度 「男の料理教室」 「マイカー始業点検講座」 「女性セミナー」等 平成23年度 「パパのための楽しい育児応援講座」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館では従来より男女平等を掲げ女性を対象とした事業を実施してきたが、男女共同参画という趣旨に基づき、男性の社会参加を意識した事業を展開した。近年では男性の料理教室や育児教室を多く取り上げている。また、男女共同参画センターと連携した事業も行っている。

施策3-1. 児童・生徒期の体験を通じた学校外活動の充実

(→ 第二次計画：施策2-1 家庭や地域における学校外活動の充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	天文教室、星を見る会、特別投映 (総合教育センター) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・初歩的な天文に関する講座や天体観測を行う天文教室(平成4年から)や星を見る会(昭和62年から)、プラネタリウム投映(平成4年から)にあわせて音楽やお話の集いを行う特別投映などを行う。 <p>平成23年度 天文教室 1回 星を見る会 6回 特別投映 2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申し込みで受付を行っているが、ほとんどの回が満員の状況である。参加者の科学的興味関心の高揚に大きく寄与している。

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

2	親子科学教室 (総合教育センター) (再掲)	・身近な科学に関する楽しい実験や工作を行っている。 平成5年から実施 平成23年度 実施回数 2回	・事前申し込みで受付を行っているが、ほとんどの回が満員の状況である。参加者の科学的興味関心の高揚に大きく寄与している。
3	通学合宿 (公民館)	・平成15年から、子どもの自主性や協調性を伸ばして「生きる力」を育むとともに、学校、家庭、地域、公民館が連携して家庭の教育力の向上を目的に通学合宿を実施。 平成15年度開始 延べ参加者 80人 平成22年度実績 延べ参加者 24人 ※ 23年度は中止	・9年目を迎え、地域に認知され、多数のボランティアが関わってくれた。地域の教育力につながっている。

施策3-2. 地域との連携による家庭教育の充実

(→ 第二次計画：施策2-2 地域との連携による家庭教育の充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	家庭教育セミナー (社会教育課・公民館) (再掲)	・家庭教育セミナーは全公民館で実施している。PTA等を主体として、幼児から中学生までの子を持つ保護者を対象に、家庭教育に関すること、親子のふれあい・世代間交流に関すること、地域での子どもの生活体験・活動体験学習に関することを学んだ。 平成12年 開設団体数 30団体 実施回数 112回 参加延人数 7,971人 平成23年 開設団体数 32団体 実施回数 105回 参加延人数 3,909人	・「家庭教育セミナー」は年々学校での開設希望が減少しており、公民館での開設が多い。家庭教育への関心が薄れている傾向もあり、家庭教育の重要性を、学校も含めて捉えなおしていく必要がある。
2	就学時健診等における子育て学習 (社会教育課・公民館)	就学時健診等における子育て学習会は、小学校入学時前の保護者を対象に、子育ての基本について学習する場として実施している。 平成16年度開始 平成23年度 実施小学校 54校 参加者数 5,257人	・就学時健診における子育て学習は、子育て経験者の講演などにより行われている。アンケート結果からは、家庭教育を見つめ直すきっかけとして効果があるものと考えている。

施策 3-3. 学校教育における地域の応援

(→ 第二次計画：施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	学校支援地域本部事業 (社会教育課)	・平成23年度 三山中学校区(三山中学校、三山小学校、三山東小学校)にて、学校・地域が一体となって、地域の教育力向上を目的に、学校での学習・部活動の支援や子どもの見守り、環境整備などを行う。	・地域における熱心な活動が継続的に展開できている。
2	スクールガード制度 (保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室)	・制度を開始した平成19年4月1日現在では、スクールガード登録団体と登録人数は、261団体3,859人であったが、平成24年4月1日現在では、328団体5,138人となり、登録団体数及び登録人数は、年々増加傾向にある。	・子どもが不審者に遭う件数が、制度開始前の平成17年度は、192件であったが、平成23年度には、78件と半数以下に減少し、その成果は顕著である。

施策 3-4.

地域とのふれあい、異年齢集団とのかかわりを大切にした教育の充実

(→ 第二次計画：施策 2-4 地域や異年齢集団とかわる機会の充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	子育てサロン事業 補助事業・ ミニデイサービス 補助事業 (地域福祉課)	・地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、ミニデイサービス事業に、船橋市社会福祉協議会を通じて運営費の一部を補助する。 《子育てサロン》 地域で孤立しがちな子育て中の親を対象に、育児相談や仲間づくりを支援する。ボランティアとの世代間交流も図られる。 《ミニデイサービス》 閉じこもりがちな虚弱高齢者を対象とし、昼食をはさんでゲームや体操をすることで、地域の人たちとの交流・介護予防を図る。小中学生を招いた交流プログラムを導入している地区も増えている。 平成17年度(全23地区) 子育てサロン 16地区247回実施 ミニデイサービス 23地区424回実施 平成23年度(全24地区) 子育てサロン 21地区485回実施 ミニデイサービス 24地区549回実施	・補助により、子育てサロン・ミニデイサービス事業は全24地区で実施されるようになった。実施回数、参加者数とも増加した。 (各事業とも全24地区で実施されているが、年間開催回数に満たないため、子育てサロンの補助は21地区)

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

2	ふなばしハッピー サタデー事業 （青少年課・ 公民館） （再掲）	・毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、公民館が主体となり、町会・自治会や学校及び地域の青少年団体、児童ホーム等と連携を図りながら、各公民館において、スポーツ、文化活動、自然体験、子どもまつり等子どもが楽しく参加できる事業を行う。 平成 17 年度から実施 平成 23 年度 参加延人数 52,200 人 スタッフ 4,282 人	・地域の実情や各公民館の実情に合わせて、実施日や実施回数を調整している。各公民館とも子どもたちが楽しく参加できる事業を実施していることから、参加者については増加傾向である。
---	--	---	--

施策 3 - 5 . 生涯学習モデル事業の実施と推進

（→ 第二次計画：施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進）

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習モデル事業 （社会教育課）	・学校、家庭、地域、行政が一体となって子どもを取り巻く環境を改善し、学校を地域全体で支える事業。 平成 12 年度 実施校：葛飾小、行田東小 地域ふれあい協議会、学校支援ボランティア、学校と地域の連携にかかわる講演会、ゲストティーチャーの派遣を実施。 平成 22 年度 実施校：金杉小 地域協議会を中心に、学校支援ボランティア、環境整備、学習支援、登校指導等を行うことで地域との交流を深め、学校と地域の連携を図った。 平成 22 年度にて終了。23 年度からは学校支援地域本部事業へと移行。	・平成 1 2 年度の開設当時は、学校支援ボランティア活動や講演会等の事業を実施していたが、最終的には環境整備が中心となっている。

施策 3 - 6 . 学校種間の連携・交流の推進

（→ 第二次計画：施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進）

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	船橋市幼稚園教育 研究協力者会議 （学務課）	・幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行ができるように連携の強化を図る。	・幼・保・小の連携をさらに深めていくことができたと考えられる。

施策 4 - 1 . 学校施設の開放

(→ 第二次計画：施策 2-5 地域における学校施設のあり方)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	総合防災訓練 （防災室）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年8月最終日曜日に各小学校及び一部中学校で開催される。消火訓練のほか、AED、応急処置を地域の住民を対象に実施。 ・平成 23 年度は、防災 M C A 無線による情報伝達訓練や備蓄倉庫の確認、簡易トイレとパーティションの組立訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や職員に対して同内容の訓練を繰返し実施することも重要であるが、内容の見直しも含め訓練参加者をさらに増やしていく工夫も必要である。
2	小・中学校等備蓄整備事業 （防災室）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所となっている小中学校の余裕教室等を活用した防災備蓄倉庫の整備を図る事業。平成 23 年度に 4 中学校を整備し、全小中学校への整備が終了した。 ・過去災害における避難所生活での課題を考慮してカセットガス式発電機と L E D バルーン照明機を全小中学校へ配備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や食料等の期限更新を行い、これまでの整備体制を維持するとともに、備蓄品目の見直しを行った。
3	中学生向け防災学習 （防災室）	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が「命の尊さ」や「災害時自分や周りの人の命を守る」ために何が出来るかを学習し、自らが応急救護など災害時の対処法などを身につける。 <p>平成 17 年度から実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した防災マップを基に町会・自治会と協力して現場踏査を行い、通学路の危険箇所の確認等を行うことで、中学生と地域が連携して防災意識の向上が図れた。
4	船橋市三山老人デイサービスセンター （高齢者福祉課） （再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の（社福）創明会が運営。三山小学校と、一年生を迎える会、運動会、交流会などを実施している。 ・合唱・合奏・交流会のほか、三山保育園とも交流会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした介護サービス事業所として親しまれている。 ・高齢者と小学生が交流することで、高齢者にとっては生きがいとなり、今後も活発に行っていく。
5	三山ふれあいの部屋 （高齢者福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> ・三山小学校の空き教室を利用し、地域の高齢者の交流、教養の向上を図るための場を提供している。高齢者以外も利用できる。管理は、当該施設がある三山老人デイサービスセンターの指定管理者に管理委託。 <p>平成 10 年 6 月事業開始 平成 23 年度 利用者数 1,068 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味やレクリエーションなどの地域交流の拠点になるとともに、小学校の空き教室という環境を活かし、世代間交流の場としても提供している。

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

6	<p>放課後ルーム事業 (児童育成課)</p>	<p>・保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう小学校 1～3 年生に、遊びと生活の場を用意する。 そのために、施設の整備に努めるとともに、各学校と連携しながら、運営の充実を図る。</p> <p>平成 12 年度 46 カ所設置 平成 14 年 12 月に全小学校区に設置を完了 平成 24 年 1 月 54 カ所 (分割運営を含め 74 施設) 設置</p>	<p>・平成 14 年度に全小学校に設置を完了したが、待機児童も生じてきた。その対策として平成 15 年度からは、増設をおこなっている。</p>
7	<p>AED の維持管理 (保健体育課)</p>	<p>・心停止等の緊急時に利用できるようにするために、全校設置された AED の点検等の維持管理を行う。</p>	<p>・全校設置された AED を緊急時に迅速に使用できるように、日々の維持管理ができています。</p>
8	<p>学校施設開放事業 (生涯スポーツ課)</p>	<p>・市民のスポーツの場として、学校運営に支障のない範囲で学校のグラウンド、体育館を開放する。</p> <p>平成 23 年度 小学校 運動場 10,677 回 364,099 人 体育館 17,569 回 294,402 人 プール 35,225 人 中学校 運動場 889 回 17,702 人 体育館 6,662 回 106,120 人 夜間照明灯 震災による節電対策の為中止 特別支援学校 運動場 187 回 3,098 人 体育館 253 回 3,445 人 プール 592 人</p>	<p>・市民からのスポーツできる場所の要求は大きくなってきているので、方策の 1 つとして意義があるもの考える。</p>
9	<p>総合型地域スポーツクラブ (生涯スポーツ課) (再掲)</p>	<p>平成 10 年 4 月 大穴スポーツクラブ設立 平成 16 年 4 月 塚田 JSC 設立 平成 18 年 6 月 八木が谷スポーツクラブ設立 平成 23 年 11 月 ならだいスポーツクラブあまなつ設立 平成 24 年 3 月 薬円台みんなのクラブ設立</p>	<p>・各スポーツクラブは地域のニーズに合った特色ある活動を行っている。 ・平成 23 年度新しく 2 クラブが増え 5 クラブが活動している。</p>

施策 4 - 2. 教職員の生涯学習への理解と協力

(→ 第二次計画：施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	学校支援地域本部 事業 （社会教育課） （再掲）	・平成 23 年度 三山中学校区（三山中学校、三山小学校、三山東小学校）にて、学校・地域が一体となって、地域の教育力向上を目的に、学校での学習・部活動の支援や子どもの見守り、環境整備などを行う。	・地域における熱心な活動が継続的に展開できている。

施策 4 - 3. 大学・専修学校等との連携・相互協力

(→ 第二次計画：施策 2-7 大学や高等学校との連携協力)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	後援・共催・協賛 事業 （社会教育課）	・地域に開かれた大学等での事業に対し、市教育委員会として後援等を行う。 平成 23 年度 後援 30、共催 2、協賛 2	・地域に開かれた大学をアピールすることができた。 ・大学と地域社会との交流が図られ、市民の生涯学習の機会提供に貢献した。
2	公開講座 （社会教育課）	・大学主催で開催する事業を、市の生涯学習情報冊子（「楽しく学ぼうふなばし」）に掲載する。	・より多くの生涯学習情報を、よりきめ細かく市民に届けることができた。

施策 4-4 地域交流の促進

(→ 第二次計画：施策 4-1 地域の生涯学習の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	子育てサロン事業 補助事業・ミニデ イサービス補助事 業 （地域福祉課） （再掲）	<p>・地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、ミニ デイサービス事業に、船橋市社会福祉協議会を通じて 運営費の一部を補助する。</p> <p>《子育てサロン》 地域で孤立しがちな子育て中の 親を対象に、育児相談や仲間づくりを支援する。ボラ ンティアとの世代間交流も図られる。</p> <p>《ミニデイサービス》 閉じこもりがちな虚弱高齢 者を対象とし、昼食をはさんでゲームや体操をするこ とで、地域の人たちとの交流・介護予防を図る。小中 学生を招いた交流プログラムを導入している地区も 増えている。</p> <p>平成 17 年度（全 23 地区） 子育てサロン 16 地区 247 回実施 ミニデイサービス 23 地区 424 回実施 平成 23 年度（全 24 地区） 子育てサロン 21 地区 485 回実施 ミニデイサービス 24 地区 549 回実施</p>	<p>・補助により、子育てサロン・ ミニデイサービス事業は全 24 地区で実施されるよう になった。実施回数、参加者数 とも増加した。</p> <p>（各事業とも全 24 地区で実 施されているが、年間開催回 数に満たないため、子育てサ ロンの補助は 21 地区）</p>
2	三山ふれあいの部 屋 （高齢者福祉課） （再掲）	<p>・三山小学校の空き教室を利用し、地域の高齢者の交 流、教養の向上を図るための場を提供している。高齢 者以外も利用できる。管理は、当該施設がある三山老 人デイサービスセンターの指定管理者に管理委託。</p> <p>平成 10 年 6 月事業開始 平成 23 年度 利用者数 1,068 人</p>	<p>・趣味やレクリエーションな どの地域交流の拠点になると ともに、小学校の空き教室と いう環境を活かし、世代間交 流の場としても提供してい る。</p>
3	船橋市三山老人デ イサービスセンタ ー （高齢者福祉課） （再掲）	<p>・指定管理者の（社福）創明会が運営。三山小学校と、 一年生を迎える会、運動会、交流会などを実施してい る。</p> <p>合唱・合奏・交流会のほか、三山保育園とも交流会を 実施している。</p>	<p>・地域に根ざした介護サービ ス事業所として親しまれてい る。</p> <p>・高齢者と小学生が交流する ことで、高齢者にとっては生 きがいとなり、今後も活発に 行ってゆく。</p>

施策5-1. 様々な学習情報の一元化

(→ 第二次計画：施策3-1 学習情報の一元化と情報のネットワーク化)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	「楽しく学ぼうふなばし」の発行 (社会教育課)	自主的に「何かを学びたい」「体験したい」という要求に応えることを目的として、船橋市等が行っている市民を対象とした生涯学習事業をまとめた冊子を年3回発行し、ホームページにも掲載している。	・講演会・学習会等、市等が行っている事業を幅広く紹介することで、市民の生涯学習の推進を図ることができている。
2	生涯学習施設予約管理システムの構築 (社会教育課)	・平成18年度から、公民館、体育施設、男女共同参画センターの施設予約をシステム化することで、効率的な管理を目指してきた。 ・また、ホームページ上での施設予約や空き状況の照会等も行えるようにした。	・システム導入後、利用者の利便性を図るとともに、各施設の貸出について、より公平な抽選を行うことが可能になった。

施策5-2. 生涯学習情報システムの構築

(→ 第二次計画：施策3-1 学習情報の一元化と情報のネットワーク化)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	生涯学習施設予約管理システムの構築 (社会教育課) (再掲)	・平成18年度から、公民館、体育施設、男女共同参画センターの施設予約をシステム化することで、効率的な管理を目指してきた。 ・また、ホームページ上での施設予約や空き状況の照会等も行えるようにした。	・システム導入後、利用者の利便性を図るとともに、各施設の貸出について、より公平な抽選を行うことが可能になった。
2	図書館システム運営事業 (図書館)	・図書館ホームページの充実。資料の検索や図書予約システムの充実。 ・インターネットによる図書の予約及び携帯電話による蔵書検索開始、携帯電話による予約開始等、サービスの充実。	・インターネットや携帯電話により図書の貸し出し予約が可能となり、図書館利用者に対するサービスが拡充している。

施策5-3. 多様な情報メディアの充実

(→ 第二次計画：施策3-2 多様な情報メディアの活用)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	市広報への記事の掲載 (広報課)	<p>・生涯学習の情報提供に際し広報紙(紙媒体)と、それ以外の多様な情報媒体の活用を図る。</p> <p>平成12年度 広報紙 折込 224,530部 郵送 4,033部 インターネット アクセス数 140,622件 C A T V 再送信接続 167,077世帯</p> <p>平成23年度 広報紙折込(1号あたり) 201,770部 ポスティング(1号あたり平均) 3,684部 インターネット アクセス数 (年間合計) 2,329,765件 C A T V 再送信接続 182,362世帯</p>	<p>・生涯学習に係る情報は広報紙に積極的に掲載。広報紙の発行部数は減少傾向にあるが情報技術の進展によりインターネット、携帯端末での提供、C A T Vの活用や千葉テレビ文字放送での配信など様々な情報メディアの利活用を行っていると考えられる。</p>
2	市広報、館報、チラシ及びホームページ等による情報提供 (公民館)	<p>・市広報による事業案内、館報による事業案内、地域情報、ホームページによる公民館施設利用案内、事業案内、サークル情報等の実施。</p> <p>・市広報は毎月15日号に公民館欄掲載。館報は全館で随時発行。</p>	<p>・公民館の学習情報を知るのに市広報、公民館報の役割は大きい。また、公民館報では地域の情報も掲載でき、まちの情報源となっている。近年はホームページが主流となっており、若い世代からの需要が多い。</p>

施策5-4. ライフステージに応じた情報提供

(→ 第二次計画：施策3-3 ライフステージに応じた情報提供)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	ホームページ運用 (広報課)	<p>・平成22年度、ホームページの再構築事業においてライフステージに応じた構成による見やすさ、アクセシビリティを求める。</p> <p>・子どもホームページも含め、ホームページをリニューアルし、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるサイトを構築。また、各世代の利用が図れるよう、各ページを調整しながら運用している。</p> <p>・ホームページ運用の一環として平成23年11月より、Twitterの運用を行っている。</p>	<p>・各世代に見やすいよう、子どもホームページも含めホームページをリニューアル。</p> <p>・高齢者や障害者を含む誰もが利用できるサイトを構築中である。</p> <p>・しかしながら、IT環境を持ちえない人にとって、有益な紙媒体による広報紙を提供し続けることは重要である</p>

2	子育て情報誌発行 (児童家庭課) (再掲)	・子育てに関する市の各種サービスや相談窓口、幼稚園・保育園情報、医療機関情報等をまとめた情報誌「子育てナビゲーション」を発行し、母子手帳交付時に配布するほか、希望する市民に配布し、子育てに関する幅広い情報提供を行う事業。 平成 15 年度より作成開始。16 年度以降配布。 平成 23 年度 24,000 部発行	・毎年実施している市民アンケートでは、役立った・活用したという意見が多く、好評を得ている。
3	図書館ホームページの充実 (図書館)	・各世代に適合した資料の積極的な収集。 ・図書館ホームページの充実。	・平成 13 年度に図書館ホームページが開設し、サービスの範囲が広がった。

施策 5 - 5 . 学習相談体制の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-4 学習相談体制の整備・充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	学習相談体制の整備・充実 (公民館)	・各公民館個別に実施。市民からの学習相談に個別に対応している。	・公民館では学習相談は定例化はしておらず、個別に対応している現状である。内容的には学習内容や講師情報、サークル情報である。
2	学習相談体制の整備・充実 (図書館)	・レファレンスサービスの充実 平成 12 年度 3,459 件 平成 21 年度 21,639 件	・レファレンスサービスが図書館利用者に浸透し、幅広く利用されている。

施策 5 - 6 . 生涯学習施設間の情報ネットワークの構築

(→ 第二次計画：施策 3-1 学習情報の一元化と情報のネットワーク化)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成 12~23 年度)	評価
1	公民館図書室のオンライン化 (公民館・図書館)	・図書館サービスの充実のため、図書館と公民館図書室のオンライン化を進めている。 平成 12 年度 4 館 平成 23 年度 7 館	・平成 12 年度海神公民館図書室、平成 13 年度薬円台公民館図書室、平成 22 年度坪井公民館図書室がオープンする等サービスの拠点が広がった。

施策 6-1. 人にやさしい施設づくり

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習施設建替事業 （社会教育課）	・西部公民館（平成 20 年竣工）、坪井公民館（平成 22 年竣工）、飯山満公民館（平成 23 年）等でのエレベーター設置工事等を実施した。	・だれでも安全で利用しやすい施設を目指して、既存生涯学習施設の改良工事及び新設・建替工事には、バリアフリーの考えにのっとり設備配慮を行った。

施策 6-2. 公民館の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-5 公民館の整備・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	公民館・図書館建替事業 （社会教育課）	・平成 19 年度西部公民館の建替え、平成 22 年度坪井公民館の新築を実施。	・市内 24 地区コミュニティに 26 公民館を整備するとともに老朽化した公民館の建替えやエレベーターを未設置の公民館に設置し、施設の充実を図った。

施策 6-3. 図書館サービス網の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-6 図書館サービス網の整備・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	公民館図書室のオンライン化 （公民館・図書館） （再掲）	・図書館サービスの充実のため、図書館と公民館図書室のオンライン化を進めている。 平成 12 年度 4 館 平成 23 年度 7 館	・平成 12 年度海神公民館図書室、平成 13 年度薬円台公民館図書室、平成 22 年度坪井公民館図書室がオープンする等サービスの拠点が広がった。

施策 6-4. 博物館の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館事業 (文化課)	<p>・郷土資料館は船橋市の通史を中心に、飛ノ台史跡公園博物館は縄文時代(考古)を中心にそれぞれ資料の収集・調査・研究を行うとともに展示事業・教育普及事業を通して、市民に郷土の歴史に関する学習の場を提供する。</p> <p>(利用状況)</p> <p>・郷土資料館 平成12年度入館者 17,974人 平成23年度入館者 22,238人</p> <p>・飛ノ台史跡公園博物館 平成12年度入館者 7,473人 (平成12年11月オープン) 平成13年度入館者 17,119人 平成23年度入館者 18,610人</p>	<p>・各事業とも好評価を得ている。</p>
2	文化財保護事業 (文化課)	<p>・市内にある指定及び登録文化財の保護並びに普及を図るため、文化財説明板設置、文化財展示、関係図書刊行・HP作成・更新等を行う。</p>	<p>・『船橋市の文化財』改訂を行い、説明板の計画的設置、HP作成・更新、広報紙の活用等、さらに適宜文化財の展示を行うなど積極的に周知を図ってきた。</p>
3	文化財及び埋蔵文化財の調査 (文化課)	<p>・市内にある文化財の調査・研究・保護・活用を図ると共に、市民への普及を図る。</p> <p>土木工事事業等によって失われていく埋蔵文化財について、文化財保護と開発事業との円滑化を図り、適正な発掘調査の実施と遺跡・遺物の公開に努める。</p>	<p>・文化財の調査・普及活動の実施や、平成14年度に埋蔵文化財調査事務所を設置する等、体制の見直しや業務改善を図った。</p>

施策 6-5. 青少年を対象とした施設の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	児童ホーム事業 (児童育成課)	<p>・児童健全育成、子育て支援を図る。</p> <p>平成12年度 19カ所 平成23年度 20カ所</p>	<p>・平成15年に前原児童ホームを建替え。 平成20年に本中山児童ホームを建設。</p>

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

2	<p>青少年会館運営 (青少年課)</p>	<p>・施設の貸出しを行っている他、小・中学生向けの事業も行っている。</p> <p>平成 12 年度 利用人数 75,595 人 利用団体数 1,171 団体</p> <p>平成 23 年度 利用人数 52,659 人 利用団体数 2,472 団体</p>	<p>・研修棟 1、2 階のトイレを和式から洋式に改修（男女各 1 か所）</p> <p>・自主事業の充実と利用促進のため今後も PR 活動を続ける。</p>
3	<p>青少年キャンプ場 管理運営 (青少年課)</p>	<p>・キャンプ場及び研修棟の管理及び貸出し</p> <p>平成 12 年度 キャンプ場 利用人数 13,105 人 研修棟 利用人数 3,622 人</p> <p>平成 23 年度 キャンプ場 利用人数 14,760 人 研修棟 利用人数 3,692 人</p>	<p>・利用者が安全に利用できるように、キャンプ場の整備を実施中。また、夜間は管理人が不在となることから、AED の設置を予定。今後は一層の利用促進を図るためホームページなどの活用を図る必要がある。</p>
4	<p>一宮少年自然の家 管理運営 (青少年課)</p>	<p>・施設の貸出し及び事業の実施</p> <p>平成 12 年度 利用人数 18,013 人 利用団体 139 団体</p> <p>平成 23 年度 利用人数 19,106 人 利用団体 127 団体</p>	<p>・施設の経年劣化も見受けられることから更新する。閑散期対策として、地元での PR 活動を行う。</p>

施策 6-6. 文化施設の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	市民文化ホール・ 市民文化創造館事業 （文化課）	<p>・市民自らの文化芸術活動を実践できる場の提供（管理・運営事業）</p> <p>・優れた文化芸術を享受できる機会の提供（自主企画事業）</p> <p>文化ホール育成団体としてジュニアオーケストラ、さざんか少年少女合唱団（平成 22 年度より）がある。市民文化創造館では、青少年向けのワークショップ等も行っている。</p> <p>・市民文化ホール</p> <p>平成 12 年度 利用団体 161 団体 利用者 152,195 人 自主事業 13 参加 16,134 人 ジュニアオーケストラ演奏会を実施（年 2 回）</p> <p>平成 23 年度 利用団体 245 団体 利用者 131,244 人 自主事業 18 参加 19,620 人 ジュニアオーケストラ演奏会を実施（年 2 回）</p> <p>・市民文化創造館</p> <p>平成 15 年度 利用団体 295 団体 自主事業 24 参加 3,491 人</p> <p>平成 23 年度 利用団体 361 団体 利用者 46,713 人 自主事業 21 参加 5,266 人</p>	<p>・自主企画入場者などからアンケートをとり、おおむね満足との反響をいただいている。</p> <p>・市民に低料金で優れた文化芸術を鑑賞できる機会を提供した。</p>

施策 6-7. スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	まちかどスポーツ 広場の設置 （生涯スポーツ 課）	・市民のスポーツの場として、まちかどスポーツ広場 を設置している。 平成 23 年度 まちかどスポーツ広場 16 か所 運動広場 6 か所	・市民からのスポーツできる 場所の要求は大きくなってき ているので、方策の 1 つとし て意義があるものとする。

施策 6-8. 高齢者福祉施設の学習環境の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	老人憩の家管理運 営 （高齢者福祉課）	・高齢者の相互の親睦を図り、教養の向上、レクリエ ーション等に利用できるよう活用の場を提供。 平成 12 年度 57 施設（公設 21 施設、民間借上げ 36 施設） 利用人数 68,135 人 平成 23 年度 44 施設（公設 24 施設、民間借上げ 20 施設） 利用人数 53,727 人	・高齢者の価値観やニーズも 多様化し、公民館、老人福祉 センター等の活動の場が様々 であることから、利用人数が 減少傾向である。
2	老人福祉センター （高齢者福祉課）	・60 歳以上の高齢者に対し相談、健康増進、レクリ エーションの場を提供。 平成 23 年度 5 施設 延利用者数 352,804 人 104 クラブ 会員 4,293 人	・利用者数は微増であり、事 業運営は概ね好評である。高 齢者の交流の場としての役割 は重要である。

施策 6-9. 健康増進のための施設の学習環境の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	保健センターの管理運営 中央保健センター 東部保健センター 北部保健センター 西部保健センター	・市民が利用しやすい相談窓口や学習機会を整備する。 平成23年度利用者数 中央保健センター 32,024人 東部保健センター 38,322人 北部保健センター 12,770人 西部保健センター 27,639人	・船橋市全体に周知し、健康教育、相談事業を実施する他、保健センターのある地域の特性に合わせた事業を実施し、市民の身近な健康づくりの場となるようにした。

施策 6-10. 環境関連施設の学習環境の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名(担当)	取組概要(平成12~23年度)	評価
1	リサイクルセンター見学 (クリーン推進課)	・市民団体や、小学校児童にリサイクルセンターを見学してもらい、資源化を通じたごみ減量の啓発を図っている。 平成23年度 74件 3,701人	・市民から好評を得ており、リサイクル意識を高めている。
2	清掃工場見学 (北部清掃工場・南部清掃工場)	・市民や、小学校児童に清掃工場を見学してもらい、ごみ減量の啓発を図っている。 平成23年度 133回 4,961人	・工場の現状を見てもらうことで、ごみ分別・ごみ減量・リサイクルなどの意識が高まり、焼却ごみの減量化に繋がっている。
3	クリーン船橋530の日、船橋をきれいにする日の開催 (クリーン推進課)	・市民参加による清掃活動を行い、ごみのない住み良い地域「環境にやさしい美しい街づくり」の啓発活動とする。 平成23年度 参加者数 クリーン船橋530の日 荒天のため中止 (平成22年度 58,000人)、 船橋をきれいにする日 54,000人	・市民参加の清掃活動の恒例イベントとして定着している。 参加者数は天候により大きく変動があるが、啓発運動の中心として位置づけ、成果をあげていると考える。
4	リサちゃんだよりの発行 (クリーン推進課)	・市民に対してごみの現状とごみ減量、リサイクルの必要性の意識を高めることを目的として発行している。 平成23年度 260,000部	・平成15年より創刊し、平成16年から年1回、ごみ減量、資源化の意識を高める啓発紙として全戸配布しており、効果をあげている。

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

5	下水道の日 (下水道総務課)	・下水道についてのパネル等の展示、下水道クイズやバス見学会など、子供から大人まで楽しみながら下水道に対する理解を深めてもらえるよう取り組んでいる。また、市内小学生を対象とした絵画・書道コンクールを行い、下水道の啓発を図っている。 平成 12 年度実績 絵画書道コンクール応募数 計 862 件 平成 23 年度実績 絵画書道コンクール応募数 計 3,949 件	・普段の生活では目にする機会のない下水道の役割について、市民への理解を深められている。 また、絵画書道コンクールにより、小学生にも下水道への関心を深めてもらうことができた。
---	-------------------	--	---

施策 6 - 1 1. 女性センターの整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名 (担当)	取組概要 (平成 12~23 年度)	評価
1	男女共同参画センターの充実 (男女共同参画センター)	・平成 22 年 4 月男女共同参画課と組織統合し、男女共同参画センターと名称変更	・名称変更したことにより、男性が来所しやすくなった。

施策 6 - 1 2. 公園など自然と親しむ施設の整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名 (担当)	取組概要 (平成 12~23 年度)	評価
1	公園緑地整備事業 (公園緑地課)	・自然環境を守り、緑の創造を行ない、世代を越えて自由にコミュニケーションができる場、憩いの場、健康づくりの場として、貴重な樹木の保全と、都市公園の積極的な整備をし、緑豊かな都市景観の創出を図る事業。 平成 12 年度 都市公園一人当たり 2.57 m ² /人 平成 23 年度 都市公園一人当たり 2.85 m ² /人	・着実に公園緑地の整備がおこなわれている。

施策 6-13. 民間施設の活用

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	初心者向けパソコン講習 （社会教育課） （再掲）	・平成 13 年度より、初心者を対象としたパソコン講習を行い、基本操作や文字入力、インターネットや電子メールの使い方について学ぶ機会を提供してきた。 ・平成 18 年度までは公民館を会場としていたが、平成 19 年度以降は民間事業者に委託し、年間で 30 コースを開催している。 平成 23 年度の参加者数 386 人	・毎回定員を上回る申し込み状況である。「パソコンに触ったことがない」「これから購入を考えている」といった参加者を対象に好評を得ている。

施策 6-14. 生涯学習センターの整備・充実

(→ 第二次計画：施策 3-9 総合的な生涯学習推進体制の充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習センターの設置 （社会教育課）	・学習情報・学習機会の提供、指導者・ボランティア養成、学校との連携等の各施策推進を目指す生涯学習センターについては、当初予定していた総合教育センターに設置する余地がなくなったほか、厳しい財政状況もあり、設置を見送った。	・すでに各コミュニティにある 26 館からなる公民館はじめ、各生涯学習施設において連携を深めることによって、生涯学習センターとしての機能を補完している。

施策 6-15. 生涯学習施設間の連携・充実

(→ 第二次計画：施策 3-7 生涯学習関連施設間等の連携・充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	基幹館制度の充実 （公民館）	・基幹館は市内 5 地区からなる地区公民館の事業の連携を行い、事業の支援及び助言を行っている。	・平成 12 年度から開始した本体制については、地区ごとに合同事業、地区担当者会議を通じて、連携・協力を深めている。

施策 7-1. 総合行政としての生涯学習の推進

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習基本構想 ・推進計画の推進 （社会教育課）	・第一次計画策定作業に伴い、平成 11 年度に本部を設置し、計画の推進体制を整備。その後、「楽しく学ぼうふなばし」「まちづくり出前講座」等、市を挙げての生涯学習の推進に努めた。	・平成 23 年生涯学習推進協議会を再び立ち上げ、作業にあたった。
2	生涯学習推進本部 の設置 （社会教育課）	・第一次計画の各施策推進状況を評価・検証を行い、第二次計画策定作業を平成 22 年度から行っている。	・「生涯学習」に対する理念及び理解を、全市的に広めることができた。

施策 7-2. 生涯学習推進本部等の活性化

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習基本構想 ・推進計画の推進 （社会教育課 （再掲）	・第一次計画策定作業に伴い、平成 11 年度に本部を設置し、計画の推進体制を整備。その後、「楽しく学ぼうふなばし」「まちづくり出前講座」等、市を挙げての生涯学習の推進に努めた。	・平成 23 年生涯学習推進協議会を再び立ち上げ、作業にあたった。
2	生涯学習推進本部 の設置 （社会教育課 （再掲）	・第一次計画の各施策推進状況を評価・検証を行い、第二次計画策定作業を平成 22 年度から行っている。	・「生涯学習」に対する理念及び理解を、全市的に広めることができた。

施策 7-3. 市民の学習ニーズの把握

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	公民館利用者意識 調査 （社会教育課）	・平成 18 年度の公民館使用料等の改定を受けて、平成 19 年度に「公民館利用者意識調査」「生涯学習意識調査」を実施した。	・公民館利用者及び一般市民を対象に公民館及び生涯学習に関するアンケートを実施し、その意向を把握した。公民館の運営、事業計画に反映させ、成果を得ることができた。

施策 7-4. 地域の生涯学習の推進

(→ 第二次計画：施策 4-1 地域の生涯学習の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習コーディネーターとの連携 （公民館）	・ふなばし市民大学校（当初は生涯学習コーディネーター養成講座）学びのコーディネーター学科の卒業生有志で組織する生涯学習コーディネーター連絡協議会と協力、連携した事業を各公民館で行っている。	・生涯学習コーディネーター連絡協議会は、5ブロックに分かれて、各ブロック毎に公民館と連携をとり事業を実施している。企画運営に市民の力が入ることで市民協働の役割を果たしている。
2	学校支援地域本部事業 （社会教育課） （再掲）	・平成 23 年度 三山中学校区（三山中学校、三山小学校、三山東小学校）にて、学校・地域が一体となって、地域の教育力向上を目的に、学校での学習・部活動の支援や子どもの見守り、環境整備などを行う。	・地域における熱心な活動が継続的に展開できている。

施策 7-5. ふるさと船橋学習の創造と充実

(→ 第二次計画：施策 4-2 ふるさと船橋について学ぶ機会の充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	船橋三番瀬漁業の PR （農水産課）	・市民の漁業に対する理解を深めるため、水産業体験・イベントの開催などにより歴史ある船橋三番瀬漁業を PR し市民との交流を促進する。	・体験やイベントを実施したことにより、船橋漁業がこんなに活発であることを理解された。
2	地産地消及び食育の推進 （農水産課）	・地場産の農水産物を PR するため農水産祭や地場野菜即売会などを行う。また、学童農園などにより児童・生徒が直に農作物の栽培を体験し、農業や食の大切さを学ぶ。	・農水産祭や地場野菜即売会等を通じ船橋産農産物を広く PR できた。 また、学童農園により児童・生徒が栽培を体験したことで作物と食について理解された。
3	ふなばし市民大学校 （社会教育課）	・まちづくり学部に、船橋市について歴史等を深く学ぶ、「ふなばしマイスター学科」を開設。 ・「まちづくり学部」において、地域に関心を持つよう授業を実施している。	・「学ぶ」ことにより「ふなばし」への理解が深まり、地域で「まちづくり」が実施されている。

施策 7-6. まちづくりに向けた学習機会の充実

(→ 第二次計画：施策 4-3 まちづくりに向けた学習機会の充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	市民活動サポートセンター事業 （市民協働課）	・市民活動サポートセンターにおいて、市民活動に関する情報提供や市民活動体験イベント等を行っている。	・チラシ、ポスター等の紙媒体による情報提供のほか、インターネットを活用しての情報提供を行うことができた。

施策 7-7. 人材の養成・活用とネットワーク化

(→ 第二次計画：施策 4-4 人材の養成・活用とネットワーク化)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	ふなばし市民大学 校 （社会教育課）	・ふなばし市民大学校まちづくり学部「学びのコーディネーター学科」 平成 16 年度 修了者数 27 人 平成 23 年度 同 26 人	・修了後は、まちづくりのために地域（主に公民館）で積極的に活動している。

施策 7-8. 生涯学習人材バンクの設置

(→ 第二次計画：施策 4-5 生涯学習人材バンクの充実)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	生涯学習サポート事業 （社会教育課）	・自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思った市民に対し、能力・特技ある人々の情報を登録し、講師・指導者として紹介することで、市民の生涯学習を無償でサポートする。 平成 23 年度 登録者数 171 人	・何かを学びたいと思う市民と技能等をもった市民を結びつけることによって、市民の生涯学習を推進する役割を果たしてきた。

施策 7-9. 学習ボランティアの養成と活動の場の確保

(→ 第二次計画：施策 2-3 学校を地域全体で支援していく体制の推進)

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	学習サポーター派遣事業 （指導課）	・平成 18 年度から、学力の向上を目的として、大学生を市内全小学校に派遣している。平成 23 年度は、30 の大学から計 237 人の学生等を全小学校に 2 名以上配置し、個に応じた指導を行った。	・外部からの人的な支援は、学習活動の充実を図る上で大変有効である。登録者数も年々増加傾向にある。

施策 7-10. 生涯学習を支援するための市職員派遣制度の充実

(→ 第二次計画：施策 4-6 生涯学習を支援するための市職員派遣制度の充実)

まちづくり出前講座

市が取り組む事業や市民の関心の高い施策等について、市の職員が講師として出向くことにより、行政の理解を深め生涯学習の推進を図る。(本事業は平成 12 年計画策定を受けて開始したものである)

担当	取組概要	方策(参照)
包括支援課・健康増進課・健康政策課・地域福祉課・保健所総務課・保健所衛生指導課・消防署	<p>・地域包括支援センターの役割や生活習慣病の予防や改善方法等の健康づくり、船橋市の健康づくり指針の紹介、薬物乱用や食中毒予防、応急手当の方法、サプリメントの使い方等、多くの講座を実施している。</p> <p>・平成 23 年度 メニュー数 10 事業 「地域包括支援センターについて」「健康増進のはなし」「始めよう！みんなで健康づくり」「私にもできた！支え合いのまちづくり」「地域リハビリテーションについて」 「薬物乱用はダメ！ゼッタイ！」「家庭でできる食中毒予防」「命の救う応急手当」「救急医療体制のあらまし」「サプリメントとかしこくつき合う」 利用件数 30 件 利用者数 1,146 人</p>	施策 1-1. 健康を保持するための学習機会の提供
環境保全課・クリーン推進課・産業廃棄物課・下水道総務課・環境衛生課	<p>・水や大気、音、地球温暖化、ごみの分別やリサイクル、産業廃棄物、下水道、浄化槽についての講話や西浦下水処理場・高瀬下水処理場・北部清掃工場の見学等、多様な自然・環境に係るメニューを実施している。</p> <p>・平成 23 年度 メニュー数 12 事業 「環境を考えるⅠ～水のはなし～」 「環境を考えるⅡ～大気のはなし～」 「環境を考えるⅢ～音のはなし～」 「環境を考えるⅣ～地球温暖化のはなし～」 「みんなで考えよう「ごみ減らし」」「産業廃棄物のはなし」 「下水道のはなし」「浄化槽のはなしⅠ・Ⅱ」、来所講座「西浦下水処理場」「高瀬下水処理場」「北部清掃工場」 利用件数 5 件 利用者数 157 人</p>	施策 1-2. 自然との共生感を育むための学習機会の提供
国際交流室	<p>・姉妹・友好都市交流や在住外国人との多文化共生についての講話を実施している。</p> <p>・平成 23 年度 メニュー数 1 事業 「市の国際交流」 利用件数 0 件 利用者数 0 人</p>	施策 1-3. 国際人を養成するための学習機会の提供

資料編 1 第一次計画に係る施策の進捗状況及び評価

消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に役立つ知識や情報を提供するため、消費生活相談員が講師として出向き、講座を開催している。 ・平成 23 年度 メニュー数 2 事業 「消費者講座Ⅰ～悪質商法編～」 「消費者講座Ⅱ～くらし編～」 利用件数 45 件 人数 2,373 人 	施策 1-6. 現代的課題に対応した消費者の学習機会の充実
-------	--	-------------------------------

施策 7-11. 専門職としての研修制度の確立

No.	事業名（担当）	取組概要（平成 12～23 年度）	評価
1	悉皆研修 （総合教育センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・職や層別に指定した教職員に、学校経営・管理上の課題や教職経験に応じた教科、道徳、特別活動等の専門的知識及び新しい教育課程等の課題に対応した研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行に伴い、平成 15 年度より受講対象者が増加した。毎年内容の見直しを図りながら専門的指導力の向上、喫緊の課題に対応する研修を実施している。受講者の満足度は高く、平成 23 年度は 98%である。
2	希望研修 （総合教育センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教職員として必要な教科、道徳、特別活動等の専門的知識や技能の取得、及び現代的課題や情報化及び放射線や防災教育に関する研修などの喫緊の課題に対応した研修について、希望者を対象に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科や領域の指導法改善研修講座や教育相談、情報教育、生徒指導や現代的課題に関する研修を実施し、毎年見直しを図っている。平成 23 年度の受講者の満足度は 99%である。

2 市の生涯学習をめぐる状況

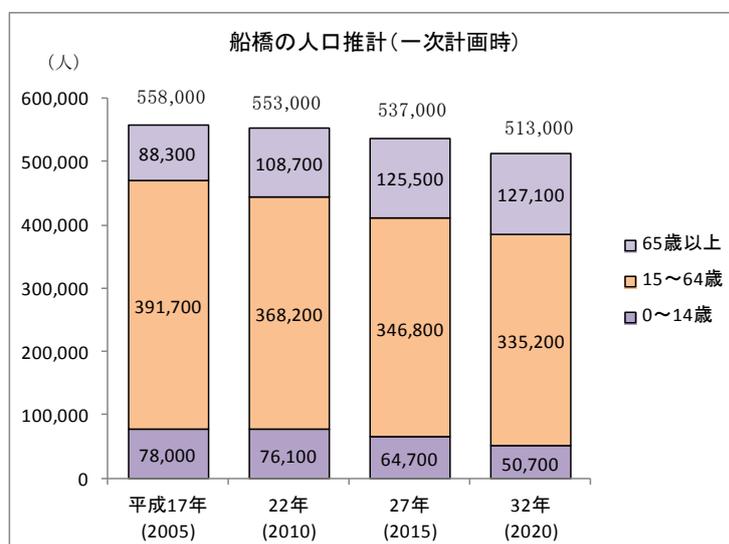
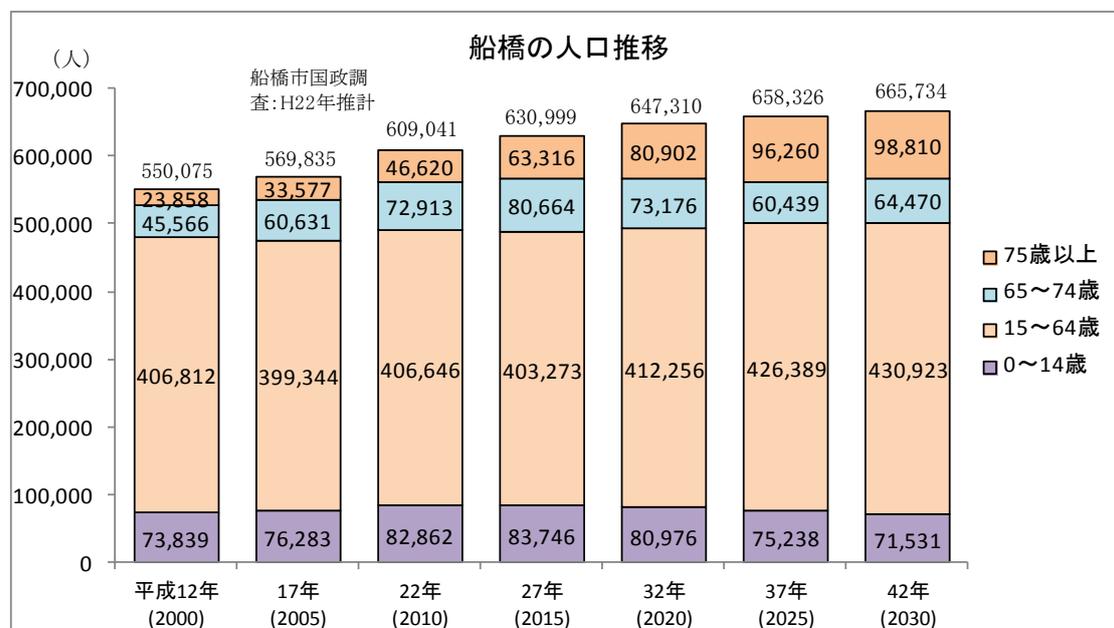
□ 市の人口推移

本市の人口は近年増加傾向にあり、平成22年時点で609,040人（平成22年国勢調査確定値）となっています。この増加基調が今後も続くものと想定しています。

また、本市においても、団塊の世代の年齢推移等に伴って、65歳以上人口の急増が予想され、特に平成32年以降は75歳以上人口が65～74歳人口を上回るものと見込まれます。

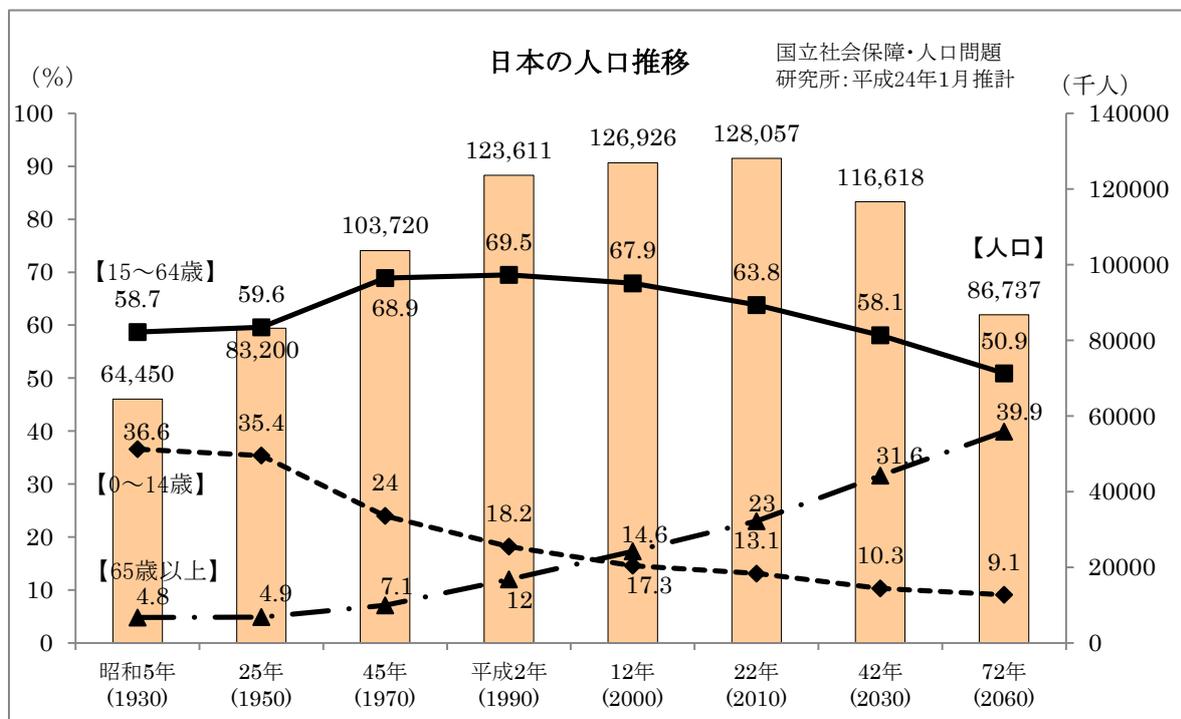
一方、0～14歳人口は平成27年をピークに減少に転じると見込まれます。

15～64歳人口は、団塊の世代がこの年齢層から抜けていく減少分を人口移動（転入超過）による増加分が補って、ほぼ横這いで推移していくものと予測されます。



□ 少子高齢化

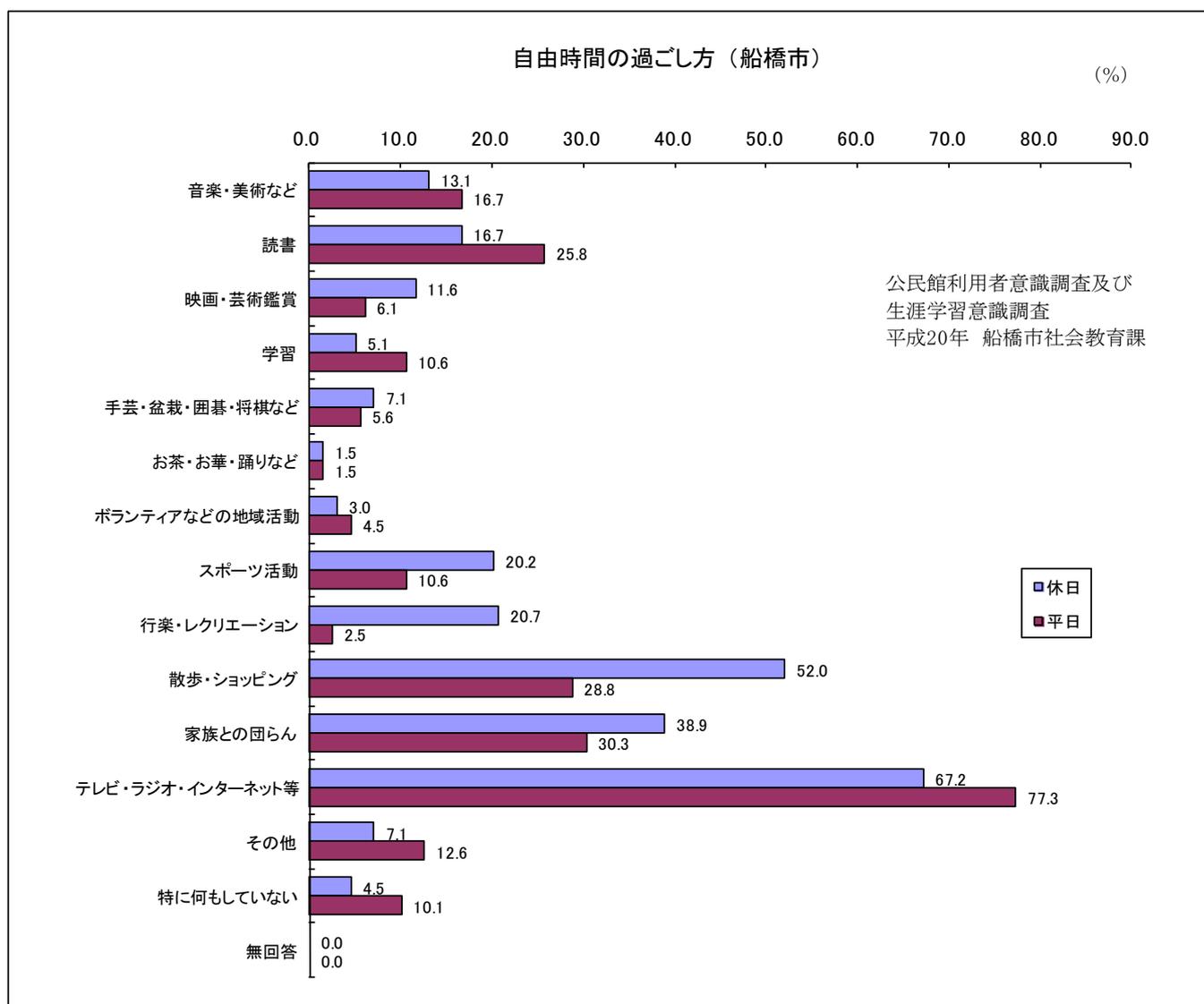
わが国は、既に人口減少時代に転じていて、平成22年からの20年間に約1100万人の人口減少と推計されています。このなかで、特に65歳以上の高齢者の急増が見込まれています。



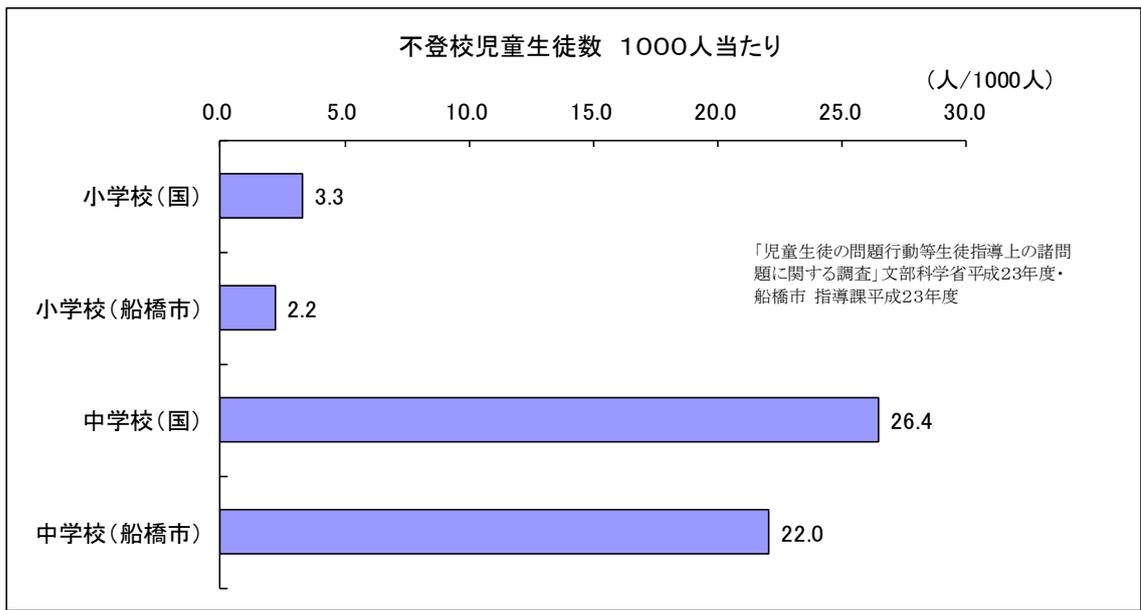
□ 自由時間の過ごし方

自由な時間をどのように過ごしていますかとたずねたところ、「テレビ・ラジオ・インターネット等」で過ごしているという人が突出していることがわかります。

「お茶・お華・踊りなど」と「手芸・盆栽・囲碁・将棋など」の趣味的活動や、「ボランティアなどの地域活動」は極端に少ないですが、休日には「スポーツ活動」、「行楽・レクリエーション」、「散歩・ショッピング」が平日の倍以上を示しており、自由時間の過ごし方に偏りがあることがうかがえます。



□ 不登校

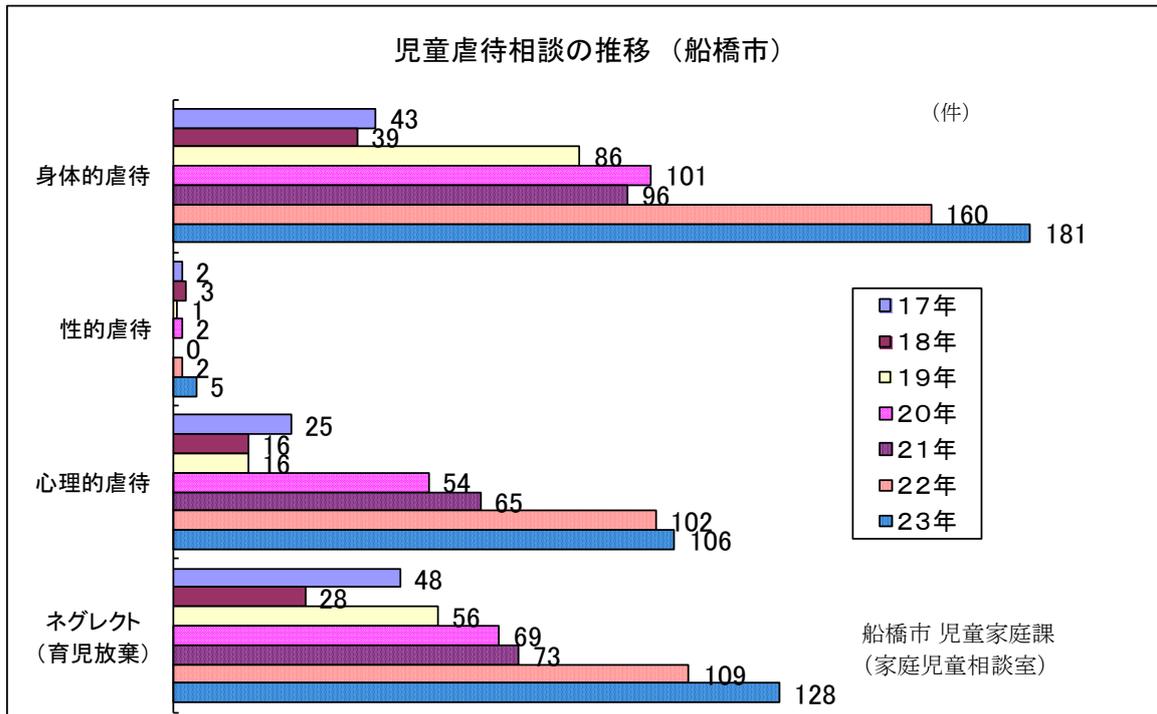


不登校児童生徒数

(平成23年度)

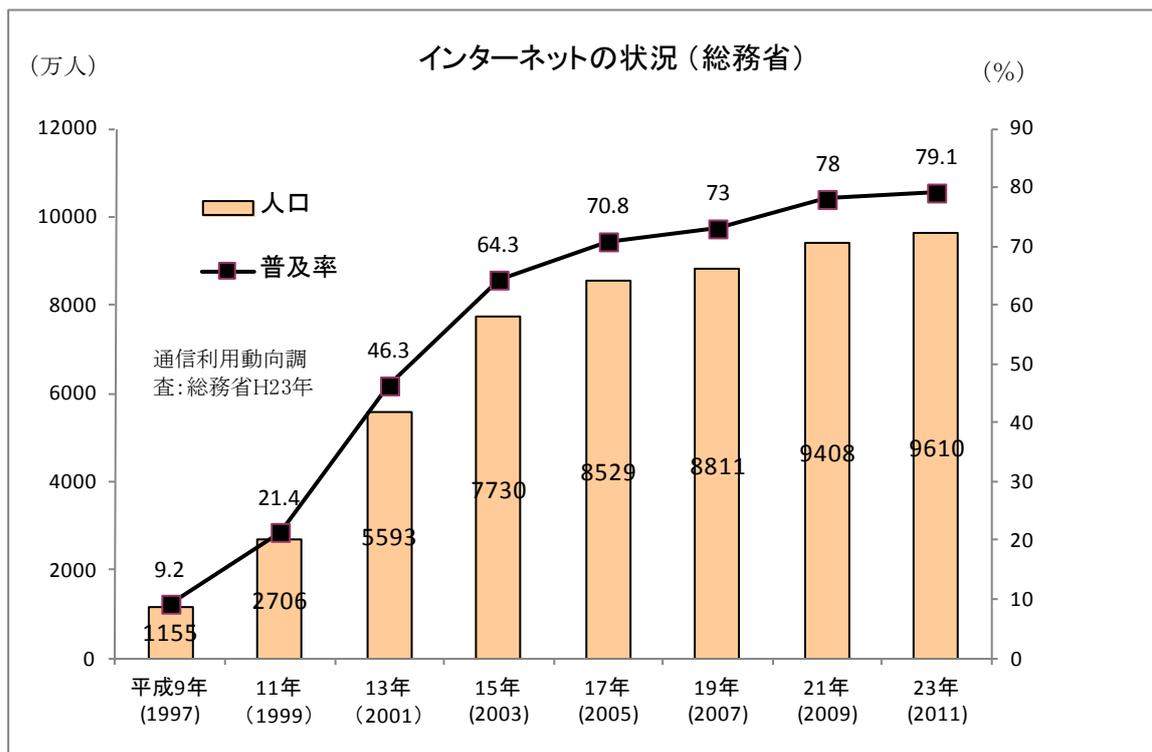
		不登校児童 生徒数(人)	全児童 生徒数(人)	学校数 (校)	1000人当たり の人数(人)	1校当たりの 人数(人)
国	小学校	22,622	6,887,292	21,721	3.3	1.0
	中学校	94,836	3,589,774	10,800	26.4	8.8
船橋市	小学校	71	32,447	54	2.2	1.3
	中学校	307	13,934	27	22.0	11.4

□ 児童虐待



□ インターネット

インターネットは急速に普及が進み、利用人口も大きく増加し、近年は高齢者への普及が進んでいます。



□ 青少年相談受付状況

平成23年度 青少年センター（船橋市）

① 来所相談

内容	学識	小学生		中学生		高校生		その他の学生		有職青少年		無職青少年		小計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
家庭生活		6	2	3	5	4	3					4		17	10	27
不登校		11	20	12	12	2	7							25	39	64
学校生活		8	5	52	26	5	4	1						66	35	101
不良交友		2		82	56	1	2					2		85	60	145
進路				3		1	1							4	1	5
薬物																
窃盗・盗癖				28		1								29		29
万引き				1										1		1
いじめ		1		2	1	1								4	1	5
家出				4	13		1					1		4	15	19
金銭持出し		1		1										2		2
恐喝																
家庭内暴力						2						1		3		3
不健全娯楽																
暴力行為被害				1										1		1
情緒不安定		8												8		8
虐待		1			2									1	2	3
男女交際				2				1				1		4	0	4
その他					1										1	1
合計		38	27	191	116	17	18	2	0	0	0	6	3	254	164	418
		65		307		35		2		0		9		418		

② 電話相談

内容	学識	小学生		中学生		高校生		その他の学生		有職青少年		無職青少年		小計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
不登校		376	34	193	329	4	10							573	373	946
家庭生活		4	2	7	5	4	1					4		19	8	27
学校生活		9	43	130	257	5	9	1						145	309	454
不良交友		2		74	66	1	2					1		77	69	146
盗癖・窃盗				27		1								28		28
いじめ		1		2	1									3	1	4
進路				9		1								10		10
家出				5	14		1					1		5	16	21
薬物																
万引き				1										1		1
家庭内暴力						2						1		3		3
虐待		1			2									1	2	3
暴力行為被害				1										1		1
情緒不安定		8												8		8
男女交際				1				1						2		2
その他		1		1	1					1				3	1	4
合計		402	79	451	675	18	23	2	0	1	0	5	2	879	779	1,658
		481		1,126		41		2		1		7		1,658		

□ 家庭教育相談受付状況

平成23年度 社会教育課（船橋市）

① 相談対象者

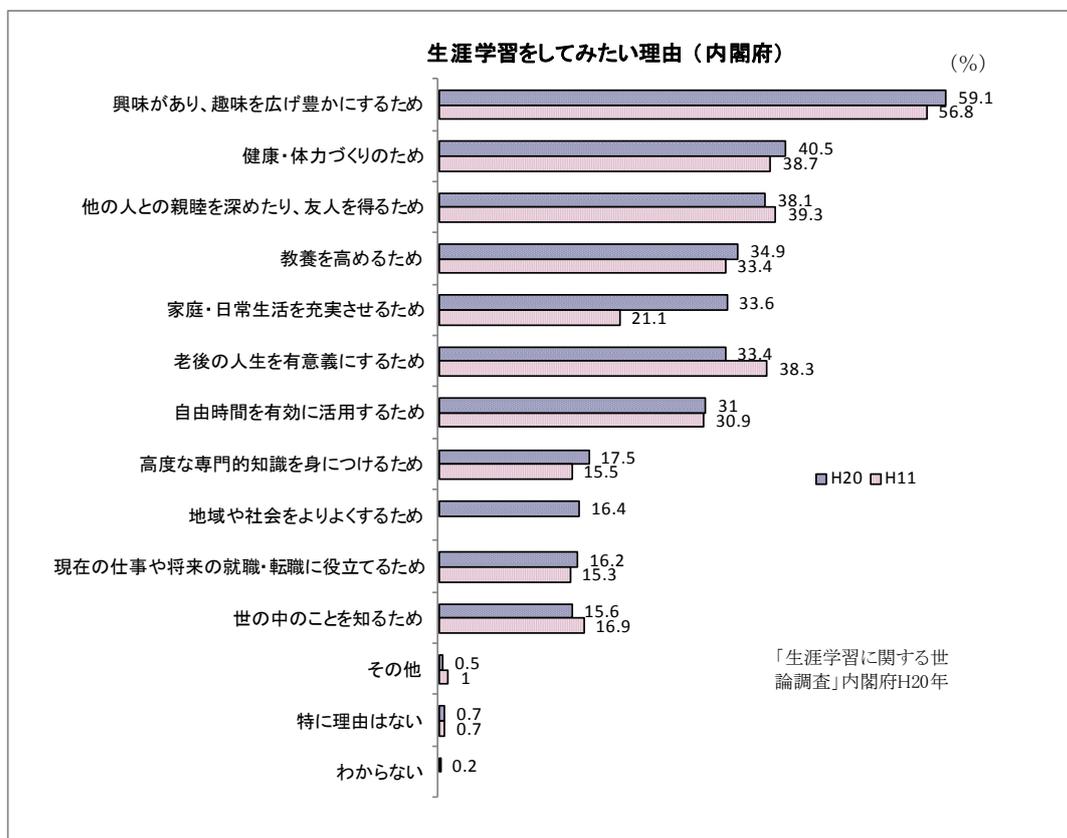
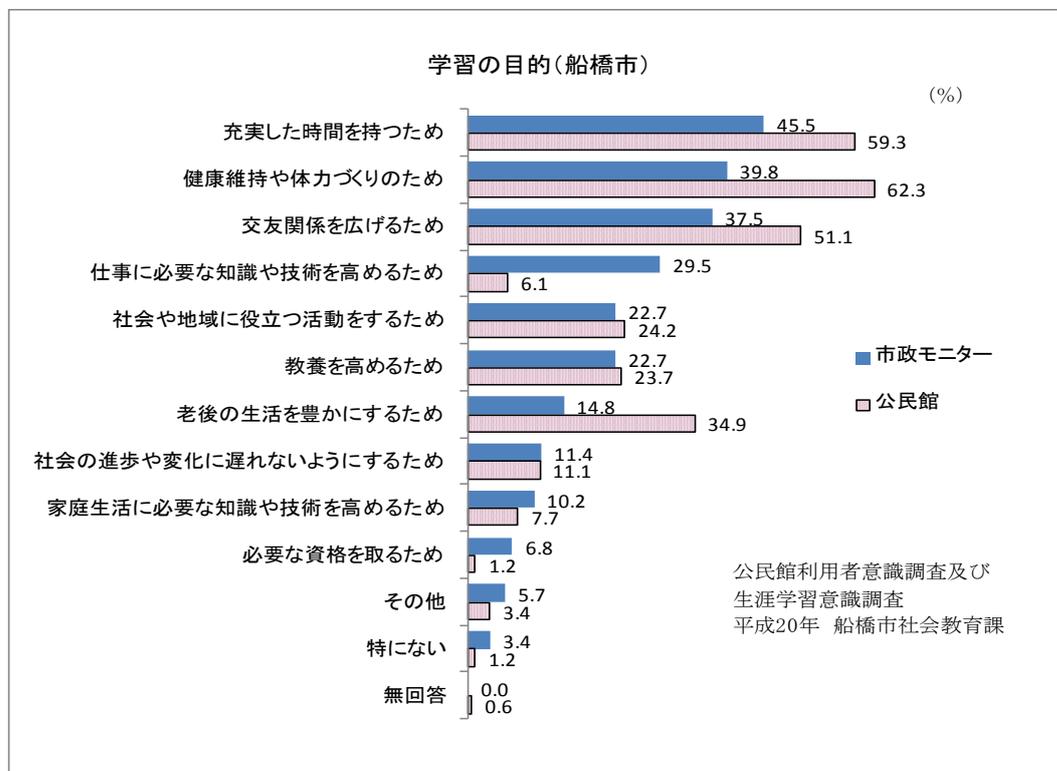
相談対象者	小学生	中学生	高校生	その他	計
人数	105人	28人	8人	19人	160人

② 相談内容

相談内容	生活・しつけ 交友関係	不登校等	いじめ	学習進路	その他	計
人数	73件	14件	6件	8件	96件	197件

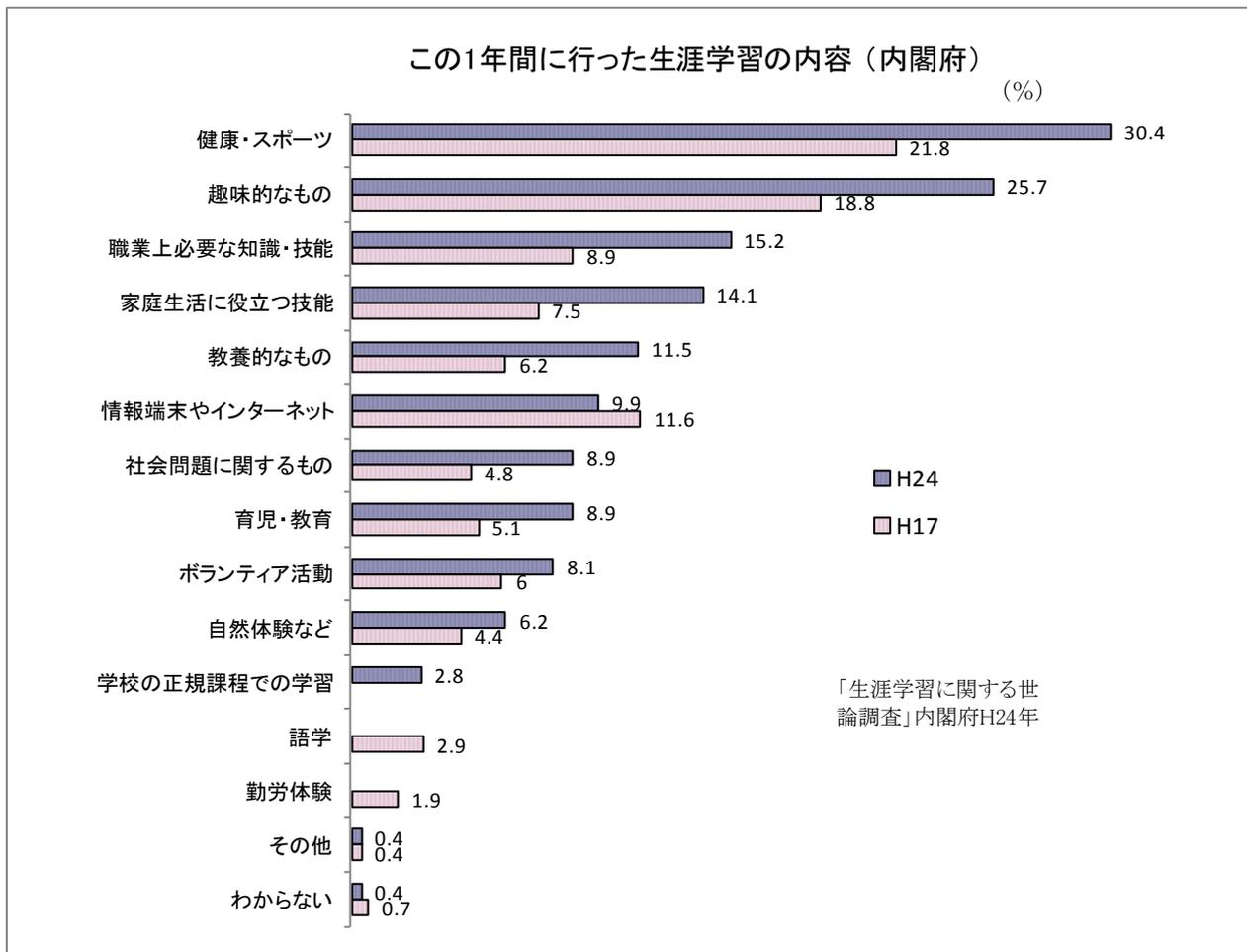
□ 学習の目的

学習や活動の目的についてたずねたところ、「趣味を広げ豊かにするため」(59.1%)が6割近くとなり、次いで「健康・体力づくりのため」(40.5%)、「他の人との親睦を深めたり・友人を得るため」(38.1%)、「教養を得るため」(34.9%)となっています。



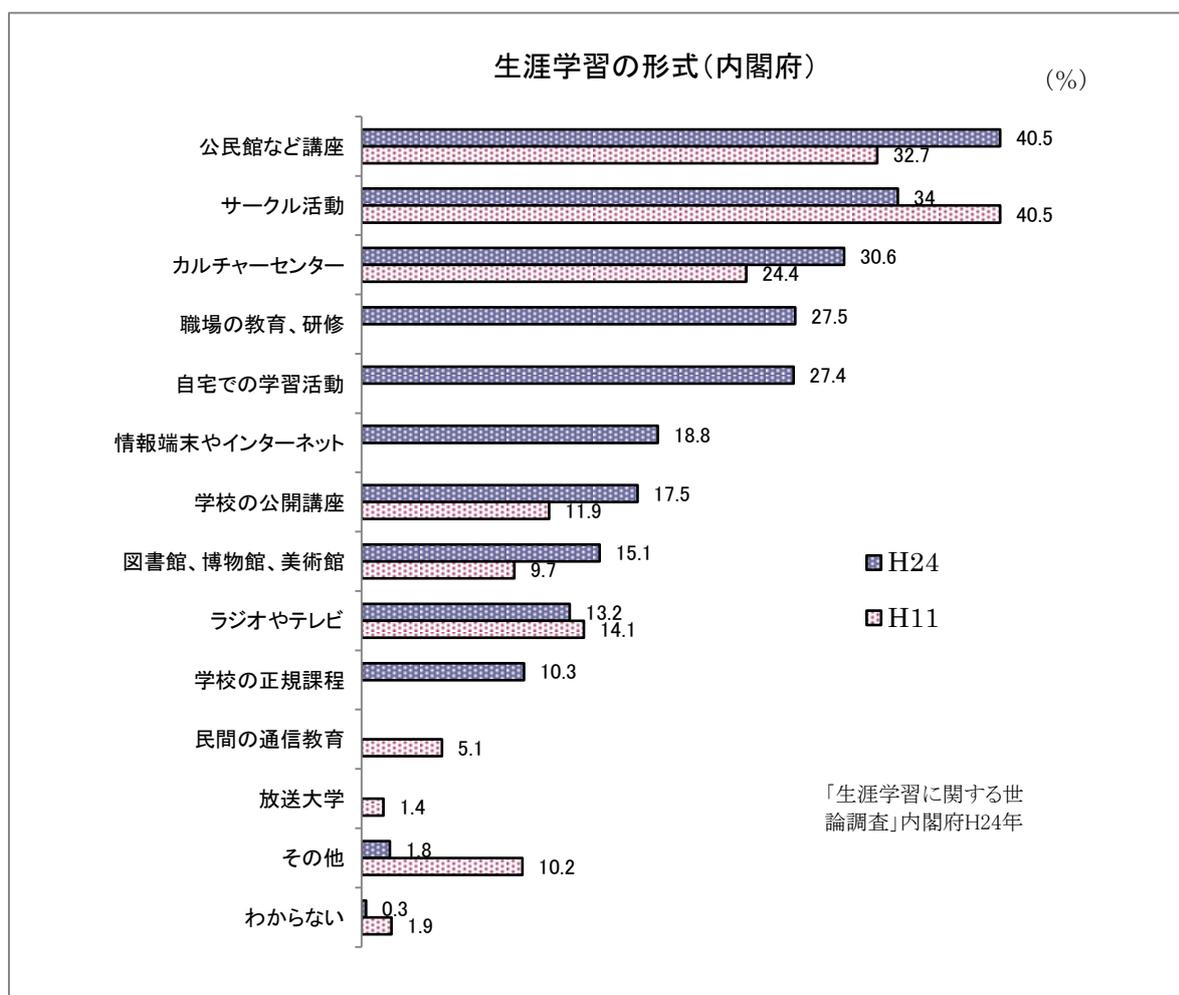
□ 学習・活動の内容

現在の学習や活動の内容については、「健康・スポーツ」(30.4%)、「趣味的なもの」(25.7%)、「職業上必要な知識・技能」(15.2%)、「家庭生活に役立つ技能」(14.1%)、は17年の調査に比べ大幅に増加しており、個人的な趣味活動を中心に幅広い内容となっている。また「ボランティア活動」(8.1%)など、地域の組織的な活動にも参画していることがわかります。



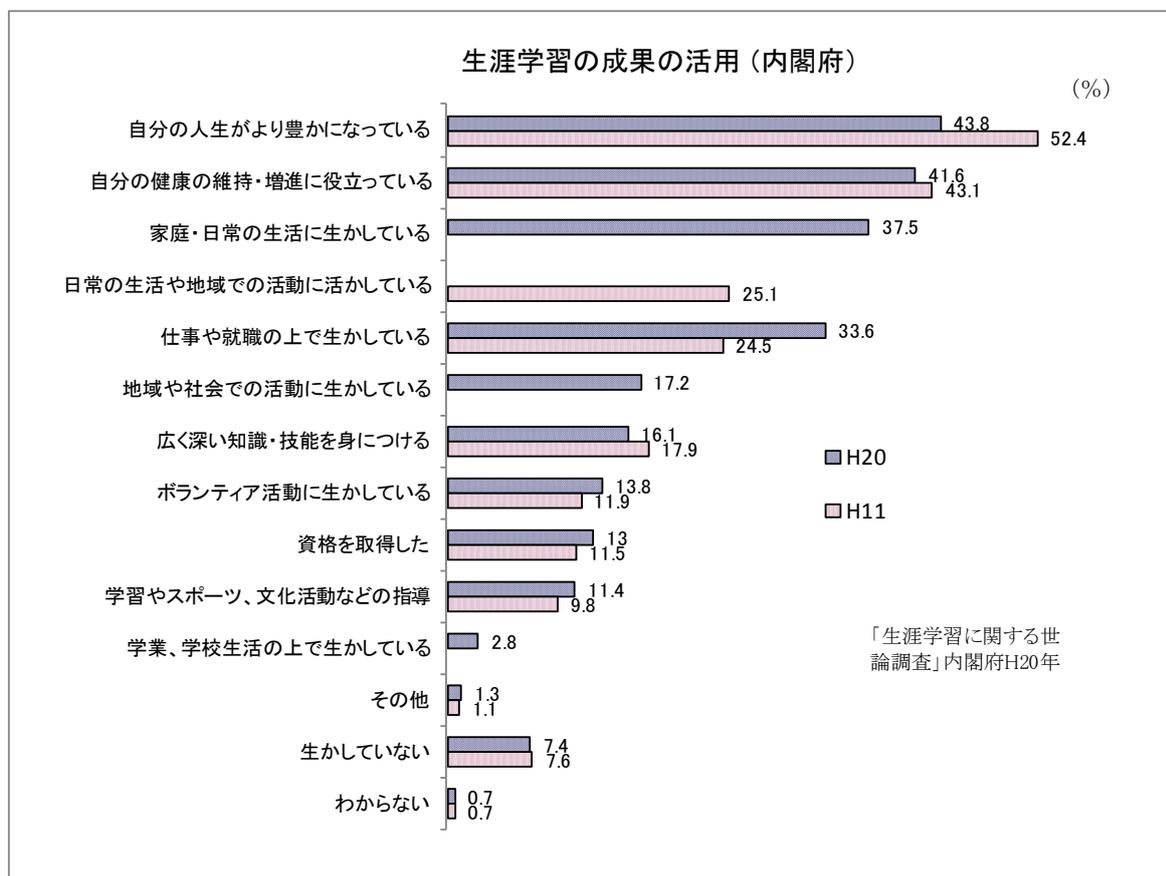
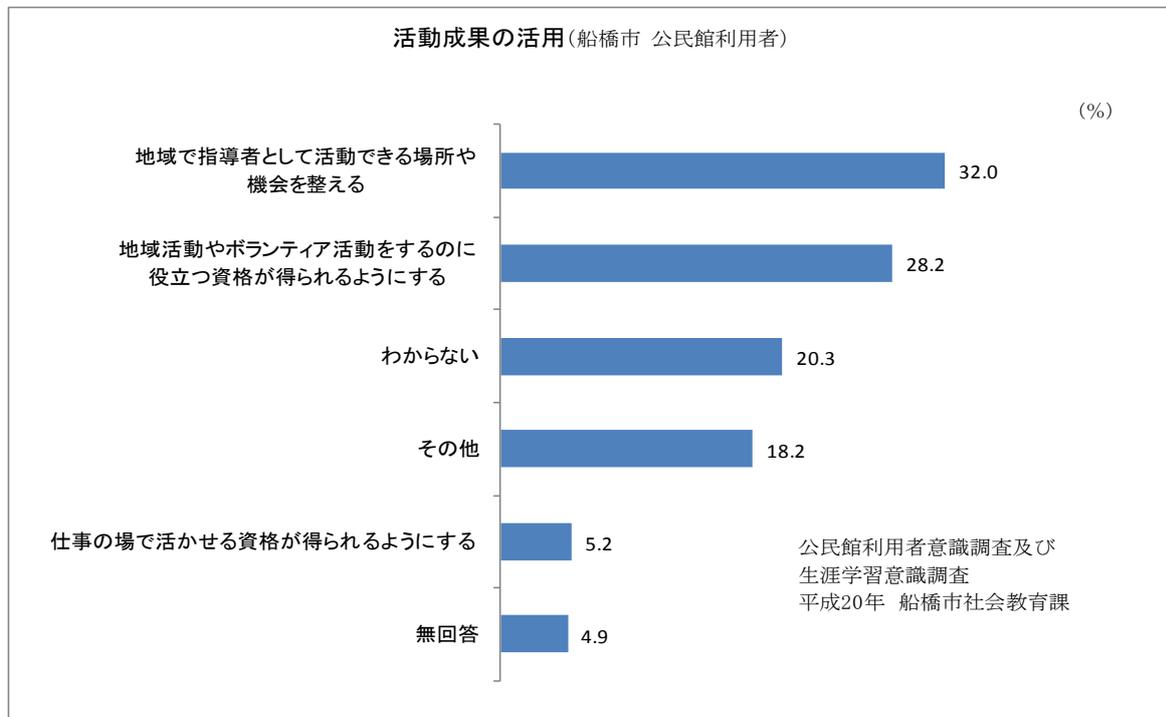
□ 生涯学習の形式

どのような場所や形態で「生涯学習」をしたことがあるか聞いたところ、「公民館など講座」(40.5%)、「サークル活動」(34%)が多くなっており、「カルチャーセンター」(30.6%)を上回っています。また「自宅での学習活動」(27.4%)や「ラジオ・テレビ」(13.2%)など自宅などで行う学習も多くあります。



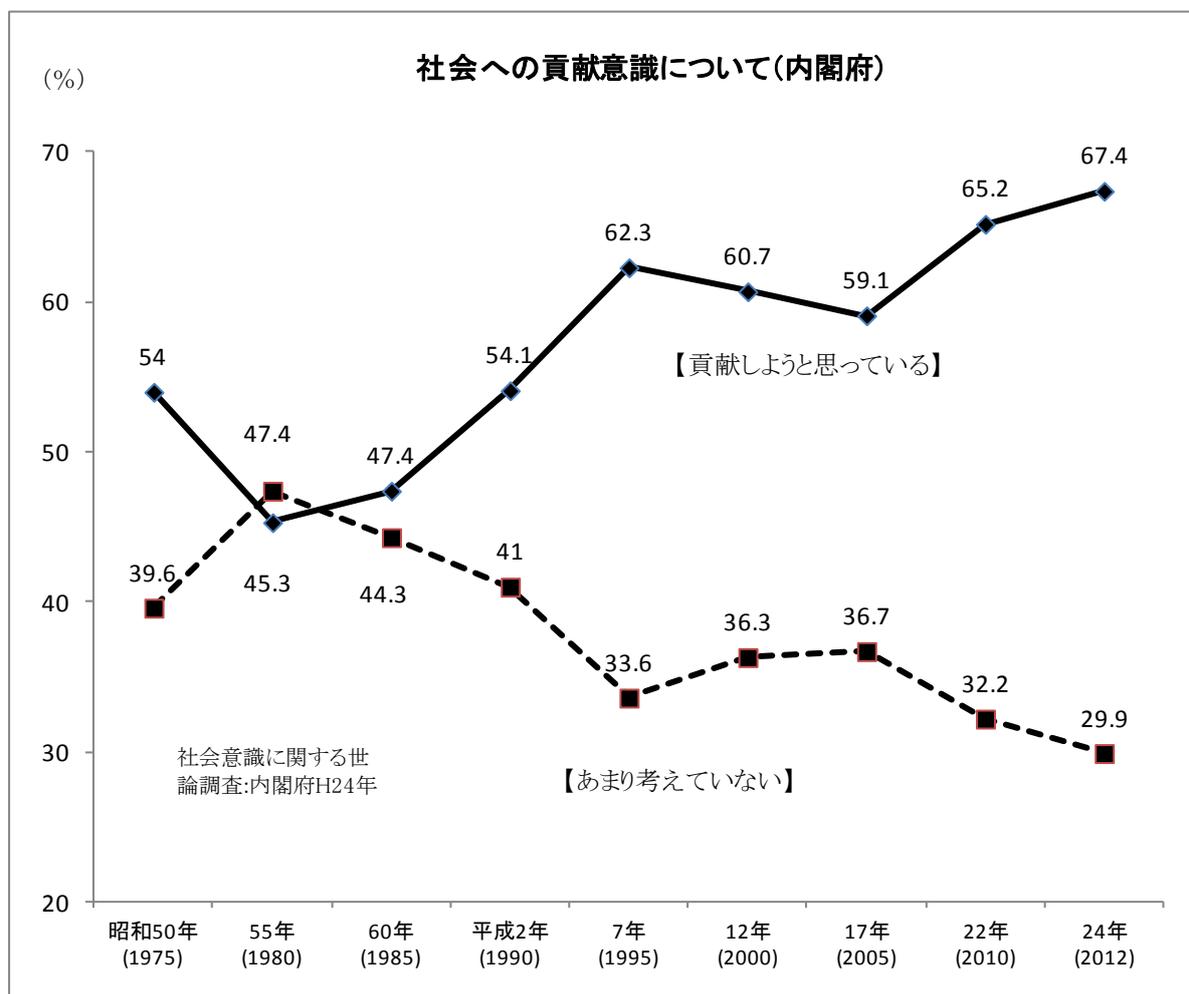
□ 活動成果の活用

学んだ成果をどのように社会に活用したら良いか、公民館利用者にたずねたところ、「地域で指導者として活動できる場所や機会を整える」32.0%、「地域活動やボランティア活動をするのに役立つ資格が得られるようにする」28.2%と、多くの人が学んだ成果を生かせる場所を望んでいることがわかりました。



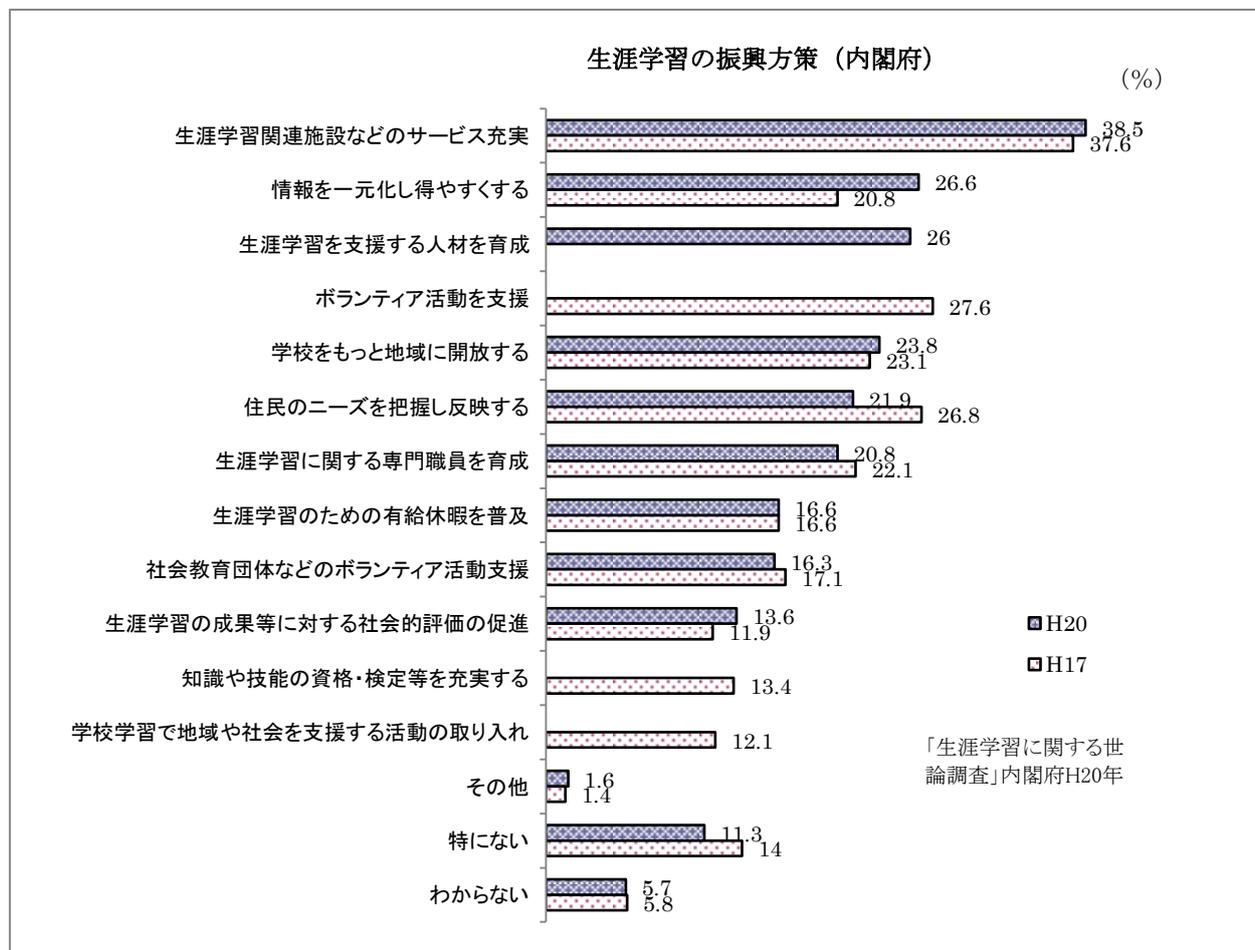
□ 社会への貢献意識

社会への貢献意識が平成に入ってから増加し始め、近年では7割近くになるなど人々の意識が高まっています。



□ 生涯学習の振興方策

「生涯学習」をもっと盛んにしていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思うか聞いたところ、「生涯学習関連施設などのサービスを充実する」(38.5%)と最も高く、「情報を一元化し得やすくする」(26.6%)、「生涯学習を支援する人材を育成」(26.0%)などの順となっており、多くの人々が施設の充実を望んでいるのがわかります。



3 教育基本法の改正について

昭和 22 年に制定された「教育基本法」が、平成 18 年 12 月に全面改定され「新教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）として平成 18 年 12 月 22 日に公布・施行された。

1. 改正された法律の概要

1. 前文が設けられ、法律制定の趣旨等が明らかにされたこと。
2. 教育の目的及び目標について、旧法にも規定されている「人格の完成」に加え、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」など、今日重要と考えられる事柄が新たに規定されたこと。また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等が規定されたこと。（第 1 条から第 4 条まで）
3. 教育の実施に関する基本について定めることとし、旧法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について新たに規定されたこと。（第 5 条から第 15 条まで）
4. 教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定された。（第 16 条及び第 17 条）
5. この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない旨が規定されたこと。（第 18 条）

2. 教育基本法新旧対照表

改正法（平成 18 年法律第 120 号）	旧法律（昭和 22 年法律第 25 号）
<p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>
<p>（教育の目的）第 1 条</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>（教育の目的）第 1 条</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>

<p>(教育の目標) 第2条</p> <p>教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>(教育の方針) 第2条</p> <p>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>
<p>(生涯学習の理念) 第3条</p> <p>国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	
<p>(教育の機会均等) 第4条</p> <p>すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	<p>(教育の機会均等) 第3条</p> <p>すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>
<p>(義務教育) 第5条</p> <p>国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p> <p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p>	<p>(義務教育) 第4条</p> <p>国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p>

<p>* 削除。第2条三項に関連あり。</p>	<p>(男女共学) 第5条 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p>
<p>(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p>	<p>(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(大学) 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	
<p>(私立学校) 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>	
<p>(教員) 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>	
<p>(家庭教育) 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(幼児期の教育) 第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>	

<p>(社会教育) 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ,社会において行われる教育は,国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は,図書館,博物館,公民館その他の社会教育施設の設置,学校の施設の利用,学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>	<p>(社会教育) 第7条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は,国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は,図書館,博物館,公民館等の施設の設置,学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。</p>
<p>(学校,家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 第13条 学校,家庭及び地域住民その他の関係者は,教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに,相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>	
<p>(政治教育) 第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は,教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は,特定の政党を支持し,又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>(政治教育) 第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は,教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は,特定の政党を支持し,又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>
<p>(宗教教育) 第15条 宗教に関する寛容の態度,宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は,教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は,特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>(宗教教育) 第9条 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は,教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は,特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>
<p>(教育行政) 第16条 教育は,不当な支配に服することなく,この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり,教育行政は,国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下,公正かつ適正に行われなければならない。</p> <p>2 国は,全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため,教育に関する施策を総合的に策定し,実施しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は,その地域における教育の振興を図るため,その実情に応じた教育に関する施策を策定し,実施しなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は,教育が円滑かつ継続的に実施されるよう,必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	<p>(教育行政) 第10条 教育は,不当な支配に服することなく,国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。</p>

<p>(教育振興基本計画) 第17条</p> <p>政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>(教育行政) 第10条</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>
<p>(法令の制定) 第18条</p> <p>この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>	<p>(補則) 第11条</p> <p>この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>

4 船橋市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、船橋市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する施策に係わる基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者を、本部員は別表 1 に定める者をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理する。

4 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部の会議に、必要があると認めるときは、本部員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置き、幹事は別表 2 に定める職にある者（以下「幹事」という。）とする。

2 幹事会は、推進本部の所掌事務に関する専門的な調査・検討及び推進本部の会議に付する事案の調整を行う。

3 幹事会は、教育委員会教育次長の職にある者が幹事長となり、会議を招集し、その会議を主宰する。

4 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 幹事会に必要な応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、幹事長が指名する職員をもって組織する。

3 専門部会に、専門部会長を置き、会議を掌理する。

4 専門部会に必要な応じ、分科会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

別表1 (生涯学習推進本部)

本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
	教育長
本部員	病院事業管理者
	健康福祉局長
	建設局長
	市長公室長
	企画財政部長
	総務部長
	税務部長
	市民生活部長
	健康部長
	保健所長
	保健所理事
	医療センター院長
	医療センター事務局長
	福祉サービス部長
	子育て支援部長
	環境部長
	経済部長
	中央卸売市場長
	都市計画部長
	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
	消防局長
	教育次長
	管理部長
	学校教育部長
	生涯学習部長
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
	会計管理者

別表2 (幹事会)

幹事長	教育次長
副幹事長	生涯学習部長
幹事	危機管理課長
	広報課長
	市民の声を聞く課長
	国際交流室長
	政策企画課長
	男女共同参画センター所長
	総務課長
	税制課長
	自治振興課長
	市民協働課長
	市民安全推進課長
	健康政策課長
	健康増進課長
	保健所総務課長
	地域福祉課長
	高齢者福祉課長
	障害福祉課長
	児童家庭課長
	保育課長
	児童育成課長
	環境保全課長
	クリーン推進課長
	商工振興課長
	消費生活課長
	都市総務課長
	公園緑地課長
	道路管理課長
	下水道総務課長
	建築指導課長
	消防局総務課長
	教育総務課長
	学務課長
	指導課長
	保健体育課長
	総合教育センター所長
	社会教育課長
	文化課長
	青少年課長
	生涯スポーツ課長
	中央公民館長
	中央図書館長

5 船橋市生涯学習推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における生涯学習の推進を図るため、船橋市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生涯学習施策に関すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び関係団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は委員 18 名以内をもって組織し、委員は生涯学習について識見を有する、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3 名以内 |
| (2) 生涯学習団体関係者 | 4 名以内 |
| (3) 教育関係者 | 3 名以内 |
| (4) 社会教育・公民館運営審議会委員 | 5 名以内 |
| (5) その他市長が必要があると認めた者 | 3 名以内 |

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(小委員会)

第 7 条 協議会は、専門的事項について調査審議するため、会長の指名する者及び委員をもって組織する小委員会を設置することができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、生涯学習部社会教育課に置く。

(災害補償)

第 9 条 協議会開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）を準用する。

(補足)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 7 月 16 日から施行する。

6 船橋市生涯学習推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	要綱 第3条
会長	サイトウ 藤 哲 瑯	川村学園女子大学教授	1号
副会長	タカハシ 高橋 克文	船橋市社会教育委員長	4号
委員	ムラセ 村瀬 光一	元船橋市教育委員会委員	1号
委員	アオイケ 青池 國晴	学校法人創志学園 クラーク記念国際高校 教育部長	1号
委員	カワムラ 河村 保輔	船橋市生涯学習コーディネーター 連絡協議会 前会長	2号
委員	タカハシ 高橋 佳奈子	ガールスカウト船橋市連絡会理事	2号
委員	ホシノ 星野 義幸	船橋市立飯山満南小学校長 ～平成24年3月31日	3号
委員	トヤマ 遠山 俊夫	船橋市立飯山満小学校長 平成24年4月1日～	
委員	トリウミ 鳥海 サトウ	船橋市北部公民館運営審議会委員	4号
委員	タマル 田丸 ジュンイチロウ	市民公募委員	5号
委員	テラダ 寺田 マリ子	市民公募委員	5号



『輝け！「船橋のみんながもっている一番星」』について

「ふなばし一番星プラン」の愛称は、前計画の表紙になった青木美保さんの絵と標語「船橋のみんながもっている一番星」をもとに生まれたものです。

前計画の策定から10年以上が経過した現在、作者の青木美保さんにあらためて再会することができました。

今も市内にお住まいの青木さんは・・・

「この絵を描いた平成11年当時は、芝山中学校3年生でした。このときは、一人ひとりが個性を大切に、自分にとっての一番星という希望に向かっていくようなイメージを持って、描いたことを覚えています」とのこと。

私たちみんなが持っているそれぞれの力や個性が、生涯学習を通して、一人ひとりの一番星となって光り輝き、やがて輪となって地域全体をより明るく輝き出すことを願って、あらためてこの絵を計画の最後に掲載します。

船橋市生涯学習推進本部

ふなばしー番星プラン
第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画

平成 25 年 3 月発行

編集・発行

船橋市生涯学習推進本部

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課

電話 047-436-2897

FAX 047-436-2893